第2次
豊田市子ども総合計画

子ども・
子育て
支援事業計画

平成27年3月
豊田市

ごあいさつ

子ども・青少年が健やかに生まれ育つことは、私たち共通の願いです。そして、その成長を支えていくことは、私たち大人と社会全体の責務です。

本市においては、平成１９年に子ども条例を制定し、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めてきました。大人や社会全体で子どもの育ちを支え合いながら、「子どもにとって最も良いことは何か」という観点で、必要な取組を推進してきました。そしてこのたび、この趣旨を継承し、社会情勢の変化やニーズを踏まえ、「第２次豊田市子ども総合計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援し、家庭、地域、行政などそれぞれの主体が役割と責任を担っていくことが重要であると考えております。社会の様々な主体の協力と参加のもと、本計画の基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の皆様をはじめ、市民意向調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成２７年３月

豊田市長　**太田 稔彦**

目　次

第1章 計画の趣旨 …… 1

1. 計画策定の背景 …… 1
2. 計画の位置づけ …… 2
3. 計画の対象 …… 2
4. 計画の期間 …… 2

第2章 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 …… 3

第3章 計画の基本的な考え方 …… 25

1.基本理念 …… 25
2.施策の取組方針 …… 26
3.施策体系図 …… 29

第4章 施策の展開 …… 31

1. 施策・事業 …… 31

取組方針Ⅰ　安心して生み育てられる支援体制の充実 …… 31
（1）妊娠中と出産後の親子の健康づくり …… 31
（2）子育ての不安や負担の軽減 …… 35
（3）安全・安心な子どもの生活環境の整備 …… 42

取組方針Ⅱ　すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり …… 44
（1）保育需要への対応 …… 44
（2）良好な幼児教育・保育環境の確保 …… 46

取組方針Ⅲ　子どもの権利の保障と青少年の健全育成 …… 48
（1）子どもの権利保障 …… 48
（2）次代を担う青少年の健全育成 …… 52

取組方針Ⅳ　地域ぐるみによる子育て社会の創造 …… 58
（1）ワーク・ライフ・バランスの推進 …… 58
（2）家庭教育力の向上 …… 60
（3）地域力を生かした子どもの育成 …… 63

2. 重点事業……66
① 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置……66
② ふれあい子育て教室の開催……67
③ 0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上……68
④ いじめ防止体制の整備……69
⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組……70
⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用……71
⑦ 高校生・大学生の社会参加活動促進事業……72
⑧ 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営……73
⑨ 親育ち交流カフェの開催……74

第5章 子ども・子育て支援事業計画……75
1. 子ども・子育て支援新制度について……75
2. 教育・保育提供区域について……78
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容……80
①3～5歳児（1・2号認定子ども）……80
②0～2歳児（3号認定子ども）……88
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容……101
①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）……101
②延長保育（時間外保育事業）……104
③子育て短期支援事業（ショートステイ）……104
④地域子育て支援拠点事業……105
⑤一時保育（一時預かり事業）……105
⑥病児・病後児保育事業……107
⑦ファミリー・サポート・センター事業……107
⑧妊婦健診事業……108
⑨おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）……108
⑩養育支援訪問事業……109
⑪利用者支援事業……109
5.教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について……110

第6章 計画の推進……111
1. 計画の推進体制……111
2. 計画推進の留意点……112
3. 計画の評価……112

資料編……113

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。また、青少年を取り巻く状況も複雑化しており、ニートやひきこもりなど、自立に困難を抱える青少年が増加しています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、平成 22 年に「子ども・若者ビジョン」が示されました。さらに、平成 26 年には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 19 年に「豊田市子ども条例」を制定しました。また、平成 22 年に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。しかし、本市においても子ども・青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、その解決に向けたさらなる施策の推進が求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備、青少年を支援する体制の整備を目的に、第 2 次豊田市子ども総合計画（以下、本計画）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例に基づく「豊田市子ども総合計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

また、本計画は、上位計画である「第 7 次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

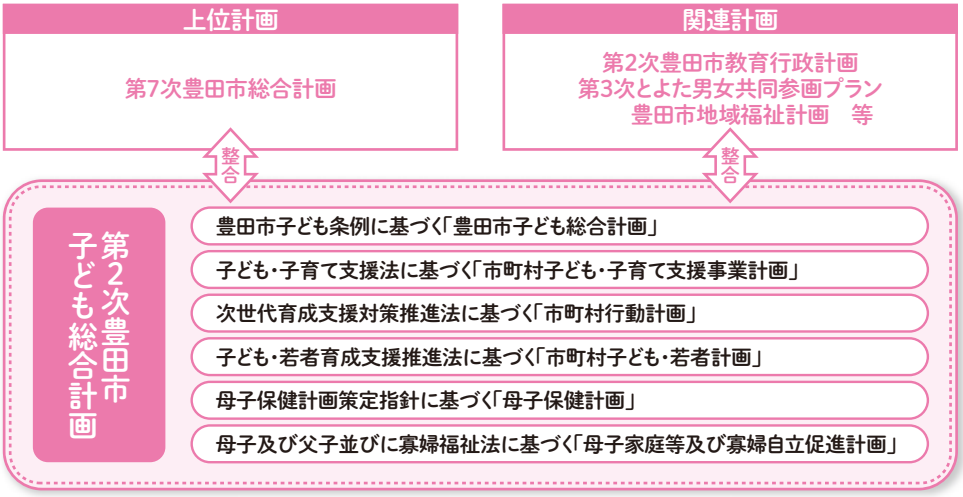

さらに、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」に位置づけます。

3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね 20 歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容により、30 歳代までの若者も含みます。

妊娠・出産期 → 乳幼児期 → 児童期 → 思春期 → 青少年期

また、本計画は、子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもにかかわる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、第2次教育行政計画で対応しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認を行います。

第2章 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

子ども・青少年を取り巻く状況について、統計データや平成 25 年に実施した「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」及び「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」※などから、現状と課題を整理しました。

1. 少子化の状況

平成 25 年のわが国の出生数は、約 103 万 1 千人で、3年連続で統計が残る年の最低記録を更新し、少子化が進行しています。本市においても、国と同様に出生数は減少傾向にあります。少子化の進行は、経済を支える世代の減少につながり、ひいては社会保障制度の持続可能性にも影響を及ぼします。

少子化の背景には、未婚率の増加や仕事と育児の両立の困難など、様々な要因があると考えられますが、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

▶出生数の推移

本市の出生数は、平成 25 年で 4,014 人となっており、総じて減少傾向となっています。また、出生数の減少と死亡数の増加に伴い、自然増加数の減少がみられます。

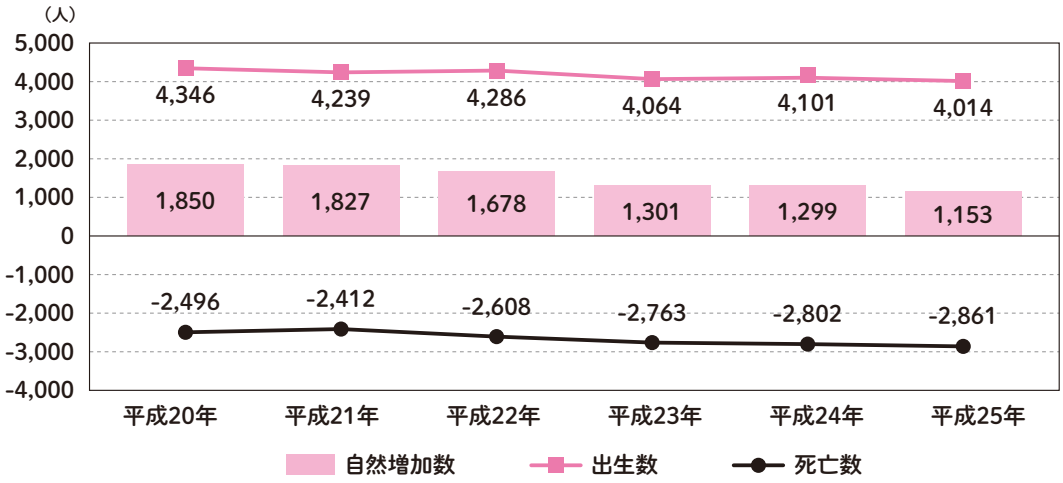

資料：人口動態統計

※以下「意向調査」といいます。

▶合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 25 年で 1.63 となっており、国の 1.43、愛知県の 1.47 を上回っています。しかしながら、人口維持に必要な 2.07 を大きく下回っています。国がまとめた「長期ビジョン」※では、平成 52 年頃に 2.07 まで回復した場合、50 年後に人口1億人程度の人口を確保できるとの見通しが示されています。

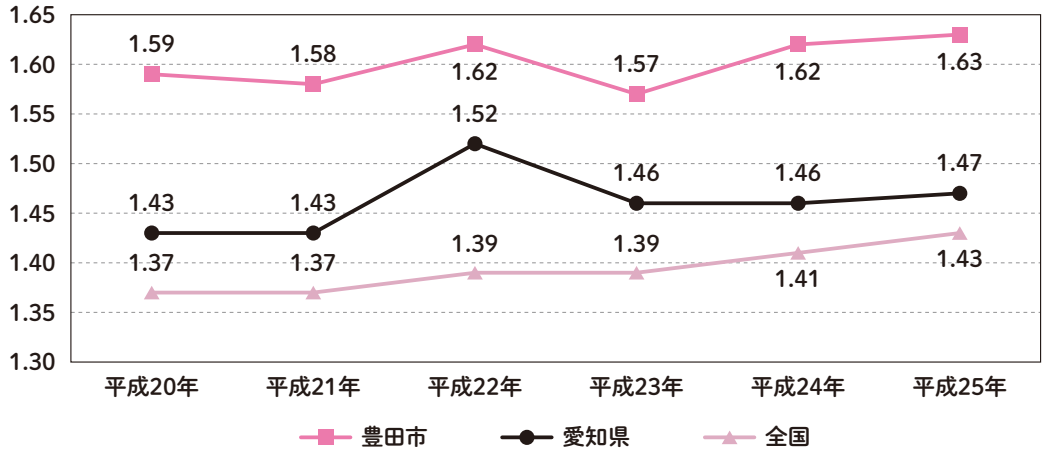

資料：豊田市健康部健康政策課調べ、人口動態統計ほか

▶総人口と 18 歳未満人口・30 歳未満人口の推移

本市の総人口は、平成 26 年には 422,181 人となっており、平成 22 年以降、減少傾向となっています。同年の総人口に対する 18 歳未満人口の占める割合は 17.8%、30 歳未満人口の占める割合は 32.9%となっており、子ども・青少年の人口の割合は年々減少しています。

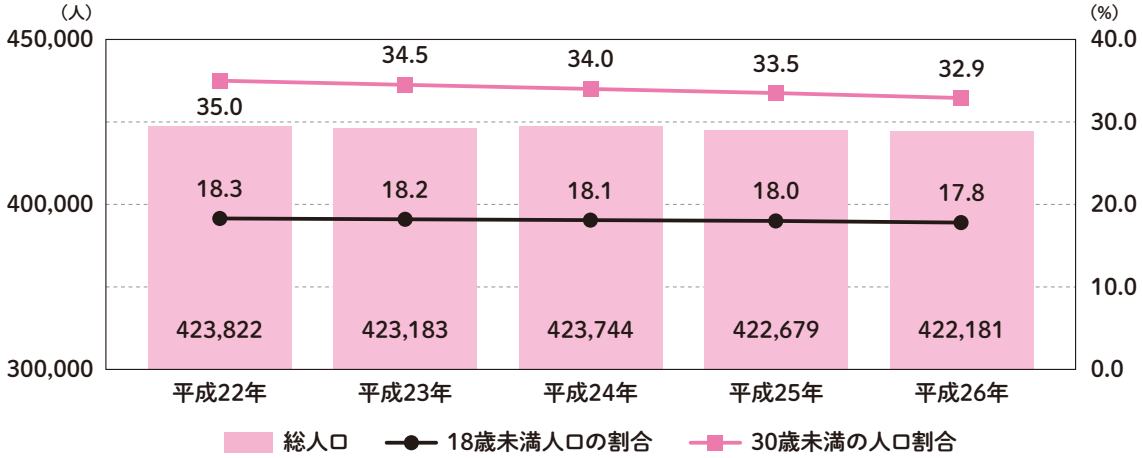

資料：豊田市市民福祉部市民課調べ
注：各年10月1日現在

※長期ビジョン：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」。日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後取り組むべき将来の方向を提示するもの（平成 26 年）。

▶地区別人口における子どもの人口割合

本市の平成 26 年 10 月 1 日現在の地区別人口は、挙母地区が 130,514 人と最も高く、稲武地区が 2,557 人と最も低くなっており、人口規模に大きな差がみられます。また、子ども（18 歳未満）の人口割合は、猿投地区と藤岡地区が 19.1%と最も高く、旭地区が 9.4%と最も低くなっており、10 ポイント近くの差がみられます。

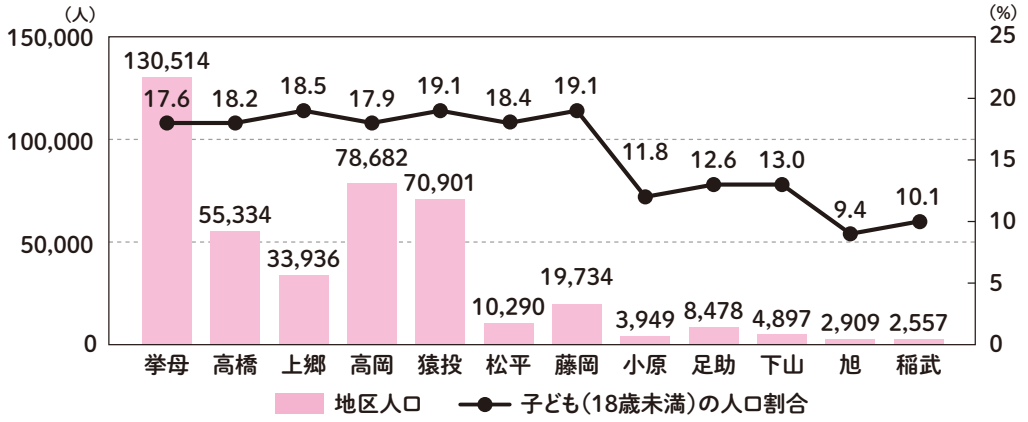

資料：豊田市市民福祉部市民課調べ
注：平成26年10月1日現在

▶婚姻率及び初婚平均年齢

本市の婚姻率※は平成 25 年で 6.4 となっており、国より高くなっていますが、下降傾向にあります。初婚平均年齢は男女とも年々高くなる傾向にあります。

■婚姻率

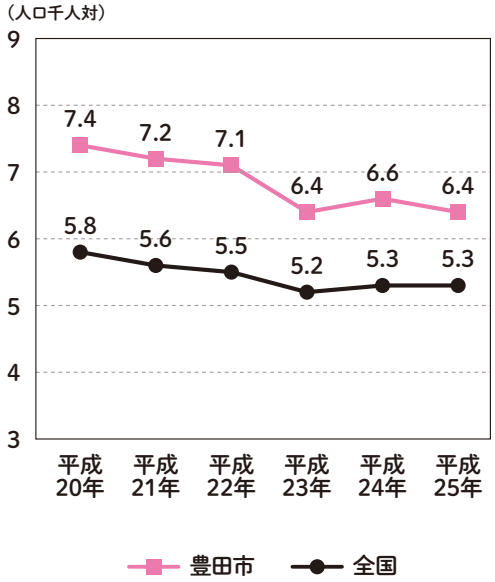

資料：人口動態統計

■初婚平均年齢

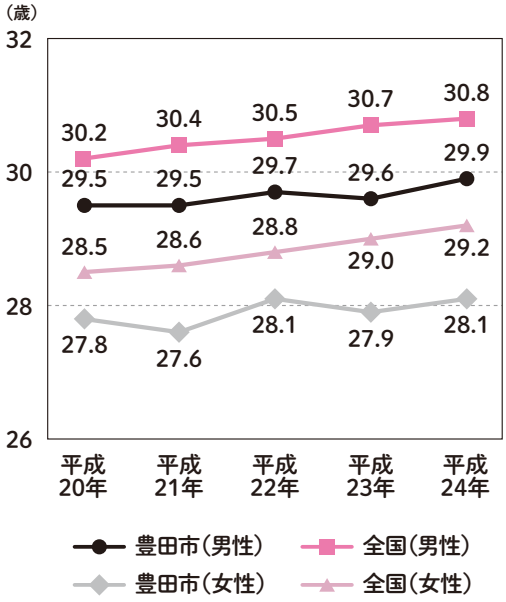

資料：人口動態統計

※婚姻率：人口千人に対する婚姻件数。

2. 待機児童の状況

本市では、保育需要に対応するため、公私立こども園※の改築・改修や、私立こども園の新設、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、定員枠を拡大してきましたが、今後も保育需要の増大が見込まれます。

特に0～2歳児の保育需要は増加傾向にあり、就労意欲のある子育て中の母親が多いことがうかがえます。少子化が進む一方で、高まる保育需要への対策は大きな課題となっています。

意向調査によると、3歳児からの幼児教育・保育の利用意向が高くなっているため、ニーズを把握し、それに即したサービスの提供を行うことが必要です。

▶待機児童数の推移

各年度当初には、待機児童数は比較的少ないですが、年度の半ばには増加する傾向にあります。9割以上が0～2歳の低年齢児となっており、その対応が課題となっています。

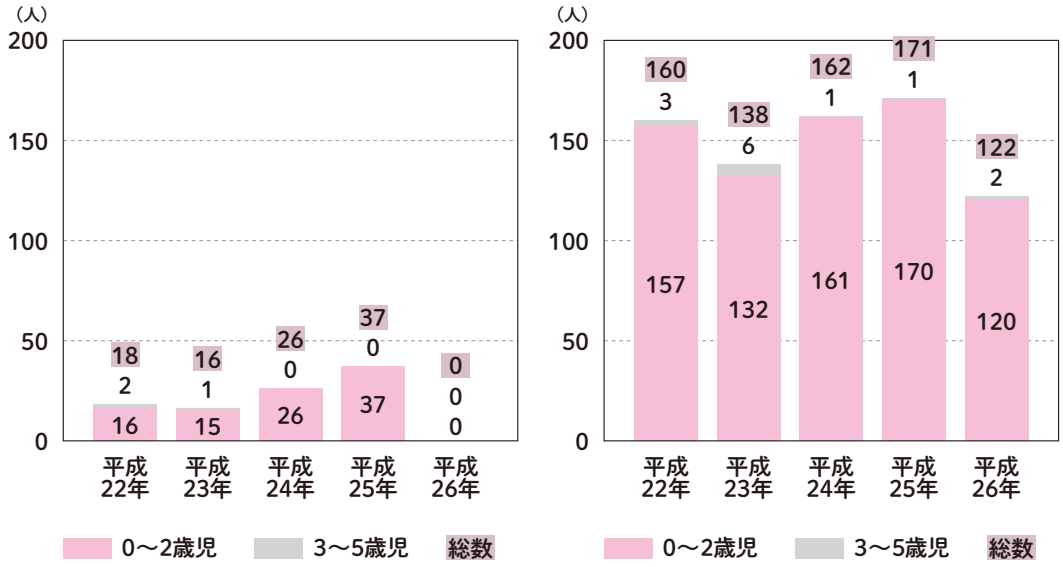

資料：豊田市子ども部保育課調べ

※こども園：本市では、公私立保育園・公立幼稚園を「こども園」として、施設名称、保育料、職員の配置基準を統一し、一体的に運用しています。認定こども園とは異なります。また、こども園の保育士及び幼稚園教諭を「保育師」と呼んでいます。

▶こども園・私立幼稚園の園児数、就園率の推移

0～2歳児の園児数は増加傾向にあり、今後も女性の就労意向の高まりにより増加していくことが予測されます。3～5歳児の園児数は年によってばらつきはあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。就園率では、特に0～3歳児で大きく伸びています。

■こども園・私立幼稚園園児数

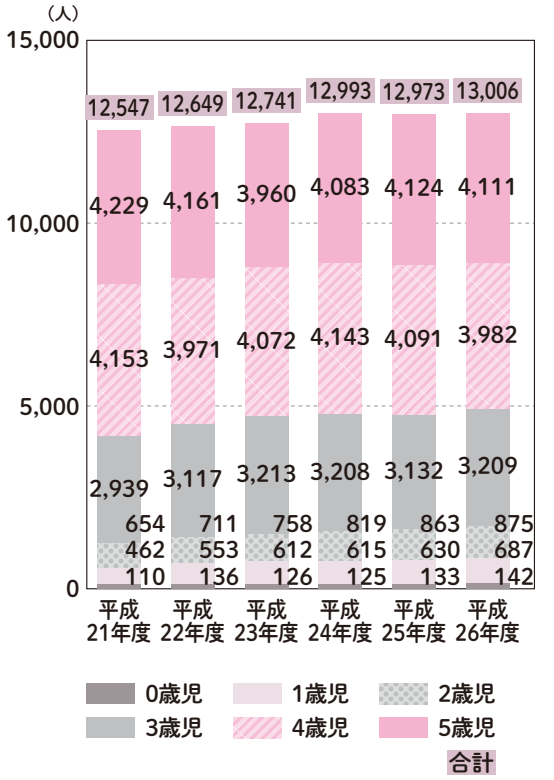

資料：豊田市子ども部保育課調べ
注：各年5月1日現在

■こども園・私立幼稚園就園率

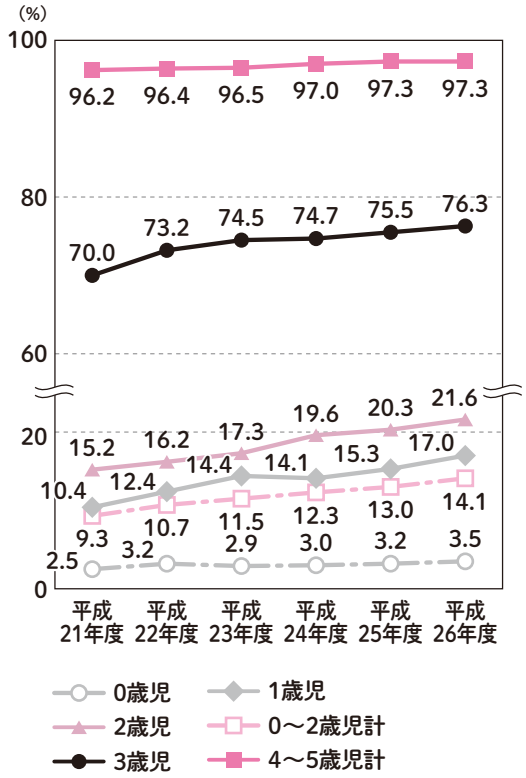

資料：豊田市子ども部保育課調べ
注：各年5月1日現在

▶定期的な教育・保育について、子どもが何歳になったら利用しようと考えているか

こども園、私立幼稚園などの定期的な教育・保育を子どもが何歳になったら利用したいかでは、3歳が 56.3%となっており、多くの保護者は3歳児からの就園を希望しています。

全体（N=481）

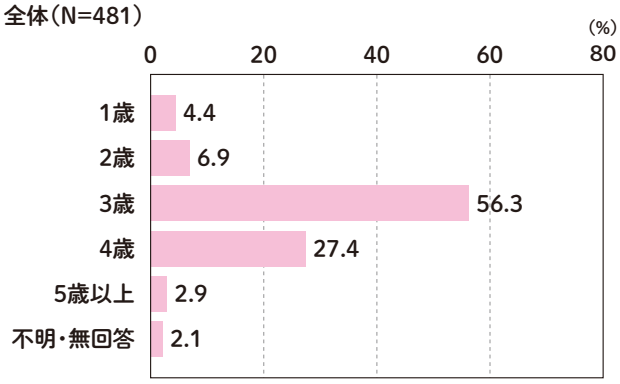

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）
注：定期的な教育・保育を利用していない人のうち、利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」を選んだ人が回答

3. 仕事と子育ての両立に関する意識

子育て支援において、「ワーク・ライフ・バランス」は不可欠な要素の一つです。しかしながら、社会の状況は、依然として仕事に偏重しており十分改善されているとはいえません。

本市は子育て世代の専業主婦の割合が高い傾向がみられますが、全国的には労働力人口が減少する中、女性の就労を促進する動きが加速しており、潜在的な女性の就労ニーズがさらに高まっていくことが予測されます。

今後、ますます仕事と子育ての両立は重要な課題となりますが、意向調査によると、子育て世代の多くは、「仕事」「家事・育児」「プライベート」のバランスが取れていると感じておらず、5年前と比べても、その意識は低下しています。

これらの意識の改善は、行政のみならず、企業や社会全体で取り組むべき課題であり、市民への啓発や企業との連携など、幅広い施策の展開が必要です。

▶専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

本市では、子育て世代である 20 歳代後半～ 30 歳代前半における専業主婦の割合が、国に比べて高くなっています。

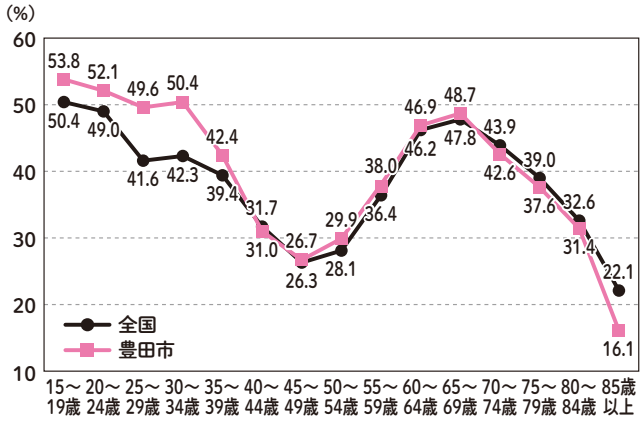

資料：国勢調査（平成22年）

▶女性の労働力率の全国・県との比較

出産・子育てなどによる 30 歳代の労働力率の落ち込みにより、いわゆる「M 字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、国・県に比べて低くなっていますが、今後は就労意向の高まりが予測されるため、子育てしながら働ける環境の整備が必要です。

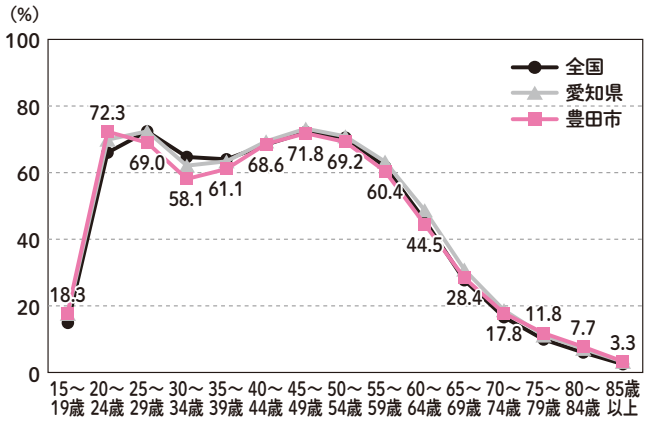

資料：国勢調査（平成22年）

▶母親の就労状況（母子健康手帳被交付者、就学前児童保護者、小学生保護者）

母子健康手帳被交付者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 45.6%と最も高く、次いで「就労している（フルタイム）」が 31.8%となっています。

就学前児童保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 51.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20.2%となっています。

小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 46.9%と最も高く、就学前児童保護者と比べると 26.7 ポイント高くなっています。

平成 21 年調査と比べると、フルタイムで就労している人の割合は、いずれも増加しています。育休・介護休業中の人の割合も、いずれも増加しています。

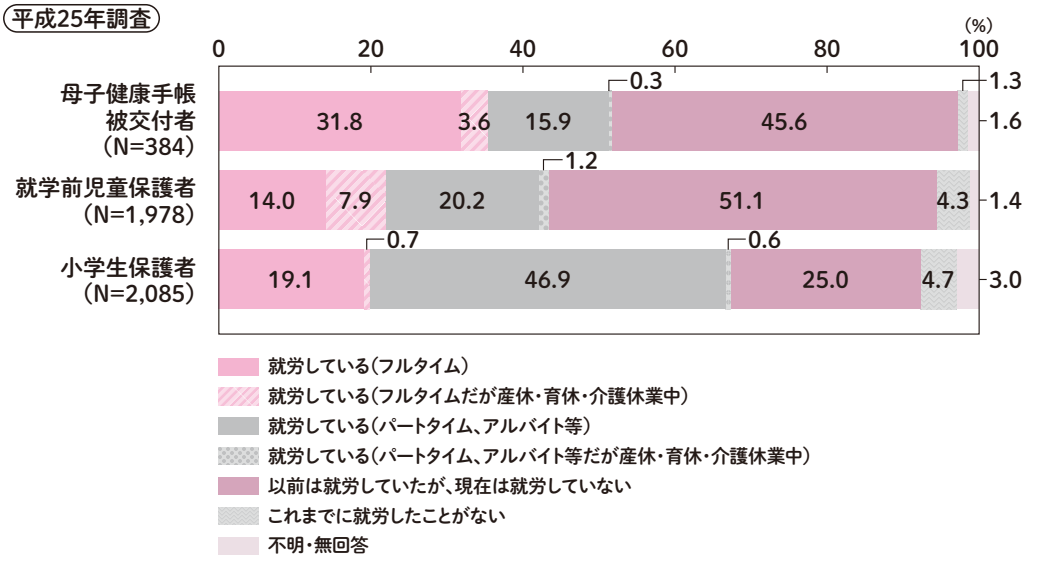

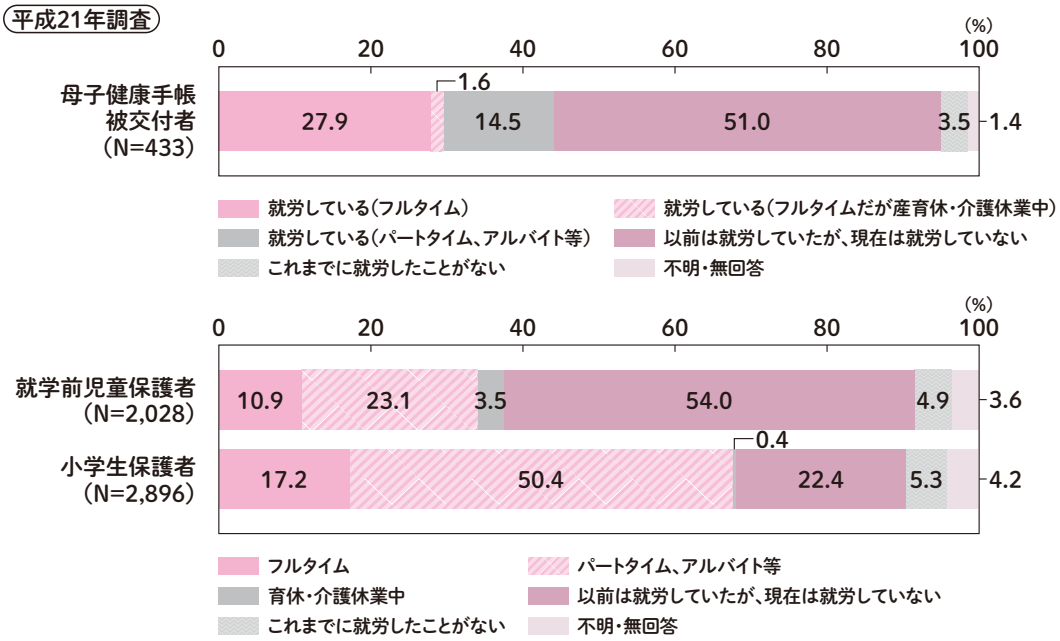

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成21、25年）

▶「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【父親】

父親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの父親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」が6割弱であるものの、現実は「仕事時間を優先」が6割強となっています。

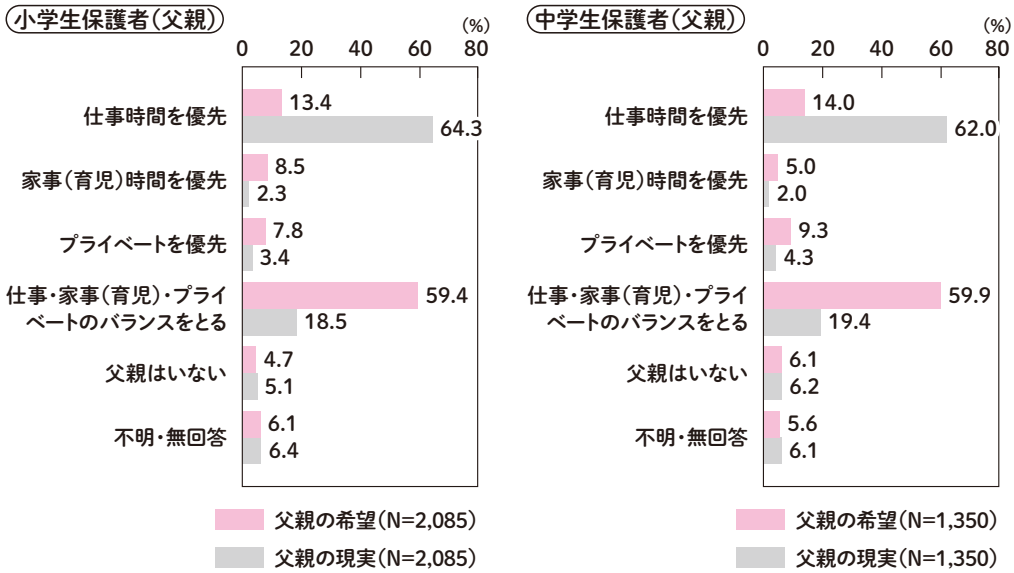

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）

▶「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【母親】

母親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの母親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」ことが6割以上であるものの、現実は「家事（育児）時間を優先」が4割弱～5割弱となっています。

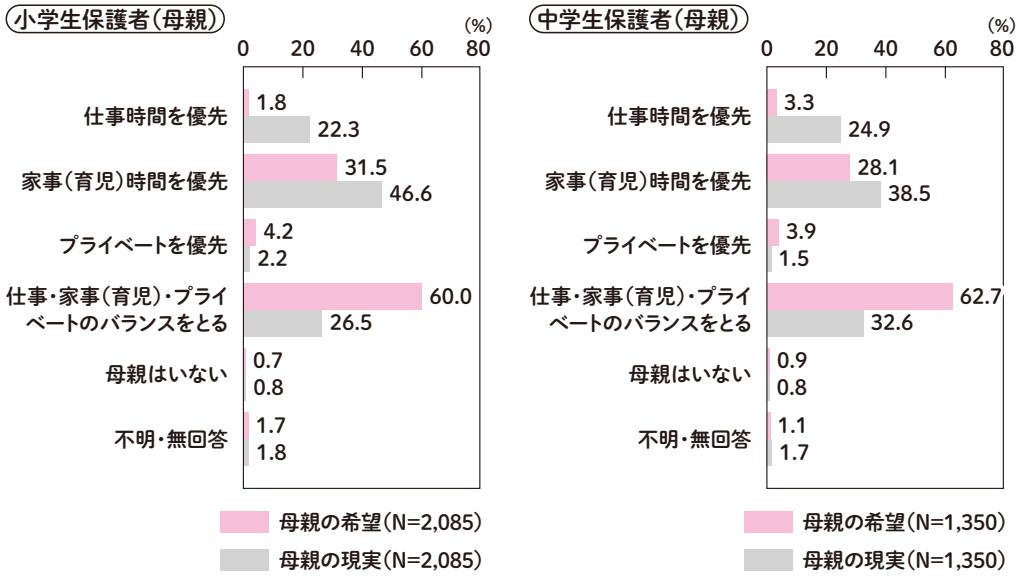

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）

4. 家庭における子育てに関する意識

父母をはじめとした保護者が、子育ての第一義的な責任をもつこと、そして、子どもが健全に成長するには、家庭におけるコミュニケーションやかかわりが重要です。

しかし、意向調査によると多くの保護者や市民が、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。また、一部の保護者は子育てに対して自信がもてなかったり、子育て仲間がいなかったり、様々な悩みや不安を抱えています。

これらの保護者に対する支援を行い、家庭における子育て力の向上を図っていくことが求められています。

▶日頃の子育てについて感じていること（就学前児童保護者）

『子育てに自信がない』（=「ややBに近い」+「Bに近い」）は 44.5%で、平成 21 年調査と比べて 4.9 ポイント増加しています。『子育てが嫌い』（=「ややBに近い」+「Bに近い」）は 28.6%で、平成 21 年調査と比べて 1.4 ポイント増加しています。子育てに自信がもてない人や、子育てに負担やストレスを感じている人が増加しています。

■子育てに自信がもてなくなることは
A：特にない/B：よくある

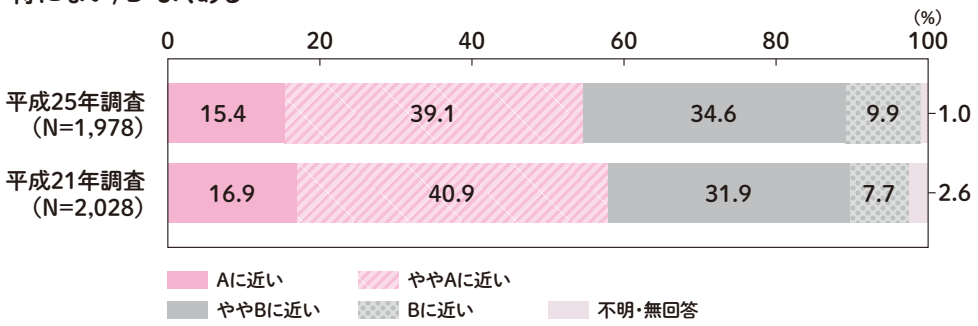

■子育てが嫌になることは
A：特にない/B：よくある

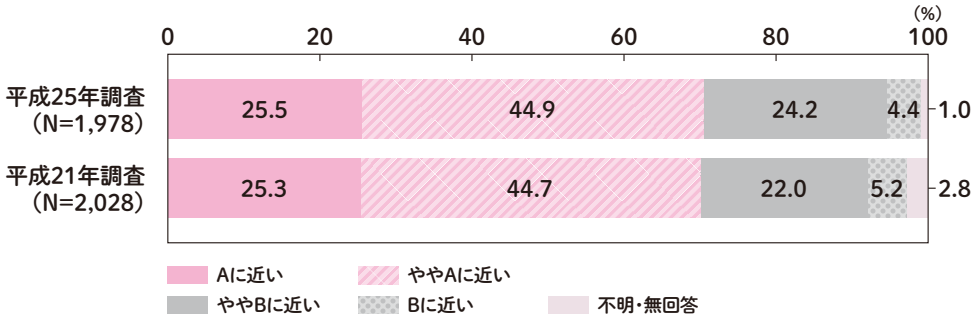

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成21、25年）

▶子育て仲間の有無（就学前児童保護者）

「子育て仲間がいない」人の割合は 6.3%で、平成 21 年調査と比べて 1.1 ポイント増加しています。気軽に子育てについて相談し合える関係づくりが求められています。

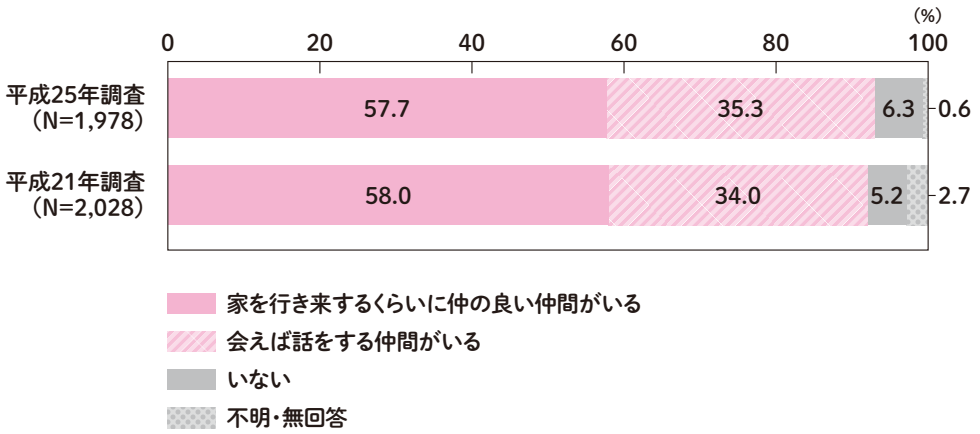

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成21、25年）

▶子育て支援センター等相談件数

「発育・発達」「しつけ・教育」「基本的生活習慣」などの「しつけ・教育等に関する相談」が多くを占めている一方、「子育て不安・育児ストレス」の件数も多くなっています。保護者の負担軽減につながる各種の支援が必要です。

単位：件数

相談区分	相談内容	相談件数
しつけ・教育等に関する相談	発育・発達	316
	健康・医学的問題	77
	しつけ・教育	213
	基本的生活習慣	208
子育てに関する相談	家族関係・親子関係	111
	子育て不安・育児ストレス	194
	就労との両立に関すること	14
経済的問題等、生活環境上の相談	子育て以外の家族関係	19
	近所付き合い	8
	その他、地域的な問題	4
児童福祉に関する相談	虐待・放任・放置に関する相談	1
	障がいに関する相談	20
	不登校・ひきこもりに関する相談	16
その他		175
計		1,376

資料：とよた子育て総合支援センター調べ（平成 25 年度）

5. 地域における子育て支援に関する意識

子育て支援をより包括的に行うためには、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、親と子を地域住民や様々な地域資源で支えることが重要であり、見守りなどの住民参画をはじめとした「地域力」の活用が不可欠となっています。

意向調査によると、子育て支援活動への参加の意向をもつ市民は増えています。これらの市民をはじめ、NPO、大学などとの共働により、社会全体で子育て支援に取り組む視点が重要です。

また、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、豊かな経験ができる「居場所」について、子どもの身近な地域に整備していくことが求められています。

▶地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて（小学生保護者、中学生保護者、市民）

『参加してみたい』（=「内容の企画検討から参加してみたい」+「参加してもよい」）は、小学生保護者、中学生保護者に比べて、市民で高くなっており、33.7%となっています。

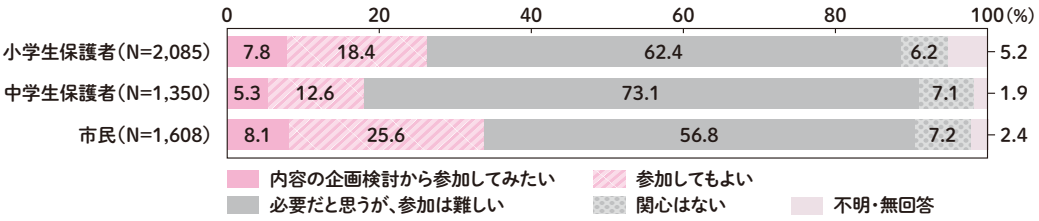

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）

▶近所や地域の大人とのかかわり（小学生高学年）

「あいさつをする人がいる」「声をかけてくれる人がいる」「地域のお祭りや行事に参加している」は５割を超えて高くなっています。

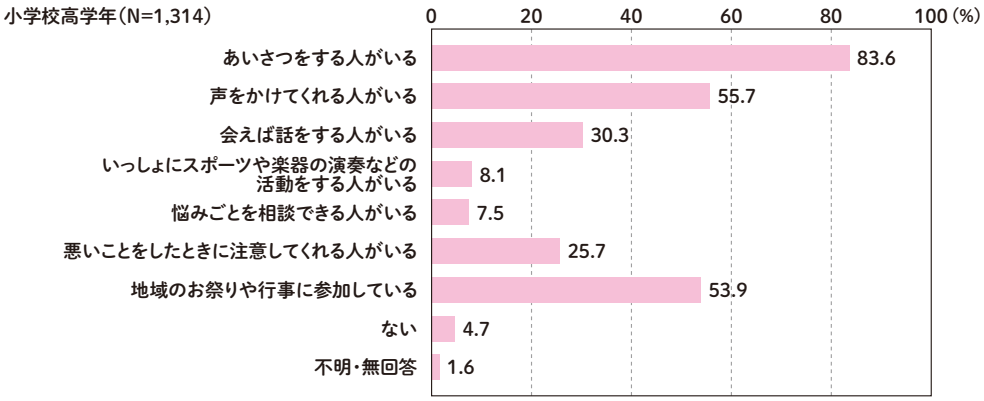

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶地域であったらよいと思う場所（中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「友だち同士でゆっくり話せる場所」が4割弱～5割強と最も高くなっています。なお、青少年（19 ～ 29 歳）では「学校や職場以外の仲間づくりができる場所」が 31.9%と、ほかの年代と比べて高くなっています。

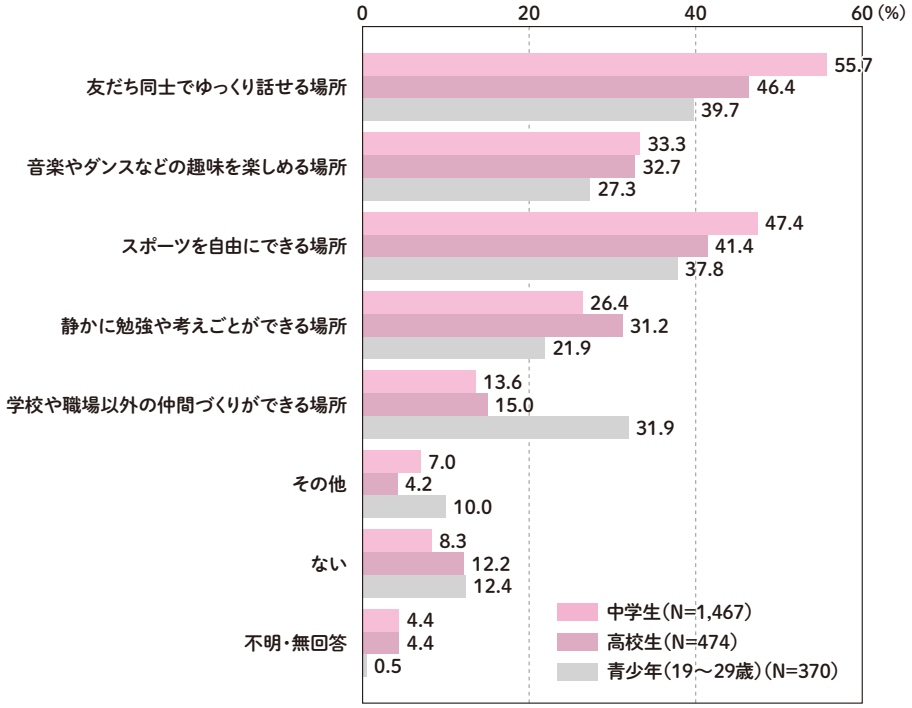

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶放課後児童クラブの利用児童数とクラブ数の推移

放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあり、平成 26 年度で 2,642 人となっています。保育の質を確保し、安定的な施設運営を行っていくことが課題となっています。

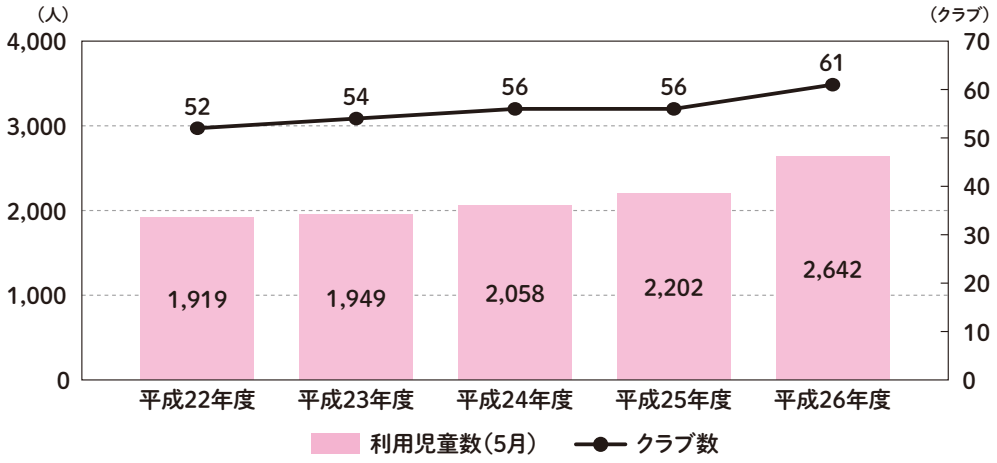

資料：豊田市子ども部次世代育成課調べ
注：各年5月1日現在

6. 自立支援が必要な青少年の状況

近年の産業構造や経済状況の変化により、若年者の雇用情勢は依然厳しい状態にあり、自立に困難を抱える青少年が増えています。ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となっており、雇用問題だけでなく、社会不適応や精神的な問題を抱えているケースも多くみられます。

このような青少年については、自己肯定感を回復しながら社会に適応できるよう、相談支援や体験就労なども含めた、段階的かつ総合的な支援が必要となっています。また、支援が必要な青少年に対しては、教育、福祉、医療なども含めた多様な関係機関の連携に基づく取組が必要とされ、そのコーディネート機関の設定も含めた体制の整備が求められています。

また近年、携帯電話やスマートフォンなどの新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、SNS※などによるトラブルも増加しています。基礎的な学力はもとより、生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身につけることが重要となっています。

▶将来の仕事について考えたことの有無（中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「やりたい仕事がある」が4割以上と最も高く、次いで「やりたい仕事を考えることはあるが、まだ決まっていない」が3割強となっています。なお、青少年（19～29歳）の3.6%が「働くつもりはない」と回答しています。

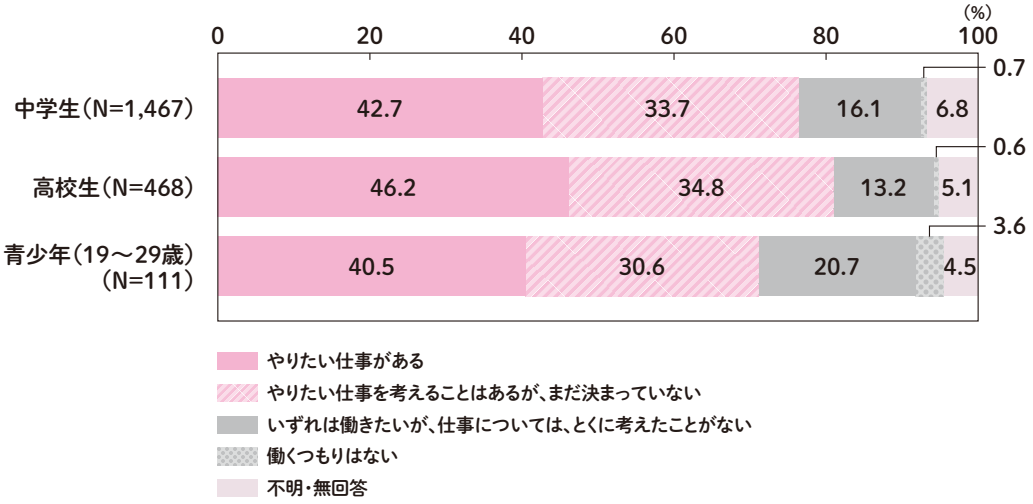

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）
注：回答は勤労者を除く

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。フェイスブック、ラインなど。

▶青少年の失業率の推移（全国）

わが国の青少年の失業率は平成 19 年、20 年あたりにかけて減少傾向でしたが、リーマンショックによる不況のあおりを受けて増加に転じ、近年再び減少しています。

平成25年の失業率は、15～19歳が6.4%、20～24歳が7.0%、25～29歳が6.2%となっており、いずれも全年齢計の 4.0%を上回っており、青少年の就業対策が課題となっています。

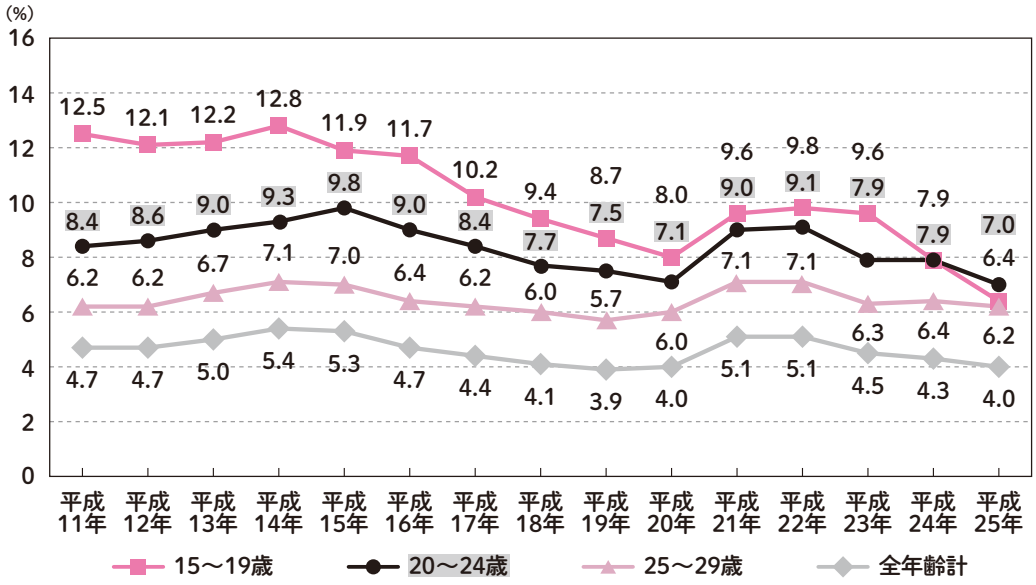

資料：労働力調査（総務省）

▶フリーター・若年無業者の推移

フリーターは平成 20 年には 170 万人と減少していましたが、平成 21 年以降増加に転じ、平成 25 年で 182 万人となっています。若年無業者は、年によってばらつきはあるものの概ね 60 万人前後で推移しています。若年者の自立・就業支援が課題となっています。

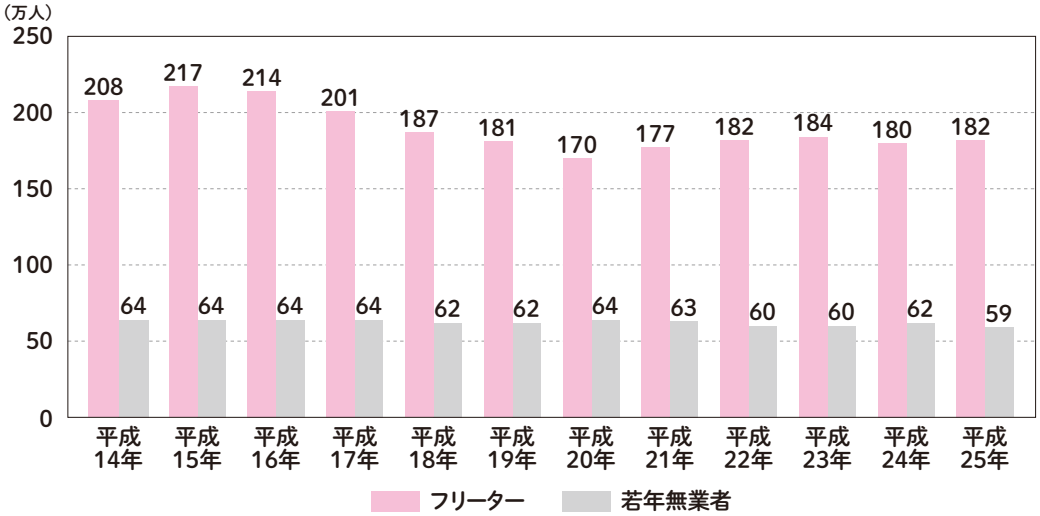

資料：「青少年白書」及び「子ども・若者白書」（内閣府）、労働力調査（総務省）

▶自分専用として持っているもの（小学校高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、「携帯電話・スマートフォン」の所有率が高くなっており、小学校高学年で 23.5%、中学生で 54.5%、高校生で 94.1%となっています。

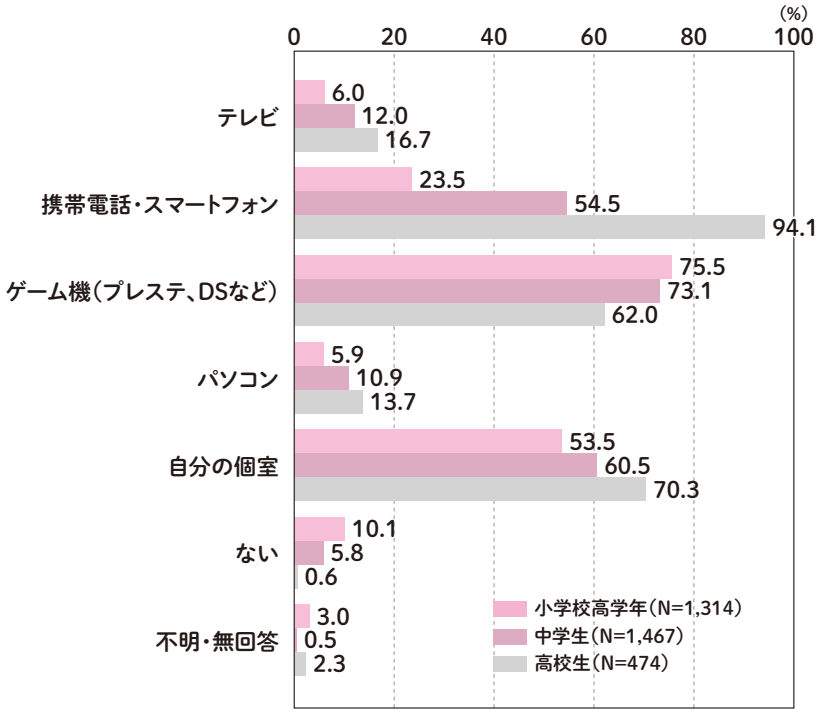

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶平日、学校が終わった後に携帯電話・スマートフォンを使った時間（小学校高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、使用時間が増加しており、高校生では、携帯電話・スマートフォンを「4時間以上」使った人の割合が 9.6%にも及んでいます。

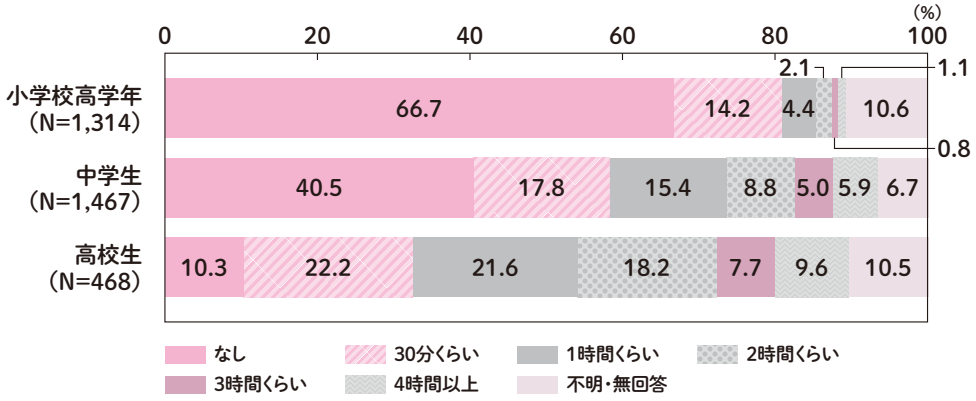

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶外出の頻度（中学生、高校生、青少年）

『ふだんは家にいる』（=「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」+「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」+「自室からは出るが、家からは出ない」+「自室からほとんど出ない」）は、高校生が 3.1%、青少年（19 ～ 29 歳）が 6.0%となっています。このうち、その状態になってから6か月以上に及ぶ人の割合は、それぞれ 1.9%、4.6%となっています。

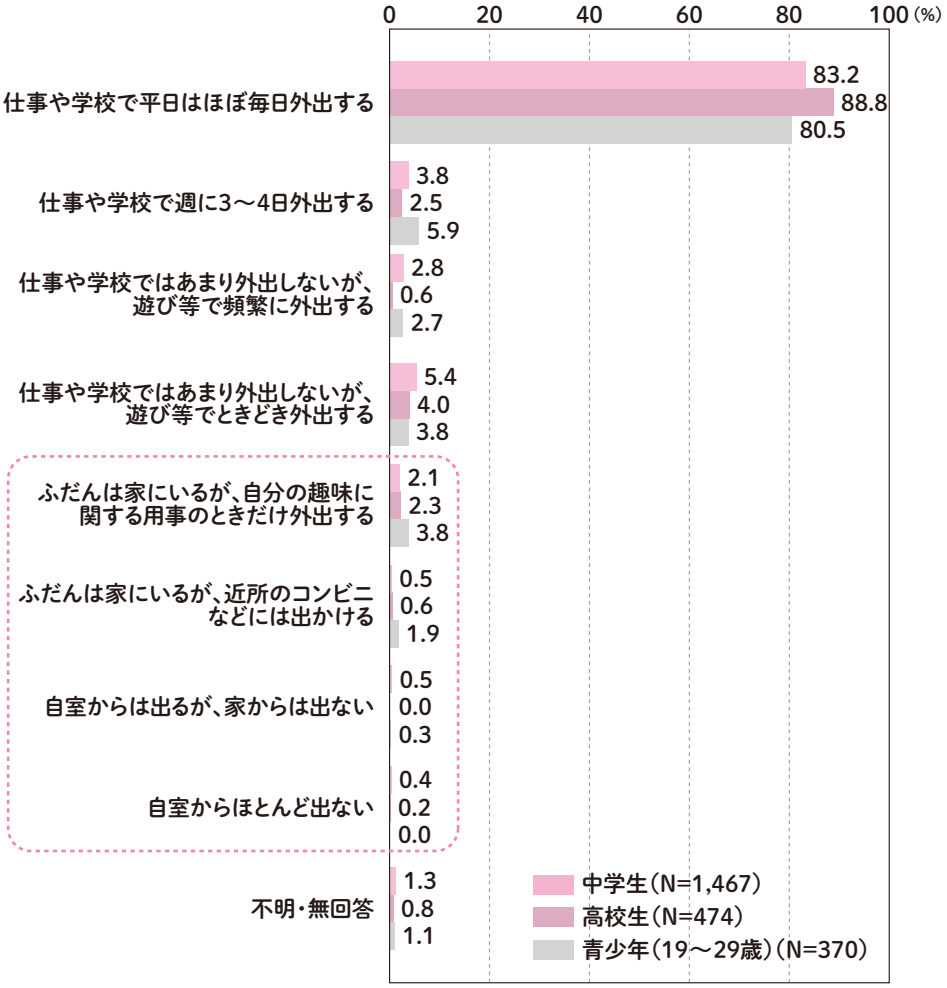

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

※平成 22 年内閣府調査の全国結果（15 ～ 39 歳対象）で『広義のひきこもり』（=「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」+「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」+「自室からは出るが、家からは出ない」+「自室からほとんど出ない」で、その状態になってから6か月以上経過し、妊婦、自宅で仕事をしている人、主に家事・育児をする人などは除く）は 1.79%となっています。

7. 子どもの権利に対する意識

本市では豊田市子ども条例において、すべての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障しています。また、子どもの権利学習プログラムを実施するなどの啓発活動を推進しています。

意向調査によると、「豊田市子ども条例」や「とよた子どもの権利相談室」の認知度が向上しているだけでなく、子どもに思わず手をあげたりする親が減少し、嫌なことをされたりいじめられたりする子どもも減少しており、子どもの権利を守る取組が市民生活に浸透しつつあることがわかります。

しかしながら、依然としていじめや児童虐待は社会問題として存在しており、その解消に向けた継続的な取組が求められています。

▶「豊田市子ども条例」の認知度（小学生、中学生、高校生）

『知っている』(=「内容まで知っている」+「あることを知っている」)は、平成21年調査と比べて、小学校低学年で1.5ポイント、小学校高学年で6.1ポイント、中学生で10.9ポイント、高校生で9.3ポイントそれぞれ高くなっており、認知度の向上がうかがえます。

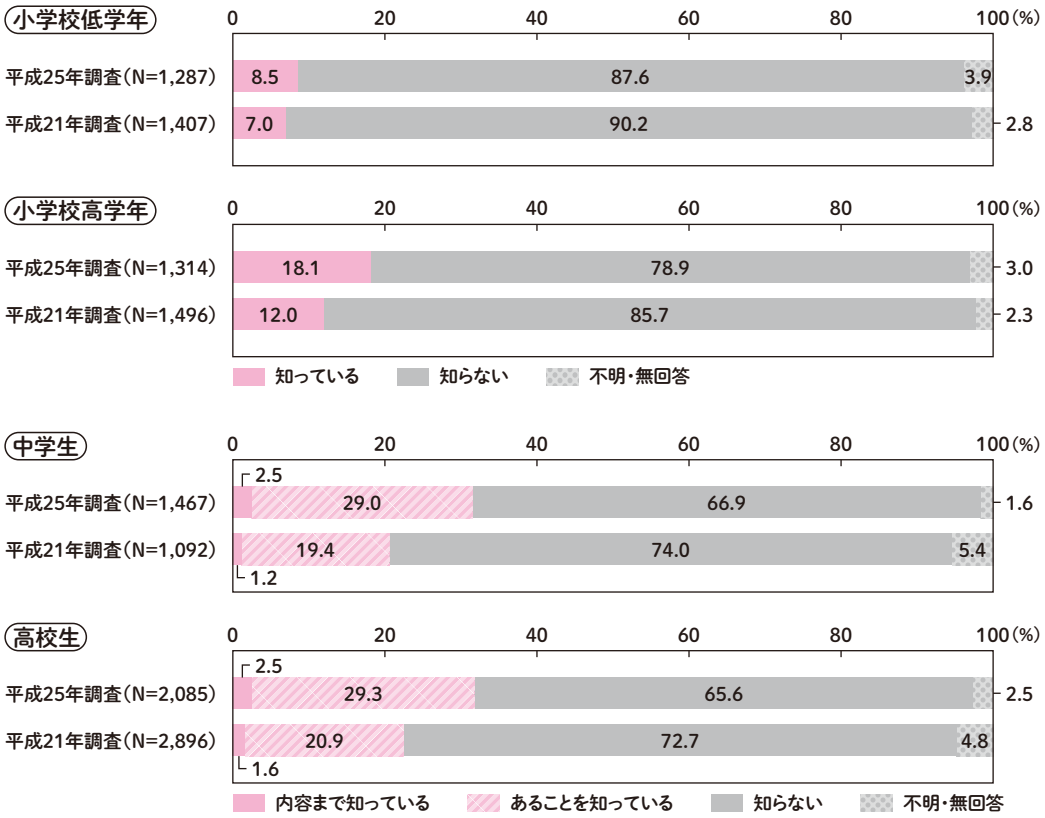

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶「とよた子どもの権利相談室」の認知度（小学生、中学生、高校生）

「知っている」が、平成 21 年調査と比べて、小学校低学年で 9.2 ポイント、小学校高学年で 10.8 ポイント高くなっています。中学生、高校生は2割程度の認知度となっています。

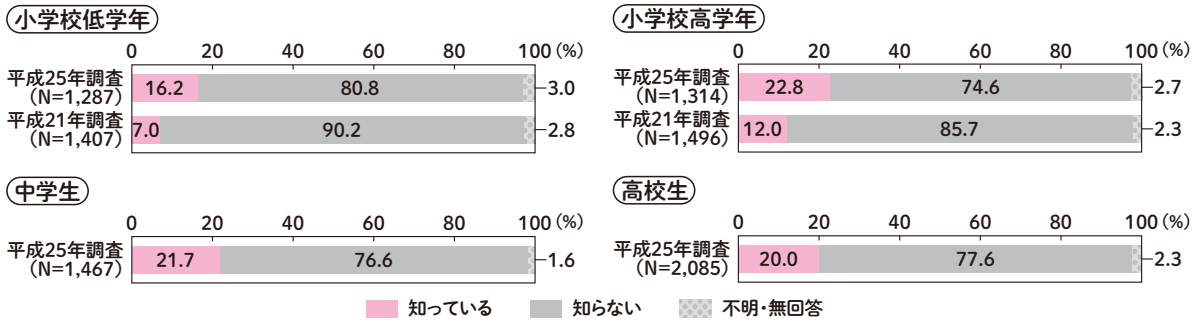

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶豊田市における「子どもの権利」の尊重に関する現状認識（小学生保護者、中学生保護者、市民、中学生、高校生）

『尊重されている』（＝「尊重されている」＋「まあ尊重されている」）は3割から4割程度となっています。概ね平成 21 年調査に比べて増加しているものの、高校生では減少しています。

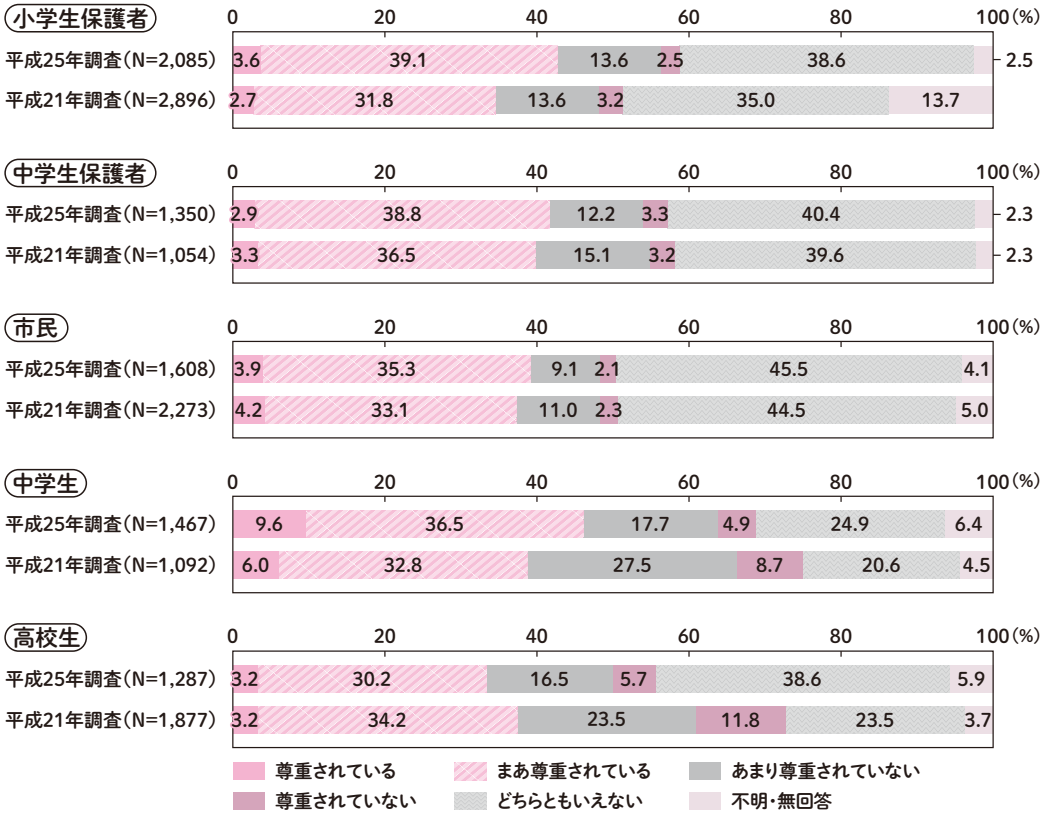

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）
豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

▶子どもが学校に行かなくなったこと（不登校）の有無（小学生保護者、中学生保護者）

「よくあった」「時々あった」「現在学校に行っていない」を合わせると、小学生保護者で 8.0%、中学生保護者で 11.1%となっています。

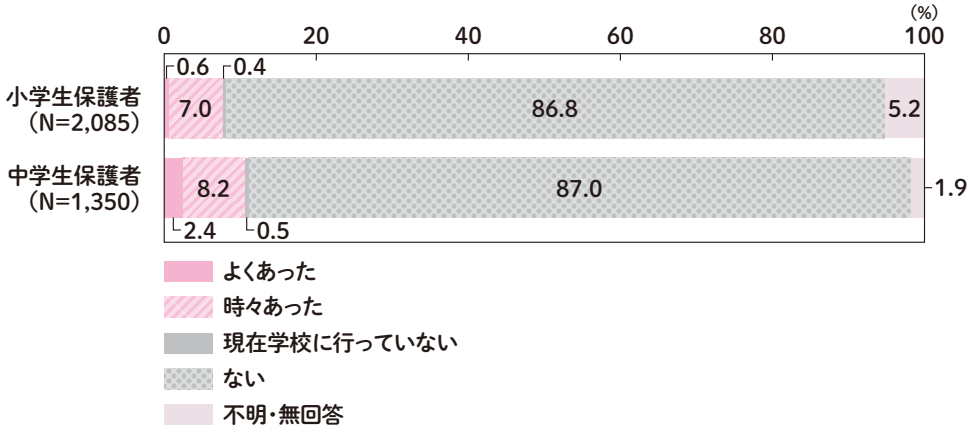

資料：豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査（平成25年）

▶いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数は、小学校で各年度 1,200 件以上、中学校では年度によってばらつきがあり、300 ～ 800 件程度となっています。

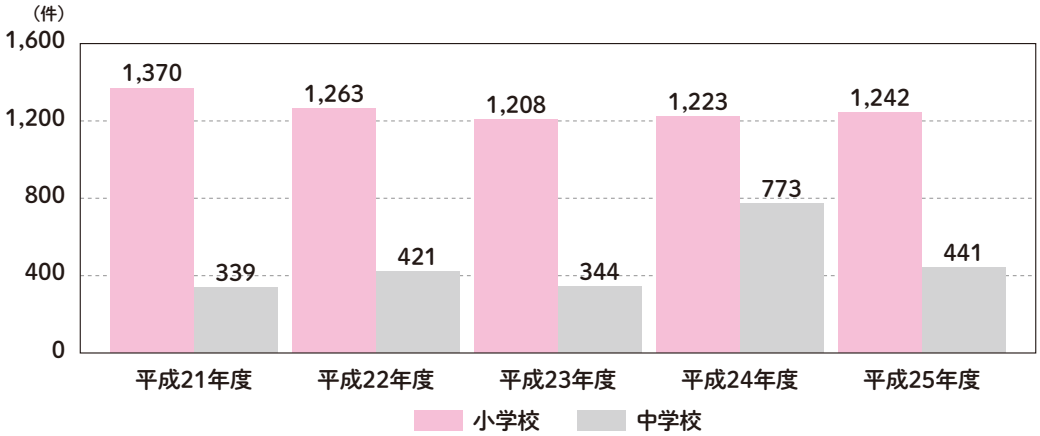

資料：豊田市生徒指導上の諸問題調査

▶児童虐待の動向

国・県の児童虐待の相談対応件数は増加傾向にありますが、本市においては年によってばらつきがあるものの、横ばい傾向で推移しています。

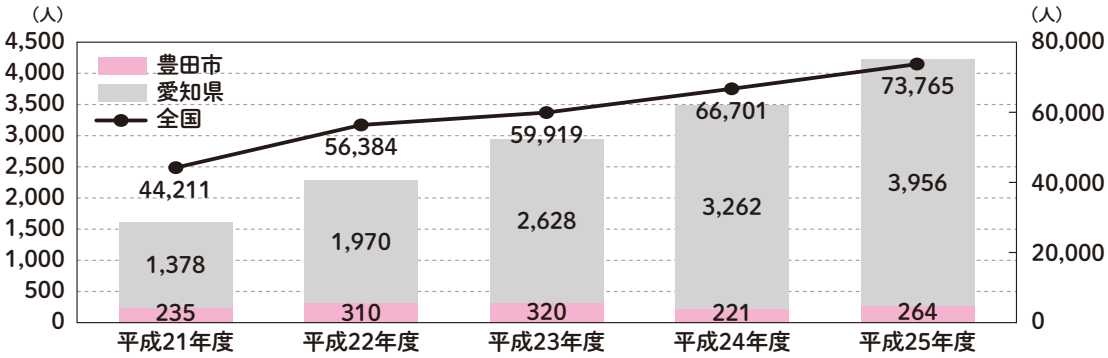

※平成21年度・平成22年度の豊田市の件数には、みよし市分を含む。
資料：「児童相談所での児童虐待相談対応件数」(厚生労働省)、
「児童相談センター相談実績の概要について」「児童虐待・虐待相談の概要」(愛知県)、
「児童相談所相談実績等の概要について」(名古屋市)、豊田市子ども部子ども家庭課調べ

▶とよた子どもの権利相談室の相談件数

とよた子どもの権利相談室の相談件数は、いじめが 115 件と最も多くなっているものの、相談者の大半は大人となっており、子どもの相談はわずか6件となっています。

子どもの相談は「性の悩み」が 52 件、「家庭関係の悩み」が 44 件と高くなっています。

単位：件数

相談内容	子ども	大　人	計
いじめ	6	109	115
交友関係（いじめ除く）	13	52	65
不登校	0	32	32
進路問題	2	7	9
心身の悩み	1	0	1
性の悩み	52	0	52
教職員等（保育士等含む）の暴力	0	9	9
教職員等（保育士等含む）の暴言や威嚇	0	24	24
学級崩壊	0	1	1
教職員等のその他指導上の問題	1	31	32
学校・こども園等の対応の問題	1	53	54
子育ての悩み	0	54	54
家庭関係の悩み	44	25	69
家庭内虐待	13	8	21
子どもの福祉的処遇	0	5	5
その他	3	19	22
計	136	429	565

資料：とよた子どもの権利相談室調べ（平成 25 年度）

8. 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要があります。国の調査によると、相対的貧困率※は増加傾向にあり、ひとり親世帯においては、より高くなっています。

意向調査では、配偶者がいない小中学生の保護者は全体の1割ほどとなっており、支援が必要な世帯が多いことがうかがえます。

また、ひとり親家庭だけでなく、障がい児のいる家庭、外国籍の子どもや保護者の家庭、医療の対応が必要な子どものいる家庭など、多様なニーズに対する子育て支援に取り組む必要があります。

▶家庭類型別世帯割合の変化

夫婦と子どもの世帯が減少し、ひとり親と子どもの世帯が増加する傾向にあります。ひとり親家庭への支援の充実が必要となっています。

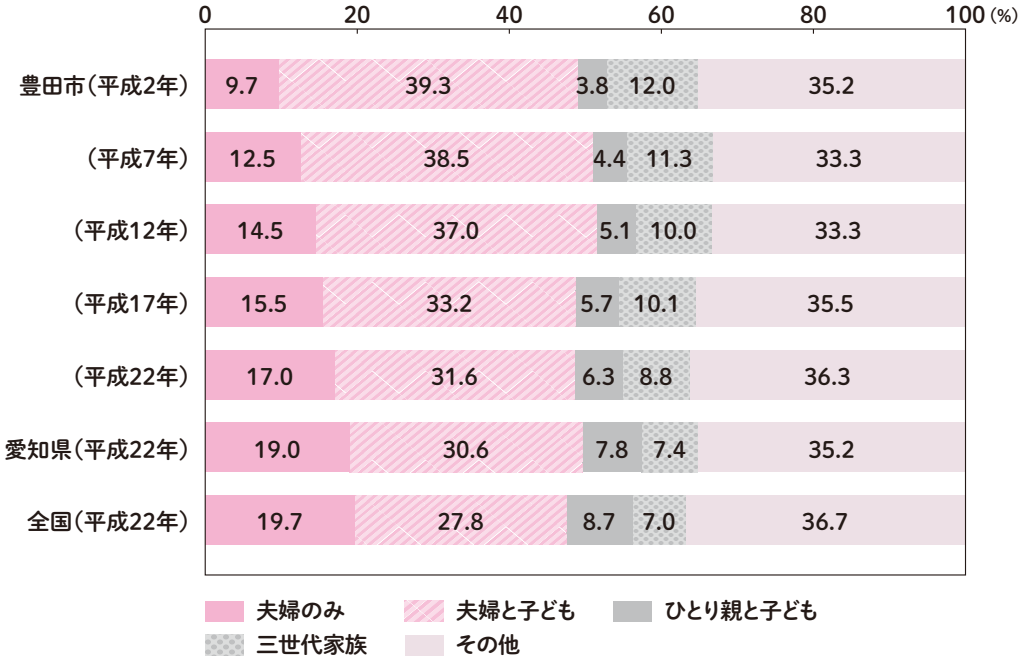

資料：国勢調査

※相対的貧困率：世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合。

▶ 18 歳未満の療育手帳（判定区分別）保持者数の推移

18 歳未満の療育手帳所持者数は年々増加しており、平成 25 年で 845 人となっています。

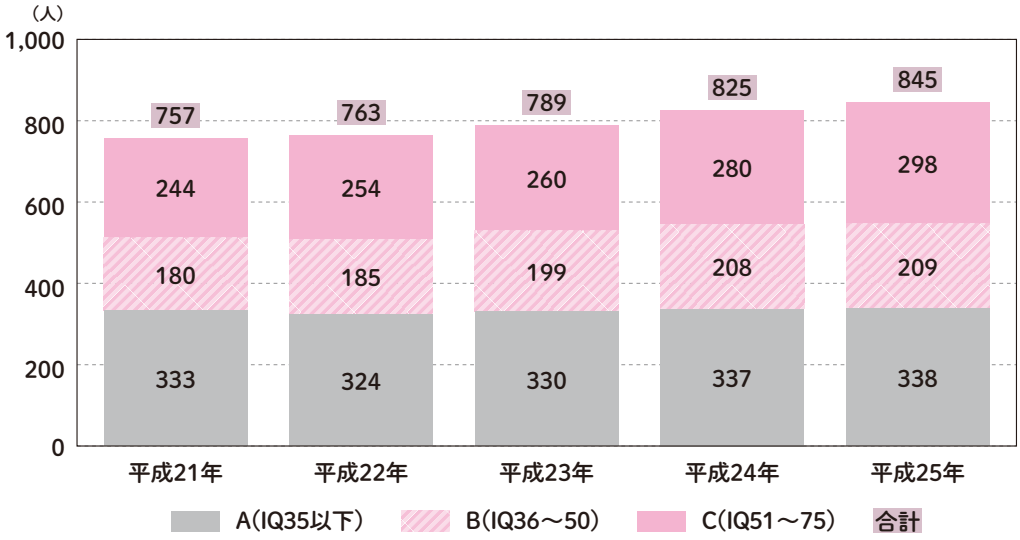

資料：豊田市市民福祉部障がい福祉課調べ

▶年齢別外国人割合

本市の全人口に占める外国人の割合は、3.1%となっており、中でも 20 ～ 30 歳代の割合が高くなっています。

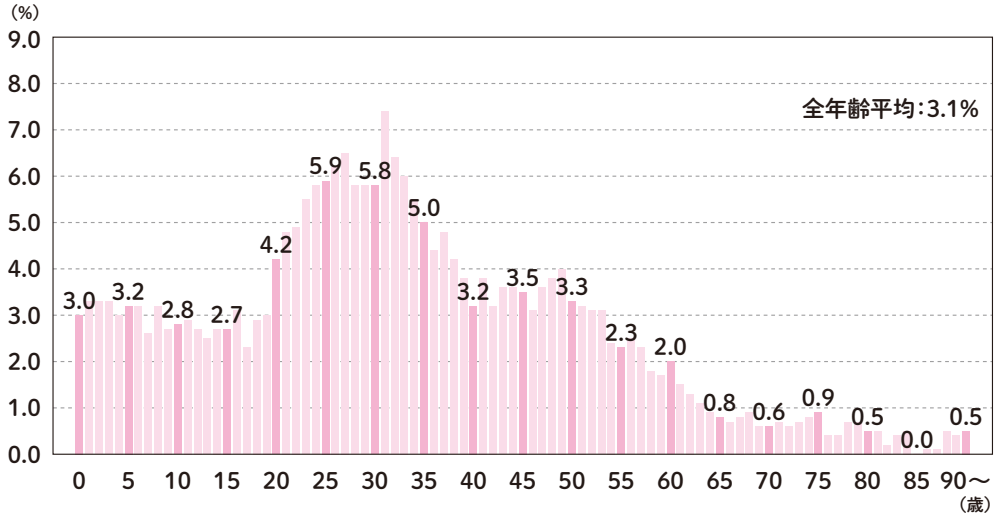

資料：住民基本台帳
注：平成26年4月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子化の進行やライフスタイルの多様化により、子どもと子育て家庭をめぐる様々な問題が顕在化してきています。子どもの育ちや子育て家庭への支援を強化し、子どもが健全に育成される環境を整備することが課題となっています。

この課題に対し、子どもだけでなく、子どもを取り巻く「親」「地域」などが成長し、手を取り合って、子どもの個性や発達段階に配慮した、よりよい子育て環境づくりを進めていくことが求められています。

子どもは、個々の人格を尊重され、最善の利益を考慮されるべき存在であるとともに、生まれながらにして「育つ力」を有する存在です。子どもが「主体性」をもって、たくましく健やかに育ち、その力を最大限生かすこと、すなわち「子育ち」への支援を重視することが必要です。また、子どもの発想や考えがまちづくりや社会の創造に生かされるようにしていくことも重要です。

「子育ては親育ち」というように、親は子どもの成長とともに育っていくと考えられます。親が子育ての喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たすことができるように、親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進するなど、「親育ち」を積極的に支援していく視点が必要です。

さらに、「子育ち」「親育ち」への支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つことを願って、身近な人々で子育てを支え合うことが重要です。また、企業も地域社会の一員として、子どもの育成に関する一定の役割を果たすことが求められています。

このような認識のもとに、本市においては、子ども、親、地域など、様々な主体が互いに助け支え合いながら「育ち合う」関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指し、「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として掲げます。

基本理念

子ども・親・地域が育ち合う
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

2. 施策の取組方針

本計画は、基本理念のもと、本市の現状と課題を踏まえた4つの「施策の取組方針」に基づき、子どもの健やかな育ちと社会全体で子育てを支える施策を展開します。中でも、安心して子育てができる環境の整備、幼児教育・保育の一層の充実、子育てしながら無理なく働くことができる環境の整備を図り、総合的な少子化対策に取り組みます。

また、「施策の取組方針」には、それぞれに「重点事業」と「成果指標」を設定します。「重点事業」は、取組方針に示した内容を推進するために、より重点的に取り組むべきものとして位置づけ、実施します。「成果指標」については、調査などにより検証し、計画の達成度の評価を行います。

取組方針 Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実

安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要です。加えて、子どもの貧困などへの取組として、子育てにかかる経済的負担の軽減も必要となってきます。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小や、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供などの機会の充実に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援など、個々に応じた支援体制の確立及びきめ細かな支援を実施します。

施策分野

1　妊娠中と出産後の親子の健康づくり
2　子育ての不安や負担の軽減
3　安全・安心な子どもの生活環境の整備

重点事業

① 24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
② ふれあい子育て教室の開催

成果指標

指　標	直近値（H23）	目標値（H31）
「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査※）	69.7%	75%

※市民意識調査：第 19 回豊田市市民意識調査（平成 23 年実施）。

取組方針 Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

待機児童解消のため、こども園の充実を図るとともに、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の促進を図り、0～2歳児の受入枠の拡大を目指します。また、教育・保育施設を補完する機能として、小規模保育、事業所内保育などの地域型保育事業を活用します。

そのほか、早朝・延長保育、病児・病後児保育、一時保育などの充実を図り、多様化するニーズに対応します。

すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう努めます。

施策分野

1　保育需要への対応
2　良好な幼児教育・保育環境の確保

重点事業

③ 0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上

成果指標

指　標	直近値（H26）	目標値（H31）
待機児童数（4月1日時点）	0人	0人
就園率（0～2歳児） 〃　（3歳児）	14.1% 76.3%	27%※ 89%※

※就園率の目標値は、意向調査により算出した就園を希望する人の割合。これに対応した受入枠を確保します。

取組方針 Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

豊田市子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、いじめや児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指します。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育ち力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努めます。

また、ニート・ひきこもりなど、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

施策分野

1　子どもの権利保障
2　次代を担う青少年の健全育成

重点事業

④ いじめ防止体制の整備
⑤ ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
⑥ 放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用
⑦ 高校生・大学生の社会参加活動促進事業
⑧ 若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営

成果指標

指　標	直近値（H25）	目標値（H31）
いじめ解消率（小学校） 〃　　（中学校）	97.0% 96.6%	100%
ひきこもりの割合（意向調査）	3.1%	2%

取組方針 Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

子どもは、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政など、それぞれの主体がそれぞれの役割を担いながら、社会全体で育てなければなりません。

中でも、子どもの育ちの基盤となる家庭において、一部では子育て力の低下が懸念されており、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努めます。

また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組みます。

施策分野

1　ワーク・ライフ・バランスの推進
2　家庭教育力の向上
3　地域力を生かした子どもの育成

重点事業

② ふれあい子育て教室の開催（再掲）
⑨ 親育ち交流カフェの開催

成果指標

指　標	直近値（H25）	目標値（H31）
地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合（意向調査）	42.7%	50%

3. 施策体系図

基本理念

「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」

施策の取組方針	施策分野
Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実	(1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり
	(2) 子育ての不安や負担の軽減
	(3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備
Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	(1) 保育需要への対応
	(2) 良好な幼児教育・保育環境の確保
Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成	(1) 子どもの権利保障
	(2) 次代を担う青少年の健全育成
Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
	(2) 家庭教育力の向上
	(3) 地域力を生かした子どもの育成

基本施策

①安心して妊娠・出産できる環境の整備 …… P31
②乳幼児の健康づくり …… P32

①社会的支援を要する子ども・家庭への支援 …… P35
②相談・情報提供等の充実 …… P38
③経済的負担の軽減 …… P40

①子どもの安全対策の推進 …… P42
②子どもの遊び場の整備 …… P43

①待機児童の解消 …… P44
②多様な保育ニーズへの対応 …… P45

①幼児教育・保育施設の整備 …… P46
②幼児教育・保育の質の向上 …… P47

①子どもの権利の意識啓発 …… P48
②児童虐待防止対策の強化 …… P49
③いじめ・不登校対策の充実 …… P50

①青少年の社会参加の促進と主体性の育成 …… P52
②青少年の活動の場づくり …… P55
③青少年の悩みへの対応と非行防止 …… P56
④ニート・ひきこもりへの対応 …… P57

①ワーク・ライフ・バランスの理解の促進 …… P58
②企業の取組の推進 …… P59

①親育ちの支援 …… P60
②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供 …… P61

①地域力を生かした子育て支援活動の推進 …… P63
②世代間交流による子どもの育成 …… P65

重点事業

❶24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
❷ふれあい子育て教室の開催

❸0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上

❹いじめ防止体制の整備
❺ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
❻放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用
❼高校生・大学生の社会参加活動促進事業
❽若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営

❷ふれあい子育て教室の開催（再掲）
❾親育ち交流カフェの開催

第4章 施策の展開

1. 施策・事業

取組方針 Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実

(1)妊娠中と出産後の親子の健康づくり

課題

・若年妊娠など、十分な知識をもたないまま子どもを生む保護者が増加しています。
・安心して育児や出産に向かい合えるよう、正しい知識や技術の普及を図ることが必要です。

施策の方向性

母子の健康が確保され、安心して妊娠・出産ができるようにするとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組みます。

①安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊婦健康診査などによる母子の健康の確保とともに、各種教室の実施などによる妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行うなど、安心して妊娠・出産ができるよう環境の整備を進めます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
1	**妊産婦歯科健康診査の実施**	身体の生理的変化に伴い、歯周疾患が急増する妊産婦に対し、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に発育させるため、医療機関における無料健康診査を妊婦及び産後1年未満の産婦を対象に実施します。	健康政策課
		指標名：健康診査受診者数／年　現状値(H25)：2,320人　目標値(H31)：3,000人	
2	**妊娠中の健康教室(パパママ教室・マタニティ教室等)**	妊娠時の「胎児の発育」「妊娠中の健康管理」「親になる心構え」などについて学ぶ場を提供し、夫婦が生まれてくる子どもに愛情を感じられるようにするとともに、妊婦の疑似体験など、子育てについて夫婦で一緒に学び考えることができる場を提供します。	子ども家庭課
		指標名：全初妊婦に対する教室受講者割合　現状値(H25)：48.6%　目標値(H31)：50%	
		指標名：教室受講者中の夫の参加率　現状値(H25)：22.8%　目標値(H31)：40%	

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
3	**マタニティマーク「まーむ」の利用啓発**	マタニティマーク（まーむストラップ・車用サインなど）の配布により、受動喫煙の防止や公共交通機関の利用の際の妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発します。	子ども家庭課 地域保健課
4	**妊婦健康診査事業の実施** 事業計画	妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊婦健康診査を実施します。 指標名：10回以上受診する妊婦の割合／現状値（H25）：80%／目標値（H31）：80%	子ども家庭課
5	**母乳育児の推進**	母乳の利点や授乳及び育児に関する具体的な知識の普及に努め、母乳育児を推進します。 指標名：出産後1か月時の母乳育児の割合／現状値（H25）：50.1%／目標値（H31）：55%	子ども家庭課 地域保健課
6	**母性健康管理指導事項連絡カードの普及**	働く女性の妊娠・出産における安全・安心を支援するため、妊婦及び医師に母性健康管理指導事項連絡カードの活用を普及します。	子ども家庭課 地域保健課

②乳幼児の健康づくり

乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児健康診査などの各種健康診査の実施や健康教育の実施、養育支援訪問事業などの保護者への養育支援の充実を図ります。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
7	**予防接種の推進**	定期の予防接種を受けていない乳幼児などの保護者に対し、はがきなどにより接種勧奨を行い、接種率の向上を図ります。 指標名：麻しん風しん混合予防接種接種率／現状値（H25）：第1期 93.8%、第2期 94.0%／目標値（H31）：第1期 95%、第2期 95%	感染症予防課
8	**園児むし歯予防教室（よい子の歯みがき運動）の推進**	6歳臼歯の保護育成を目的とし、こども園・私立幼稚園の5歳児を対象に歯みがきの普及啓発を図るための教室を開催します。 指標名：指導実施園数／現状値（H25）：全園／目標値（H31）：全園	健康政策課
9	**親子むし歯予防教室（親子ピカピカ教室等）の開催**	むし歯の増加する時期に、歯について関心をもつとともに、生活習慣とのかかわりを認識し、生涯にわたって歯の健康づくりを自らの手で行うことができるよう、幼児とその保護者を対象に、歯みがきの習慣化や噛むことの大切さを学ぶ教室を開催します。 指標名：教室実施回数／年／現状値（H25）：39回／目標値（H31）：50回	健康政策課

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th colspan="3">内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">幼児歯科健康診査の実施</td><td colspan="3">むし歯の保有率が大きく増加する時期に、むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境や口腔状況に応じた個別口腔ケア指導を実施できるよう、医療機関における無料健康診査を実施します。</td><td>健康政策課</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>幼児歯科健康診査受診者数／年</td><td>2,499人</td><td>3,000人</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">むし歯予防の推進</td><td colspan="3">幼児健康診査において、歯科衛生士による集団教育を実施し、生活習慣の見直しを含めたむし歯予防の正しい知識の普及を図ります。また、むし歯があった子どもの保護者に対する個別指導や1歳6か月児健康診査時のフッ化物塗布により、むし歯を予防します。</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>3歳児健康診査におけるう歯のない子の割合</td><td>87.6%以上</td><td>88%以上</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>養育支援訪問事業
事業計画</td><td colspan="3">児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
<tr><td>13</td><td>小児肥満等の生活習慣病予防の推進</td><td colspan="3">幼児健康診査において、規則正しい食習慣や生活リズムを身につけることや、小児の生活習慣病の正しい知識の普及を図り、子どもの健康管理を支援します。</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">14</td><td rowspan="2">乳幼児健康診査の実施体制の充実</td><td colspan="3">子育て力を高める親教育の充実を図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努め、育児支援に重点をおいた健康診査を実施します。また、健康診査に併せて、発育・発達を促す助言や育児負担感を軽減するための個別相談を実施します。さらに、未受診者に対しては、家庭訪問を実施するなど、支援体制の充実を図ります。</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table><tr><th colspan="2">指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td rowspan="3">乳幼児健康診査の受診率</td><td>3、4か月児</td><td>96.6%</td><td>97%</td></tr><tr><td>1歳6か月児</td><td>95.9%</td><td>96%</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>94.6%</td><td>95%</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>乳幼児健康診査後の個別支援の実施</td><td colspan="3">健康診査の受診結果により、子どもの発達や親の養育力に不安があると思われる親子に対し、健康診査後、個別に保健師や助産師などの専門職による継続的な支援を実施します。</td><td>地域保健課</td></tr>
<tr><td>16</td><td>豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議</td><td colspan="3">妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や、体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、医療・保健・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。
○ネットワーク会議の開催回数／年：1回（H25）</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
17	**かかりつけ医・歯科医・薬局の役割の周知と医療提供体制の情報提供**	子どもの体調の変化や経過をよく知っているかかりつけ医・歯科医、投薬状況を把握しているかかりつけ薬局をもつことの重要性を周知します。また、医療機関の選択に役立つ情報や救急医療などの医療提供体制に関する情報が掲載された啓発資料を転入者や保護者などへ提供します。	市民福祉部 総務課
		指標名：出前・出向き講座等の実施（回数・受講者数／年） 現状値（H25）：26回 2,123人 目標値（H31）：30回 2,500人	
18	**親子食育講座**	子どもたちが将来にわたり、好ましい食生活や食習慣を身につけられるよう、乳幼児から小中学生の子どもと保護者を対象に、調理実習や講話などによる講座を実施し、食育を推進します。	健康政策課
		指標名：講座の開催回数／年 現状値（H25）：36回 目標値（H31）：51回	
19	**乳幼児期の食育の推進**	離乳食・幼児食に関する正しい知識の普及を通じて、適切な食生活の基礎づくりを支援するため、自主グループや各団体などに管理栄養士を派遣します。また、乳幼児健康診査などのあらゆる機会を活用して、乳幼児の食育を推進します。	子ども家庭課 地域保健課
20	**親子体力づくり事業の実施**	親子で体を使って遊ぶ楽しさを知り、遊びを通じて良好な親子関係を築くことを目的として、親子参加の体力づくり講座を開催する自主グループや各種団体へ講師を派遣します。	地域保健課
		指標名：講師派遣件数／年 現状値（H25）：33件 目標値（H31）：40件	

(2)子育ての不安や負担の軽減

課題

・子育てに自信がない、子育て仲間がいない親の割合が増加しています。
・ひとり親家庭、障がい児のいる家庭、外国籍の家庭、医療的な支援が必要な家庭など、多様な家庭に対する子育て支援に取り組む必要があります。
・貧困状態にある子どもは増加傾向にあり、生活に困窮し、教育の機会に恵まれないケースなどが生じています。

施策の方向性

生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることのないよう、貧困の状況にあるなど、特別な事情により社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行います。相談や情報提供などの充実、各種手当の支給や助成により、すべての子どもへの支援の充実と、保護者の子育てに関する不安や負担の軽減を図ります。

①社会的支援を要する子ども・家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援や日常生活支援、障がい児に対する療育支援、外国籍の子どもに対する支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、児童養護施設、社会福祉協議会、医療機関、愛知県など関係機関と連携を深め、社会的養護を必要とする子どもとその家族を支援します。

<主な事業>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>21</td><td>語学指導員派遣事業の実施</td><td>外国人園児の保育補助、保護者との連絡介助などを行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣します。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値(H25)</th><th>目標値(H31)</th></tr><tr><td>語学指導員の必要な園に対する派遣割合</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table></td><td>保育課</td></tr>
<tr><td>22</td><td>放課後児童クラブにおける障がい児支援の充実</td><td>放課後児童クラブにおいて、専門家に巡回指導を委託し、対応の方法を学ぶとともに、支援員の研修を行うなど、障がいのある児童への理解を深めます。さらに、関係機関との連携を強化し、ほかの福祉サービスの紹介、児童に関する情報交換、ケース会議の開催など、支援の充実を図ります。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>23</td><td>個別相談事業・健康診査事後支援教室の実施</td><td>発達支援が必要と思われる親子に対し、個別相談事業「こども相談」や健康診査事後支援教室「おやこ教室」において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特性に応じたかかわりができるよう支援します。また、保健師や臨床心理士による個別相談などにより、発達や育児に関する不安の軽減を図ります。</td><td>子ども家庭課
地域保健課</td></tr>
<tr><td>24</td><td>母子家庭等自立支援給付金の支給</td><td>母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭等自立支援給付金を支給します。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
25	**母子家庭等就業支援事業の実施**	母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施します。	子ども家庭課
26	**母子家庭等日常生活支援事業**	母子・父子家庭及び寡婦家庭において、疾病などにより日常生活を営むのに支障がある場合に、子どもの保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話などの家事援助をします。	子ども家庭課
27	**ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）の推進**	子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応します。	子ども家庭課
28	**障がい児（こども園児・幼稚園児）研修の充実**	障がいのある園児に対し、専門的見地から指導にあたることのできる保育士及び幼稚園教諭を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実します。	保育課
29	**障がい児（小・中学生）研修の充実**	障がいのある子どもに対し、専門的見地から指導にあたることのできる教員を育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を充実します。 ○研修受講者延べ人数／年：588 人（H26）	青少年 相談センター
30	**障がい児保育の推進**	豊田市こども発達センターとの連携により、こども園、私立幼稚園において、障がい児保育を推進します。また、加配保育士などの配置により、障がいのある園児の処遇の向上を図ります。	保育課
31	**外来療育グループ（あおぞら、あおぞらおひさま）の実施**	言葉が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの未就園の子どもとその親が、遊びを通して、親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身につけることを目的としたグループ活動をこども発達センターにおいて実施します。	障がい福祉課
32	**在宅重度心身障がい児（者）一時保護事業**	介護家族が冠婚葬祭などの理由により家庭介護ができない場合に、在宅重度心身障がい児を一時的に保護します。	障がい福祉課
33	**放課後等デイサービス事業**	障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所などにおいて、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行います。	障がい福祉課
34	**障がい児等療育支援事業**	在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児などの地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談などを行います。	障がい福祉課
35	**児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのはな）運営事業の実施**	発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児及び難聴幼児などに対し、個々の特性を考慮した支援を行います。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行います。	障がい福祉課
36	**TIA、NPO等との共働による外国人の子どもの教育支援**	TIA（豊田市国際交流協会）、NPO等との共働により、外国人の子どもへ日本語指導や、不就学児童生徒に対する学習指導などの支援を行います。	国際課

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>37</td><td>外国人児童生徒の保護者に対する支援</td><td>学校や学級からの連絡事項を母国語などに翻訳したり、学校生活に関することを母国語で相談できる人員を配置したりして、外国人児童生徒の保護者への支援を行います。
○外国語ができる指導員数：48 人（H26）</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>38</td><td>外国人児童生徒への日本語指導体制の拡充</td><td>日本語による授業の理解が困難な外国人児童生徒を支援するため、個別に日本語や教科に関する指導を行う学校日本語指導員を増員します。また、来日間もない外国人児童生徒への日本語初期指導を行う「ことばの教室」を充実します。
○学校日本語指導員数：50 人（H26）</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>39</td><td>外国人児童生徒教育に関する教員研修の実施</td><td>外国人児童生徒の指導にあたる教員の研修内容を充実し、外国人児童生徒への実践的対応能力の向上を図ります。
○外国人児童生徒に関する教員研修実施回数／年：3回</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>40</td><td>豊田市特別支援教育連携協議会の開催</td><td>障がいなどにより、特別な支援が必要な児童生徒とその保護者について、教育・福祉・医療などが一体となって学齢期における一貫した支援を行うため、豊田市特別支援教育連携協議会において、関係機関及びこども園、私立幼稚園、小学校・中学校・高等学校の連携を強化します。
○連携協議会開催回数／年：2回（H26）
○推進委員会開催回数／年：3回（H26）</td><td>青少年
相談センター
保育課</td></tr>
<tr><td>41</td><td>特別支援教育の充実（市独自の学級運営補助指導員の配置）</td><td>障がいのある児童生徒一人ひとりに、個に応じた指導をより充実していくため、市独自の補助員の配置を進めます。
○学級運営補助指導員配置人数：178 人（H26）</td><td>青少年
相談センター</td></tr>
<tr><td>42</td><td>市立豊田特別支援学校における適切な教育の実施</td><td>肢体に障がいがあるため、小学校や中学校などの通常の学級における教育では十分な教育効果が期待できない児童生徒に対し、その障がいの状態や発達段階、特性などに応じて適切な教育を行い、自立に必要な知識・技能・態度を身につけることを支援します。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>学校間交流（居住地交流）の対象校</td><td>1 校
（小学校交流校）</td><td>小学校：2 校
中学校：1 校</td></tr><tr><td>看護員配置人数</td><td>非常勤看護員：
8 名
（1日6時間6名
1日4時間2名）</td><td>常勤看護員：
1 名
非常勤看護員：
6 名</td></tr></table></td><td>青少年
相談センター</td></tr>
<tr><td>43</td><td>特別支援学級の学校間交流の推進</td><td>特別支援学級の児童生徒同士のふれあい・交流を促すため、他校との交流の機会を設け、幅広い人間関係の育成を支援します。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>学校間交流タクシー利用校数／年</td><td>43校</td><td>60校</td></tr></table></td><td>青少年
相談センター</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
44	**就学支援事業**	生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行います。 指標名：高校進学希望者の進学率 現状値（H25）：100%（希望者34人中34人進学） 目標値（H31）：100%	生活福祉課
45	**子育て短期支援事業** 事業計画	保護者が疾病、疲労そのほかの身体的もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護します。 ○子育て短期支援事業の実施施設数：5 施設	子ども家庭課
12 再掲	**養育支援訪問事業** 事業計画	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課

②相談・情報提供等の充実

子育てに関する相談や情報提供などの充実を図るとともに、気軽な相談相手である子育てサポーターの養成・支援を行うなど、保護者の不安の解消につなげます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
46	**子育てに関する情報提供**	子育て応援ホームページの更新や、子育て応援情報誌の配布により、子育てに役立つ最新の情報を、子育て家庭に周知します。 指標名：子育て応援ホームページへのアクセス数／年 現状値（H25）：16,101件 目標値（H31）：150,000件	子ども家庭課 次世代育成課 保育課
47	**女性及び男性のための相談事業の実施**	専門の相談員により、女性が抱える様々な悩みに対する電話相談（クローバーコール）と面接相談を実施します。また夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安などをもつ男性を対象に、電話相談（メンズコール）を実施します。	とよた男女共同参画センター
48	**医療費支給関係事業に関する相談の実施**	小児慢性特定疾病医療費助成、養育医療費助成、育成医療費助成などについて、ホームページや母子健康手帳などにより、わかりやすく紹介し、必要時に適切に活用できるよう相談に応じます。	子ども家庭課
49	**育児健康相談の実施**	乳幼児の健康・育児不安・栄養について相談できる機会を提供するため、子育て支援センターなどにおいて、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施します。また、専用電話による相談も実施します。	地域保健課

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>50</td><td>家庭児童相談室事業の推進</td><td>養育相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。また、虐待に関する相談・通告を受け、調査の上、関係機関と連携しながら援助を行い、児童虐待の予防に努めます。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>51</td><td>おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施
事業計画</td><td>母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児をもつすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図ります。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>全出生児に対する訪問実施人数の割合</td><td>97%</td><td>98%</td></tr></table></td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>52</td><td>親と子の電話相談「はあとラインとよた」</td><td>子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介したりするなどして、社会からの孤立を防ぎます。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>延べ利用件数／年</td><td>466件</td><td>500件</td></tr></table></td><td>青少年
相談センター</td></tr>
<tr><td>53</td><td>青少年相談センターの相談・支援機能の充実</td><td>青少年相談センターにスクールソーシャルワーカー、青少年相談員、少年非行相談員及び児童精神相談員を配置し、青少年の総合的な相談支援体制を整備するとともに、学校や家庭の訪問相談などにより、家庭、学校、地域などへの相談支援を強化します。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>スクールソーシャルワーカーの配置</td><td>3名</td><td>4名</td></tr></table></td><td>青少年
相談センター</td></tr>
<tr><td>54</td><td>不妊・不育症に関する相談体制の整備
新規</td><td>希望する妊娠・出産を実現するために、正しい知識を身につけられるようにするとともに、また不妊症や不育症について、気軽に相談できる体制の整備を行います。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>55</td><td>ふれあい子育て教室の開催
重点 新規</td><td>1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」を親子で楽しみながら学べる場を提供します。
<table><tr><th>指標名</th><th>現状値（H26）</th><th>目標値（H31）</th></tr><tr><td>教室参加組数／年</td><td>—</td><td>1,800組</td></tr></table></td><td>子ども家庭課</td></tr>
<tr><td>56</td><td>24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
重点 新規</td><td>育児不安を抱える保護者に対して、子育てに関する相談などに対応できる、24時間体制のコールセンターを設置します。</td><td>子ども家庭課</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

③経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成などを行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な負担の軽減を図ります。さらに子どもの貧困対策の軸としても、経済的負担の軽減を図り、健康の確保や、就園、高校・大学への進学などが円滑に行えるよう支援します。また、特に母子・父子家庭に対しては、資金の貸付や自立支援給付金の支給などを実施します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
57	**不妊治療費の助成**	市内在住の夫婦に対し、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成します。	子ども家庭課
58	**母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃軽減**	子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20 歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。	建築住宅課
59	**児童手当の支給**	中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	子ども家庭課
60	**市遺児手当及び児童扶養手当の支給**	父または母がいないか、父または母が障がいの状態にある 18 歳以下の児童を養育する父または母もしくは養育者に対し、手当を支給します。 ①市遺児手当…市が支給　②児童扶養手当…国が支給 ※支給条件などに多少の相違があります。	子ども家庭課
61	**自立支援（育成）医療費助成**	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなどであり、確実に治療効果が期待できる 18 歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成します。	子ども家庭課
62	**小児慢性特定疾病医療費助成**	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病など血液・免疫疾患、慢性消化器疾患、神経・筋疾患などで治療している 18 歳未満（18 歳到達時点で助成の対象となっており、18 歳以降も治療が必要であると認められる場合には満 20 歳未満）の児童の医療に要する保険診療分の自己負担分を助成します。	子ども家庭課
63	**母子父子寡婦福祉資金の貸付**	母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母または児童、寡婦家庭の本人または子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。	子ども家庭課
64	**幼稚園就園奨励費補助事業の実施**	私立幼稚園に通園している園児の保護者負担の軽減を図るとともに、保護者負担の公私間格差是正のため、国基準額に上乗せし、就園奨励費補助を実施します。	保育課

No.	事業名	内　容	担当課
65	**保育料の軽減**	平成20年度からの本市独自の幼保一体化施策の実施に合わせ、3～5歳児の基本保育料を低く設定し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。	保育課
66	**奨学金の支給**	経済的な理由によって修学困難な高校生、大学生などに対し、その学業に必要な資金を支給します。 ○奨学金新規支給者数：50 人（H26）	教育政策課
67	**心身障がい者医療助成**	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障がい4級、進行性筋委縮症4～6級、療育手帳A・B判定（IQ 50 以下）及び自閉症状群（要診断書）の児童の医療に要する保険の自己負担分を助成します。 ○心身障がい者医療受給者数：4,307 人（H25）	福祉医療課
68	**子ども医療助成**	中学校卒業までの子どもの医療に要する保険の自己負担分を助成します。 ○子ども医療受給者数：64,554 人（H25）	福祉医療課
69	**母子・父子家庭医療助成**	母子・父子家庭で 18 歳以下の児童を扶養している母、父及びその児童と、父母のいない 18 歳以下の児童の医療に要する保険の自己負担分を助成します。 ○母子・父子家庭医療受給者数：4,022 人（H25）	福祉医療課
70	**私立高等学校授業料の補助**	私立高等学校などに在籍する生徒の保護者に対して、授業料の補助を行います。 ○補助金額／年：15,000 円	教育政策課
71	**多子世帯の保育料の軽減**	こども園では、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子ども、私立幼稚園では、小学校3年生以下の子どもから順に2人目以降の子どもの保育料の軽減を行います。	保育課
72	**こども園の給食費の軽減**	経済的な支援が必要な世帯に対し、こども園の給食費を免除し、負担の軽減を図ります。	保育課
73	**小中学校の就学援助制度による負担の軽減**	経済的な支援が必要な世帯に対し、小中学校での学用品代、学校給食費用などを援助します。	学校教育課
74	**放課後児童クラブ利用者負担金の軽減**	放課後児童クラブでは、就学援助世帯には利用者負担金を免除し、負担の軽減を図っています。金額の設定については、保護者負担の適正化を図るため、定期的な見直しを実施します。	次世代育成課
24 再掲	**母子家庭等自立支援給付金の支給**	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭等自立支援給付金を支給します。	子ども家庭課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

(3)安全・安心な子どもの生活環境の整備

課題

・子どもが巻き込まれる交通事故、災害、犯罪などが多発しています。
・子どもの健やかな成長のため、屋外でのびのびと遊ぶことのできる環境づくりが必要です。

施策の方向性

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備に取り組みます。

①子どもの安全対策の推進

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯・防火対策などを推進します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
75	**交通安全教室の開催**	交通事故の被害者になりやすい幼児・児童を対象に、交通安全学習センター内の教室・市街地模擬路などを使用し、交通安全指導を行います。	交通安全防犯課
76	**事故予防教育の実施**	健康診査時や健康教育において、母子保健推進員や保健師が、子どもの事故防止に関する知識と技術の普及を図ります。	子ども家庭課
77	**乳幼児突然死症候群（SIDS）、揺さぶられっ子症候群等の予防対策の推進**	乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施します。また、揺さぶられっ子症候群などの予防啓発を実施します。	子ども家庭課 地域保健課
78	**小児救急医療支援事業の実施**	夜間（365日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保します。	市民福祉部総務課
79	**「通学路こども110番の家」の設置促進**	警察署及び小学校と連携し、子どもたちが犯罪に遭ったときに緊急避難できる場所として、「通学路こども110番の家」の設置を促進します。	学校教育課

No. 75 の内容：

指標名		現状値（H25）	目標値（H31）
受講団体数／年	こども園、幼稚園	99園	100園
	小学校	74校	75校

No. 76 の内容：

指標名		現状値（H25）	目標値（H31）
事故予防教育実施回数／年	3、4か月児健康診査時	26回（ベビー教室とベビークラスの事故予防教育）	96回
	ベビークラスでの実施		12回

No. 79 の内容：

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
「通学路こども110番の家」設置か所数	1,906か所	2,000か所

No.	事業名	内　容	担当課
80	**学校防犯体制の整備**	学校における防犯体制を強化するために、警備体制の強化や防犯訓練の実施を行うとともに、保護者や地域住民による防犯活動を促進します。	学校教育課
81	**子どもが犯罪に巻き込まれないための知識の普及啓発事業**	子どもが犯罪などに巻き込まれないよう、啓発プログラムの作成や防犯教室の開催により、小中学生への防犯啓発活動を実施します。	学校教育課
82	**通学路整備事業**	通学時の交通事故防止及び不審者対策を図るため、集合場所から学校までの通学路を「安全のみどり線」で結ぶなどの整備を行います。 指標名：通学路整備率 現状値（H25）：76% 目標値（H31）：87%	学校教育課
83	**こども園、私立幼稚園での防火プログラムの実施**	こども園、私立幼稚園で実施されている避難訓練に加え、保育師及び幼稚園教諭が指導者となり、火災に対して、子どもが自分で自分の身を守る方法を習得するプログラムを各園で実施します。 指標名：こども園、私立幼稚園での防火プログラム実施率 現状値（H26）：13% 目標値（H31）：100%	予防課

②子どもの遊び場の整備

ちびっこ広場やふれあい広場、そのほかの公園を整備し、地域における子どもの遊び場を確保します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
84	**ちびっこ広場・ふれあい広場の整備**	地域の子どもの健全な遊び場を確保するとともに、コミュニティ活動の場として、ちびっこ広場・ふれあい広場の整備を進めます。 指標名：専門業者が実施する劣化調査におけるD判定（生命に危険があるか重度の傷害をもたらす可能性があり、使用禁止となっているもの）の数 現状値（H25）：41個 目標値（H31）：0個	公園課
85	**街区・近隣公園等の整備**	子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備します。 指標名：街区・近隣公園等の整備面積（市内累計面積） 現状値（H25）：75.76ha 目標値（H31）：80.00ha	公園課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

取組方針Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

(1)保育需要への対応

課題

・母親の就労意向の高まりにより、0～2歳児の保育ニーズが増加しています。
・3歳児の幼児教育・保育の利用意向が高まっています。
・延長保育、病児・病後児保育など、保育ニーズが多様化しています。

施策の方向性

待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、保護者のニーズに対応し、多様な保育サービスを提供します。

①待機児童の解消

ニーズが高まっている０～２歳児の保育について、こども園の改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、認証保育所制度の実施などにより受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
86	**こども園での定員拡大** 事業計画 重点	こども園の改築に合わせ、0～2歳児の受入枠を拡大します。このほか、幼稚園認可こども園の保育所認可化、こども園分園の整備を進め、0～2歳児の受入枠を拡大します。	保育課
87	**幼保連携型認定こども園の設置の推進** 事業計画 重点	私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を支援し、0～2歳児の受入枠を拡大します。	保育課
88	**豊田市認証保育所制度**	市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して運営費を助成します。	保育課
89	**保育ママ事業**	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。 ○0～2歳児の受入定員数：10 人（H26）	保育課

No. 86 の内容：

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）
改築するこども園数	－	3園
保育所認可に切り替えるこども園数	－	1園
分園を整備するこども園数	－	1園
0～2歳児定員数	2,012人	2,220人

No. 87 の内容：

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）
幼保連携型認定こども園数	1園	10園
0～2歳児定員数	80人	401人

No.	事業名	内　容	担当課
90	**潜在保育士の再就労支援**	保育士の資格をもちながら、保育現場で働いていない「潜在保育士」に対し、「保育士就職支援研修」を開催し、こども園の現状を知ってもらうことにより、現場復帰への不安解消を図り、再就職を支援します。	保育課

②多様な保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、一時保育や延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
91	**地域型保育事業** 事業計画	午後７時以降の保育の実施など、こども園の補完的な保育サービスを提供するため、地域型保育事業を推進します。	保育課

指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
地域型保育事業認可数	－	4施設
0～2歳児定員数	－	77人

No.	事業名	内　容	担当課
92	**一時保育（一時預かり事業）の実施** 事業計画	保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育します。	保育課

指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
一時保育の実施箇所数	83施設	93施設

No.	事業名	内　容	担当課
93	**延長保育（時間外保育事業）の充実** 事業計画	こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育実施園を拡大します。また、こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかにより、午後8時までの延長保育を実施します。	保育課

指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
午後7時までの延長保育実施こども園、認定こども園数	34園	44園
午後8時までの延長保育実施施設数	－	1園

No.	事業名	内　容	担当課
94	**休日保育の実施**	保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、地域型保育事業により、実施施設を拡大します。	保育課

指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
休日保育の実施施設数	5施設	6施設
休日保育の定員数	100人	110人

No.	事業名	内　容	担当課
95	**病児・病後児保育事業** 事業計画	病気や怪我により安静を必要とする児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。	保育課

指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
病児･病後児保育の定員数	16人	20人
病児･病後児保育の実施施設数	3施設	4施設

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
96	**利用者支援事業** 事業計画	子育て支援センターなどの身近な場所において、市の教育・保育や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じた相談・助言などを実施します。 ○利用者支援事業の実施施設数：16 施設（H26）	保育課
97	**3歳児の幼児教育の受け皿の拡大**	こども園で3歳児の幼児教育のみの利用を受入れるため、3歳児の幼児教育の利用は私立幼稚園において担ってきたことを踏まえ、民間移管を検討します。民間移管にあたっては、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討します。また、私立こども園についても、幼保連携型認定こども園への認可変更を検討します。	保育課
98	**こども園の入園要件の緩和**	就労を支援するため、求職活動による入園も可能とします。また、多様な働き方に対応するため、入園要件のうち就労について月15日以上かつ1日4時間以上としていたものを、月60時間以上とします。さらに、同居の65歳未満の祖母に求めていた要件を撤廃します。	保育課
45 再掲	**子育て短期支援事業** 事業計画	保護者が疾病、疲労そのほかの身体的もしくは精神上または環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護します。 ○子育て短期支援事業の実施施設数：5 施設	子ども家庭課

（2）良好な幼児教育・保育環境の確保

課題

・老朽化したこども園の改築など、計画的な整備が必要です。
・0～2歳児の就園児数の増加や、保育時間の長時間化などに対応し、さらなる幼児教育・保育環境の向上が求められます。

施策の方向性

幼児教育・保育施設の整備を計画的に行うとともに、職員の確保や園評価の実施により、幼児教育・保育の質の向上について取り組みます。

①幼児教育・保育施設の整備

こども園・私立幼稚園の施設について、必要に応じて改築を進めるなど、計画的に整備を行い、幼児教育・保育環境の向上につなげます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
99	**公立こども園の園舎の整備** 重点	豊田市市有財産最適化方針などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課

No.	事業名	内　容	担当課
100	**公立こども園の駐車場整備**	こども園への送迎方法の変化などに対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行います。	保育課
101	**私立園に対する施設整備費補助** 重点	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

こども園や私立幼稚園における評価体制の充実などにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、少子化により園児数が減少し、集団生活の実施が困難になったこども園について、適切な保育環境の確保に向け、地域や学校などと調整し対応していきます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
102	**「豊田市保育課程・指導計画」の改訂**	「豊田市保育課程・指導計画」を、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて改訂します。	保育課
103	**こども園における園評価の推進**	こども園における保育方針・保育内容など運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、保育の質の向上に努めます。 指標名：園評価の実施園　現状値(H26)：100%　目標値(H31)：100%	保育課
104	**こども園・私立幼稚園と小学校、中学校の連携教育の推進**	こども園・私立幼稚園と小学校、小学校と中学校との情報の共有化と園児・児童生徒や職員間の交流を進めることで、学びのつながりを図ります。	保育課
105	**設備・運営基準の向上**	こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居室面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課
106	**小学校との合築施設における連携教育の推進**	合築により整備される寺部こども園と寺部小学校において、園児と児童が生活空間を共にすることによる生活・学びの交流、職員同士の交流、情報の共有や相互理解など、積極的な連携を図ります。	保育課
107	**保育師の就労環境の向上**	処遇や休暇制度の改善、こども園への事務職員の配置など、保育師の就労環境を向上し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

取組方針Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

(1)子どもの権利保障

課題

・家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がいなどの様々な問題を背景に、児童虐待相談対応件数が増加傾向にあります。
・いじめ、不登校など様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、切れ目のない支援を行う必要があります。

施策の方向性

子どもの権利に関する意識啓発を行うとともに、児童虐待やいじめ・不登校などの問題への対策を推進し、子どもの権利の保障と救済、解決を図ります。

①子どもの権利の意識啓発

「子どもの権利学習プログラム」の実施や、講演会・教室などの開催により、子どもの権利に関する意識の向上につなげます。また、子どもの権利侵害の早期発見、解消に向けた取組を行います。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
108	**子どもの権利学習プログラムの実施**	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児には園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで、保護者には学校のPTA活動や交流館の講座などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
		指標名 / 現状値（H25） / 目標値（H31）	
		幼児版実施率（実施人数／対象人数） / 98.0%（3,914/3,995人） / 100%	
		小中学生版実施率（実施人数／対象人数） / 90.7%（15,120/16,677人） / 100%	
		保護者版実施回数／年 / 1回 / 10回	
109	**「人権を考える集い」の開催**	小中学校において、人権全般に関する講演会と公開授業・意見発表などを開催し、人権意識の高揚を図ります。 ○開催回数／年：12 回（H26）	市民相談課
110	**「人権移動教室」の開催**	人権擁護委員の協力により、こども園・小学校の園児・児童をはじめ、市民を対象に大型紙芝居やビデオなどを用い、人権啓発活動を実施します。	市民相談課
		指標名 / 現状値（H25） / 目標値（H31）	
		希望校での教室実施率 / 100% / 100%	

No.	事業名	内　容	担当課
111	**とよた子どもの権利相談室（子どもスマイルダイヤル）の運営**	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。 指標名 ／ 現状値（H25） ／ 目標値（H31） 小中高生認知度 ／ 20.2% ／ 40% 就学前保護者、小中学生保護者認知度 ／ 39.1% ／ 50%	とよた子どもの権利相談室

②児童虐待防止対策の強化

事後的救済のみならず、虐待防止教育や広報・啓発を進めるとともに、居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化など、児童虐待防止対策を進めます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
112	**児童虐待防止の広報・啓発**	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図り、死亡などの重篤な事例を発生させないために、11 月の「児童虐待防止推進月間」を中心に児童虐待防止の広報・啓発活動を実施します。	子ども家庭課
113	**児童虐待防止教育**	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識をもち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAP プログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課
114	**要保護児童・DV 対策協議会の運営**	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援について協議する「要保護児童・DV対策協議会」を運営します。	子ども家庭課
115	**DV 相談に関する情報などを掲載したリーフレットの設置**	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	とよた男女共同参画センター
116	**「ママの子育てを支援する会」の開催**	いらいらする、子どもをかわいいと思えないなどの子どもとの関係に問題を抱えている親同士が、同じ悩みを共有し、気軽に話し合う機会を確保し、問題解決に向けた支援を行います。 ○開催回数 / 年：24 回（H26）	子ども家庭課
117	**居住実態が把握できない児童の所在把握のための体制強化**	各種健康診査の未受診児を対象に、迅速かつ効率的に捜索するため、関係各課が連携を図り、居所不明児童の実態把握の方法を確立してシステム化します。	子ども家庭課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
12 再掲	**養育支援訪問事業** 事業計画	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパー及び保健師、助産師などの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
51 再掲	**おめでとう訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施** 事業計画	母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児をもつすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図ります。	子ども家庭課

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
全出生児に対する訪問実施人数の割合	97%	98%

③いじめ・不登校対策の充実

いじめや不登校などの問題の解決に向けて、問題行動実態調査などにより実情を把握するとともに、専門的な相談支援や適応指導を行うなど、児童生徒の心に寄り添った取組を進めます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
118	**いじめ防止体制の整備** 重点 新規	豊田市いじめ防止基本方針に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関などの幅広い連携を図るとともに、目的に応じたそれぞれの推進組織を設置し、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた各種の取組を実施します。	青少年 相談センター

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
いじめの状況調査の実施回数	2回／年	1回／月

No.	事業名	内　容	担当課
119	**人員配置によるいじめ・不登校等対応の充実**	児童生徒のいじめ、不登校などに関し、学校における相談機能や支援体制の充実を図るため、スクールカウンセラーや心の相談員を市独自の体制で小中学校に配置します。また、いじめ、不登校生徒に対応する教員の担当教科を補充する非常勤講師を市独自の体制で中学校に配置します。 ○心の相談員の配置：57 校 59 名（H26） ○不登校生徒に対応する教員の担当教科を補充する非常勤講師の配置：中学校 17 校に配置（H26）	青少年 相談センター

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）
スクールカウンセラーの配置	4名 （拠点校16校・対象校16校）	5名 （拠点校20校・対象校20校）

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>120</td><td>登校できない小中学生のための適応指導</td><td>青少年相談センターの適応指導教室に不登校専門員を配置し、不登校の小中学生に対する学習の補充、体験活動などの支援を行うとともに、心理相談などにより、集団への適応能力や自立心を育成します。
○不登校専門員配置人数：11 人（H25）</td><td>青少年
相談センター</td></tr>
<tr><td>121</td><td>問題行動実態調査（スクールヒアリング）</td><td>学校の抱えるいじめや不登校、児童虐待などの問題の早期発見と解決のため、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、ヒアリングすることで問題の解消に取り組みます。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>スクールソーシャルワーカーの配置</td><td>3名</td><td>4名</td></tr>
<tr><td>学校、家庭への訪問回数／年</td><td>学校282回
家庭92回</td><td>450回</td></tr>
<tr><td>教職員のケース会議数／年</td><td>127回</td><td>160回</td></tr>
</table></td><td>青少年
相談センター</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

（2）次代を担う青少年の健全育成

課題

・ニート・ひきこもりの青少年が増加しており、支援機関の連携強化、相談体制の充実などが必要です。
・子どものスマートフォンや携帯電話などの所有率が高まっており、SNS などによるいじめ、犯罪などのトラブルや、健康被害が増加しています。

施策の方向性

青少年の社会参加や自主的な活動を支援するとともに、青少年の非行防止対策やニート・ひきこもりへの支援を図り、青少年の健全育成に取り組みます。

①青少年の社会参加の促進と主体性の育成

青少年の社会参加を促進し、ボランティア活動やまちづくり提案など、様々な体験・取組を通じて主体性が育まれるよう支援します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
122	**放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施** 事業計画	放課後児童クラブ指導員を国の基準に基づく支援員へ移行し、運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校4年生までの就労家庭の児童の生活の場を、学校施設を有効に活用し、確保します。 指標名：放課後児童クラブ参加児童数（5月）／現状値（H26）：2,642人／目標値（H31）：3,168人	次世代育成課
123	**放課後児童クラブの委託化の推進** 新規	放課後児童クラブを委託化し、民間のノウハウを生かした魅力のある運営と、安定した支援員の雇用を図ります。 指標名：民間委託した放課後児童クラブ数／現状値（H26）：—／目標値（H31）：60クラブ	次世代育成課
124	**放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運用** 重点 新規	すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、地域子どもの居場所づくり事業との一体的な運用を目指します。 指標名：居場所づくり事業と一体的に運用するクラブ数／現状値（H26）：—／目標値（H31）：3クラブ	次世代育成課
125	**子どもシンポジウムの開催**	子ども会議の活動を広く周知し、子どもが自分の意見を表明する機会として、子どもシンポジウムを開催し、専門家による講演や子ども会議における研究の発表、来場者との意見交換を行います。 指標名：子どもシンポジウム参加者数／現状値（H25）：145人／目標値（H31）：200人	次世代育成課

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>内　容</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>126</td><td>青少年健全育成推進協議会活動への支援</td><td>地域における青少年の健全育成の活発化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>127</td><td>感動体験機会の提供</td><td>児童生徒が、音楽、伝統芸能などの芸術文化活動に接することができる機会を提供します。</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>128</td><td>子ども会活動への支援</td><td>子どもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、さらに活発な活動を促すため、その方策を検討します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>129</td><td>ジュニアクラブ活動への支援</td><td>中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。また、さらに活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>130</td><td>青少年育成団体の活動支援</td><td>市子ども会連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこやなど、青少年育成を目的とした団体に対し、運営補助金の交付、青少年育成団体の活動拠点となるための環境整備、団体間の情報共有（連絡会の開催）などの支援を行います。</td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>131</td><td>とよたものづくりフェスタの充実</td><td>多くの子どもが、工作や実験を通して、ものづくりや科学技術の楽しさ、おもしろさを体感するなど、創造性を育む場とするとともに、指導者のネットワークを構築し、ものづくり文化の醸成を図ります。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>来場者数／年</td><td>8,000人</td><td>10,000人</td></tr>
</table></td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td>132</td><td>青少年ボランティア事業の実施</td><td>様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会を提供します。青少年のボランティア意識の高まりに対応した事業を実施します。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値（H25）</th><th>目標値（H31）</th></tr>
<tr><td>青少年ボランティア延べ参加人数／年</td><td>182人</td><td>200人</td></tr>
</table></td><td>次世代育成課</td></tr>
<tr><td>133</td><td>「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策提言</td><td>子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、「子ども会議」を定期的に開催します。また、「子ども委員活動」の成果をもとに、子ども会議から市長に施策提言をし、子どもの参画につなげます。
<table>
<tr><th>指標名</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr>
<tr><td>子ども委員数（子ども委員の1任期中）</td><td>31人</td><td>35人</td></tr>
<tr><td>施策提言数（計画期間中累積）</td><td>7提言</td><td>15提言</td></tr>
<tr><td>事業実現数（計画期間中累積）</td><td>7事業</td><td>7事業</td></tr>
</table></td><td>次世代育成課</td></tr>
</table>

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
134	**青少年活動表彰制度（ひまわり褒賞）**	青少年活動の中から活動内容を評価して団体への褒賞を行います。	次世代育成課
135	**中学生の主張発表大会**	中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃、思っていることや実践していることを発表し、社会性や自立心を養える場とします。また、中学生スタッフを募集し、高校生・大学生の有志ボランティアとともに事業の企画・運営を担えるよう支援します。	次世代育成課
		指標名：中学生の主張発表大会への応募数　現状値（H26）：8,803人　目標値（H31）：9,000人	
136	**青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成**	青少年の相談や活動支援に対応できる身近な大人を養成します。また、地域の大人や大学生がその役割を担えるよう養成講座を開催します。主に青少年センターでの活動を養成するユースサポーター養成講座と、主に地域派遣を目的とするレクリエーション指導者講座を行います。	次世代育成課
		指標名：ユースサポーター養成講座開催数／年　現状値（H25）：4回　目標値（H31）：10回	
		指標名：レクリエーション指導者講座参加者数／年　現状値（H25）：157人　目標値（H31）：200人	
137	**総合野外センターにおける青少年の育成支援者の養成**	大学生を青少年活動の指導者として養成し、青少年活動への参加を促進します。	次世代育成課
		指標名：トレーニングキャンプ延べ参加者数／年　現状値（H25）：100人　目標値（H31）：120人	
		指標名：キャンプスタッフ登録数　現状値（H25）：20人　目標値（H31）：40人	
138	**思春期教室 1「中学生とあかちゃんのふれあい体験」の推進**	中学生が、命の大切さ、将来の親になるための意識を高めるとともに、地域住民との交流を図ることができるよう、母親、あかちゃん、地域ボランティア参加の「中学生とあかちゃんのふれあい体験」を推進します。	子ども家庭課
		指標名：「中学生とあかちゃんのふれあい体験」実施校数　現状値（H26）：6校　目標値（H31）：8校	
139	**思春期教室 2「自分の心と体を知る」の推進**	中学生を対象に、自分の心と体の変化や性について正しく理解するとともに命の尊さを知り、男女が互いに尊重し合う気持ちを養うことを目的として、思春期教室 2 を開催します。	子ども家庭課
		指標名：「自分の心と体を知る」実施校数　現状値（H26）：16校　目標値（H31）：27校	
140	**学生発⇒豊田市まちづくり提案**	学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。	経営戦略室
		指標名：参加グループ数　現状値（H26）：18グループ　目標値（H31）：90グループ※	
		指標名：施策への反映数　現状値（H26）：—　目標値（H31）：9件※	

※平成 27 ～ 31 年度累計

No.	事業名	内　容	担当課
141	**ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組** 重点 新規	ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、青少年健全育成推進協議会や PTA 連絡協議会などの市民団体と連携し、青少年向けの講演会や家庭向けの体験教室、市民運動としての啓発活動などを展開していきます。	次世代育成課
142	**中央図書館が取り組む子ども読書活動**	中央図書館は、豊富な図書資料と専門的な知識を活用し、学校、地域において、子どもと本をつなぐ読み聞かせなど、子ども読書活動に必要な事業の実施やボランティアなどへの支援を推進します。	図書館
143	**歴史・民芸・ものづくりを体験する講座の開催**	子どもたちが郷土の歴史や民芸にふれ、興味をもつきっかけとなるよう、郷土の歴史・民芸にかかわる体験講座、実技教室などを開催します。	文化財課

142 中央図書館が取り組む子ども読書活動

指標名		現状値(H25)	目標値(H31)
貸出冊数／年	児童図書	467,824冊	510,000冊
	ティーンズ図書	17,610冊	19,000冊
読み聞かせボランティア講座参加者数／年		726人	790人

143 歴史・民芸・ものづくりを体験する講座の開催

指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
講座開催日数/年	323日(100回)	330日
講座体験人数/年	10,611人	10,700人

②青少年の活動の場づくり

青少年センターや総合野外センターなどにおいて魅力ある事業を実施し、青少年の多様な活動の場として活用できるよう支援します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
144	**総合野外センターの運営**	野外活動の拠点施設として、こども園や小中学校、子ども会などの青少年団体の野外体験学習の受入や活動指導を通して、子どもの主体性・積極性を高める機会と場を提供します。	次世代育成課
145	**青少年センターの運営**	青少年センター事業内容を充実し、小学生から働く若者までの受入体制を整備することにより、青少年の自主活動を支援します。	次世代育成課
146	**少年少女音楽3団体の運営**	ジュニアマーチングバンド、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラの少年少女音楽3団体の音楽活動を通じて、青少年の豊かな情操を養い、円満なる人格を養成します。	文化振興課

144 総合野外センターの運営

指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
総合野外センター延べ利用者数／年	79,769人	81,000人
青少年団体利用数／年	84団体	100団体

145 青少年センターの運営

指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
青少年センター延べ来館者数／年	108,991人	130,000人

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
147	**とよた出会いの場プロジェクト**	青少年センターにおいて、独身者を対象に、ウォークラリー、バーベキュー、交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。 ○運営組織参加人数／年：10 人（H25） ○ YouMe フェスタ参加人数／年：80 人（H25） ○YOU友遊参加人数／年：150 人（H25）	次世代育成課
148	**インターンシップの推進**	高校生や専修学校・大学の学生が、専攻や個人の特性を生かした就業体験を行えるよう、企業への働きかけを行います。	ものづくり産業振興課
149	**高校生・大学生の社会参加活動促進事業** 重点 新規	青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。 指標名 ／ 現状値（H26） ／ 目標値（H31） 事業数／年 ／ — ／ 3事業 参加学生数／年 ／ — ／ 1,000人	次世代育成課
150	**中学生の交流館利用の促進** 新規	交流館の利用ルールの見直しや中学生と地域との連携事業のコーディネートを行い、交流館利用の促進を図り、地域住民との交流の場を提供します。	生涯学習課

③青少年の悩みへの対応と非行防止

補導体制の充実や薬物乱用防止運動の推進により、青少年の非行防止に取り組みます。また、悩みや不安を抱える青少年に対する相談支援を図ります。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
151	**薬物乱用防止運動の推進**	薬物乱用防止推進協議会を設置し、街頭での啓発活動を実施するとともに、小中学校、高等学校などで「危険ドラッグ」を含む薬物乱用防止講習会を開催します。	健康政策課
152	**更生保護活動の支援**	犯罪や非行をした人の更生を助けるとともに、犯罪や非行を予防するため、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。	次世代育成課
153	**青少年補導体制の充実**	地域と協力した補導体制を整備して、青少年非行の早期発見のための要注意場所や祭りなどの場における巡回指導を充実します。また、関係機関と協力し、青少年補導活動に対する理解を深めるための啓発活動を展開します。	青少年相談センター
52 再掲	**親と子の電話相談「はあとラインとよた」**	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介したりするなどして、社会からの孤立を防ぎます。 指標名 ／ 現状値（H25） ／ 目標値（H31） 延べ利用件数／年 ／ 466件 ／ 500件	青少年相談センター

No.	事業名		担当課
53 再掲	**青少年相談センターの相談・支援機能の充実**	青少年相談センターにスクールソーシャルワーカー、青少年相談員、少年非行相談員及び児童精神相談員を配置し、青少年の総合的な相談支援体制を整備するとともに、学校や家庭の訪問相談などにより、家庭、学校、地域などへの相談支援を強化します。 指標名：スクールソーシャルワーカーの配置 現状値(H26)：3名 目標値(H31)：4名	青少年 相談センター
111 再掲	**とよた子どもの権利相談室(子どもスマイルダイヤル)の運営**	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。 指標名：小中高生認知度 現状値(H25)：20.2% 目標値(H31)：40% 指標名：就学前保護者、小中学生保護者認知度 現状値(H25)：39.1% 目標値(H31)：50%	とよた子ども の権利相談室

④ニート・ひきこもりへの対応

ニートやひきこもりの状態である人やその保護者に対し、青少年相談センターや就労支援室、若者サポートステーションなどにおいて、就労や社会参加などが行えるよう、自立に向けた支援を行います。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
154	**青少年相談センターにおける青少年の自立支援**	社会生活への適応が難しく、家庭にこもりがちであるなど、困難を抱える若者(20歳未満)への継続的な相談支援や自立支援を行います。	青少年 相談センター
155	**就労支援室の運営**	就労を希望する対象者に対して、就労に関する相談、情報提供を実施する総合支援窓口として就労支援室を運営し、青少年の就労を支援します。 指標名：就労支援室における相談件数／年 現状値(H25)：2,423件 目標値(H31)：2,500件	ものづくり 産業振興課
156	**若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置・運営** 重点 新規	若者サポートステーションを新・青少年センター内に開設し、主に18歳以上のひきこもり状態の人とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を行います。また、関連機関からなる若者支援地域協議会を設置し、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を支援します。	次世代育成課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

取組方針Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

課題

・子育て世代の多くは、仕事、家事・育児、プライベートのバランスが取れていないと感じています。
・夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく、子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。

施策の方向性

親が子育ての時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、企業の取組についても支援します。

①ワーク・ライフ・バランスの理解の促進

ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、講座の開催、情報提供などを行います。

<主な事業>

No.	事業名	内　容		担当課
157	**女性及び男性応援講座及び男女共同参画セミナー等の開催**	男女共同参画社会を実現するため男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催し、市民の男女共同参画意識を高めます。		とよた男女共同参画センター
		指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
		各種講座の開催	19回	20回
158	**男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上**	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児・介護へのかかわり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。		とよた男女共同参画センター
		指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
		受講後のアンケートで「意識が高まった」と回答した人の割合	－	70%

②企業の取組の推進

企業のワーク・ライフ・バランスに関する取組が推進されるよう、講師の派遣や推進員による企業訪問、優良事業所の表彰などを実施します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容		担当課
159	**企業における職場改善のためのアドバイザー及び講師派遣の実施**	企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進などについて、アドバイザー及び専門の講師を派遣します。		とよた男女共同参画センター
		指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
		派遣企業数	2社	2社
160	**ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問**	ワーク・ライフ・バランス推進員(市民団体)との共働により、ワーク・ライフ・バランスの必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度などについて周知し、事業所ごとの特徴をとらえ、助言を行います。		とよた男女共同参画センター
		指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
		ワーク･ライフ･バランスの推進に向けて新たな取組を行った事業所数	－	10社※
161	**働きやすい職場環境を目指す優良事業所に対する表彰制度の実施及び改善**	ワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、応募数の増加に向け見直しなどを行い、さらなる周知、啓発を行います。		とよた男女共同参画センター
		指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
		表彰制度への応募件数	9件	12件

※平成 27 ～ 31 年度累計

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

（2）家庭教育力の向上

課題

・仕事で忙しい家庭や悩みを抱え孤立しがちな家庭など、様々な課題を抱えた家庭が増加しています。
・子育てに対して自信がもてない親の割合が増加しています。
・多くの市民は、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。

施策の方向性

親としての教育力を身につけられる講座などを開催するとともに、子育ての仲間づくりや情報共有ができる場を提供し、家庭教育力の向上に取り組みます。

①親育ちの支援

子育てに関する各種講座や親育ち交流カフェの開催などにより、親としての意識や能力を身につけられるよう支援します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
162	**家庭教育講座の開催**	子育て家庭を対象に子どもとのかかわりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課
163	**家庭教育講座の開催支援**	子どもの発達にふさわしい家庭環境づくりを進めるため、主に小中学生の保護者を対象に、子どもとのかかわりやしつけなどについて紹介する講座の開催を支援します。	次世代育成課
164	**こども園での親の保育参加事業の推進**	こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達への理解を深め、自分の子どもへのかかわり方を見直す機会とします。ほかの子どもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかむとともに、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。	保育課
165	**ブックスタート事業**	あかちゃんと絵本を開くひとときを分かち合い、親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、健康診査会場で親子１組ずつに読み聞かせを体験してもらい、絵本を手渡し家庭での継続を図ります。	図書館

163 家庭教育講座の開催支援

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
家庭教育講座実施校数／年	21校	30校
家庭教育講座参加保護者数／年	3,206人	5,000人

165 ブックスタート事業

指標名	現状値（H25）	目標値（H31）
対象児へのブックスタートの実施率（絵本の配布）	99.5%	100%

No.	事業名	内　容	担当課
166	**ノーバディズパーフェクト講座**	「ノーバディズパーフェクト」は、「完璧な親なんていないよ!」というメッセージのもと考えられた、カナダ発祥の子育て中の親支援のプログラムです。子育てに不安や悩みを抱えている親同士が、子どもの健康や安全、しつけなどについて話し合う中で、新たな子育ての能力や技術を習得し、親自身が自分の長所や能力に気づき、育児に自信がもてるようになります。講座終了後も参加仲間と支え合いながら子育てができるよう支援します。 指標名：講座参加実人数／年　現状値(H25)：43人　目標値(H31)：48人	子ども家庭課
167	**親育ち交流カフェの開催** 重点 新規	保護者、地域住民、学校などの協力を得ながら、保護者が集まって、仲間づくりや交流の場、子育てに関する研修や情報交換、相談する機会を提供します。 指標名：親育ち交流カフェ実施地区数／年　現状値(H26)：4地区(施行)　目標値(H31)：27地区 指標名：親育ち交流カフェ参加者数／年　現状値(H26)：65人(施行)　目標値(H31)：540人	次世代育成課
168	**家庭教育手帳「親ノート」の活用**	小中学生の保護者に対し、子どもとのかかわり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配布し、家庭教育力の向上を図ります。	次世代育成課
55 再掲	**ふれあい子育て教室** 重点 新規	1 歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」を親子で楽しみながら学べる場を提供します。 指標名：教室参加組数／年　現状値(H26)：—　目標値(H31)：1,800組	子ども家庭課

②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供

子育てについての情報交換、悩みや不安の解決につながる相談などが親同士で行えるよう、仲間づくりや交流の機会を提供します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
169	**「ティーンズママの会」の実施**	20 歳未満の妊婦や親子が、仲間同士や専門職などとの交流を通して、子育ての不安などを相談できる関係を築き、子育ての仲間づくりに向けた支援を行います。 ○ティーンズママの会開催回数／年：14 回 (H26)	子ども家庭課
170	**乳児期の教室の開催**	乳児期の早期における母子関係の確立やグループワークによる親同士の仲間づくりを通じて、育児不安の解消を図り、子育て仲間の交流を推進するための教室を開催します。 ○ベビークラス開催回数／年：12 回 (H26)	子ども家庭課

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
171	**母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成**	妊娠、出産、子育てなどに不安や悩みをもつ母親の身近な相談員として、母子保健推進員・おめでとう訪問員を養成します。 指標名：養成講座実受講者数／年　現状値（H25）：41人　目標値（H31）：70人	子ども家庭課
172	**双子の集いの開催**	同じ育児経験をもつ多胎児の親同士が、子育てに関する情報交換や子育ての悩みや不安を相互で解決でき、また自主グループとしての主体的な活動ができるように支援します。 ○ダブルエッグ（多胎の子どもの親の会）開催回数／年：12 回（H26） ○ツインズ（主に双子を育てた先輩ママが運営する親の会）開催回数／年：10 回（H26）	子ども家庭課
173	**子育てサロンの推進**	子育て家庭が家庭教育や子育てについて気軽に話し合い、相談できる場を交流館に開設し、地域と家庭教育・子育ての結びつきを深めます。 指標名：子育てサロン開設か所数　現状値（H26）：17か所　目標値（H31）：20か所	保育課
174	**とよた子どもフェスティバルの開催**	子育て総合支援センターや子どもつどいの広場において、地域全体で子育ち・子育てを応援する気運を高めるため、地域の各種団体や子育てサークルなどの協力により、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを年1回開催します。 ○参加者数／年：2,297 人（H25）	保育課
175	**地域子育て支援拠点事業の推進** 事業計画	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを実施します。 ○地域子育て支援拠点事業実施施設：16 施設（H26）	保育課

(3)地域力を生かした子どもの育成

課題

・地域における支え合いなどの意識が希薄化しています。
・子どもが地域活動を通じて、地域の人とのふれあいや多くの体験を通して、様々な文化や知識、考え方などにふれ、興味・関心を広げる機会が減少しています。

施策の方向性

地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、多様な主体が地域の子育て、教育への支援を行い、豊かな人間性を育みます。

①地域力を生かした子育て支援活動の推進

地域における様々な主体が子育てにかかわり、放課後の居場所の確保やファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援活動を推進します。

<主な事業>

No.	事業名	内　容		担当課
176	**地域における放課後の子どもの居場所づくり**	すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たに学校支援地域本部や NPO などによる展開など、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。		次世代育成課
		指標名	現状値(H25)	目標値(H31)
		居場所として位置づけた既存の施設・事業などを含め、居場所が設置・確保された小学校区数	36小学校区	52小学校区
		地域子どもの居場所づくり事業を実施している地区の数	20地区	34地区
177	**地域団体による放課後児童クラブの運営** 新規	地域団体により放課後児童クラブを運営し、地域主体の子育て支援活動の推進を図ります。		次世代育成課
		指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
		地域団体による放課後児童クラブの運営	—	6クラブ
178	**地域在住の外国人や海外生活経験者との交流行事の推進**	地域在住の海外生活経験者を中心に、英語の堪能なボランティアを募集します。小学校外国語活動の授業や国際理解に関する学校行事などに、応募のあったボランティアを派遣します。		学校教育課
		指標名	現状値(H26)	目標値(H31)
		小学校外国語活動ボランティア実施校数／年	15校	20校
		ボランティアの数／年	25名	30名

事業計画 子ども・子育て支援事業計画掲載事業（第5章）　重点 重点事業　新規 新規事業

No.	事業名	内　容	担当課
179	**ファミリー・サポート・センター事業の推進** 事業計画	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 指標名：ファミリー・サポート・センター活動件数／年　現状値（H25）：9,248件　目標値（H31）：10,000件	保育課
180	**学校アドバイザー制度の活用**	地域住民の中から学校評議員（学校アドバイザー）を選び、学校経営への支援を受けます。	学校教育課
181	**学校支援ボランティア制度の活用**	大学生や地域住民にボランティアとして学校を支援してもらう制度を活用し、学校行事や校外学習などの手伝いだけでなく、授業の講師、部活動指導、研究活動などの業務も依頼します。 指標名：学生ボランティア登録人数（毎年3月31日時点）　現状値（H25）：127人　目標値（H31）：150人 指標名：学校支援ボランティア配置人数／年　現状値（H25）：46人　目標値（H31）：50人	学校教育課
182	**地域教育懇談会の開催**	家庭教育、子育て、学校教育などの教育に関する諸問題について、情報交換を行うとともに、必要な協力体制づくりを進めるため、地区コミュニティ会議などを単位に地域教育懇談会を開催し、家庭・学校・地域の連携を図ります。	学校教育課
183	**主任児童委員の活動支援**	地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。また、幼児健康診査未受診世帯の調査訪問をします。	子ども家庭課 地域保健課
184	**ファミリー・サービス・クラブ事業の支援**	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	とよた男女共同参画センター
185	**プレーパークの開催**	鞍ケ池公園に隣接する里山エリアにおいて、子どもたちが自然の中で自由に遊べるよう、運営知識をもった団体によりプレーパークを開催します。	公園課

②世代間交流による子どもの育成

地域における異世代の人たちとの交流を推進し、地域の人たちとのふれあいにより、多様な価値観を身につけられるようにしていきます。

<主な事業>

No.	事業名	内　容	担当課
186	**「チャレンジ＆ドリーム校」事業の推進**	異なる世代の人たちと交流したり、「地域の人・もの・こと」にふれあいながら、環境学習や国際交流などの豊かな体験活動を企画・実施し、子どもたちが感性を磨いたり伝統文化や働くことの大切さなどを実感できるよう、小中学校全校で「チャレンジ＆ドリーム校」事業を推進します。	学校教育課
187	**こども園における地域活動事業の実施**	こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施など、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組みます。	保育課

2. 重点事業

①24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置

事業概要

育児についての悩みは誰もが抱えているものです。育児不安を抱える保護者に対して、いつでも相談できる24時間体制のサポートを行うコールセンターを設置します。

「子育てに自信がなくて疲れてしまう」「子どもが泣きやまない」など、子育てに関する悩み、子どもに関する相談などに、相談員が応じます。相談内容によって、継続的な支援が必要なケースや、児童虐待などの気になるケースの相談は、児童相談所などの関係機関と連携し、継続的に対応します。

子育ての不安を軽減でき、子育てに対する自信を取り戻すことが期待できます。

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
検討、調整、準備	本格実施			

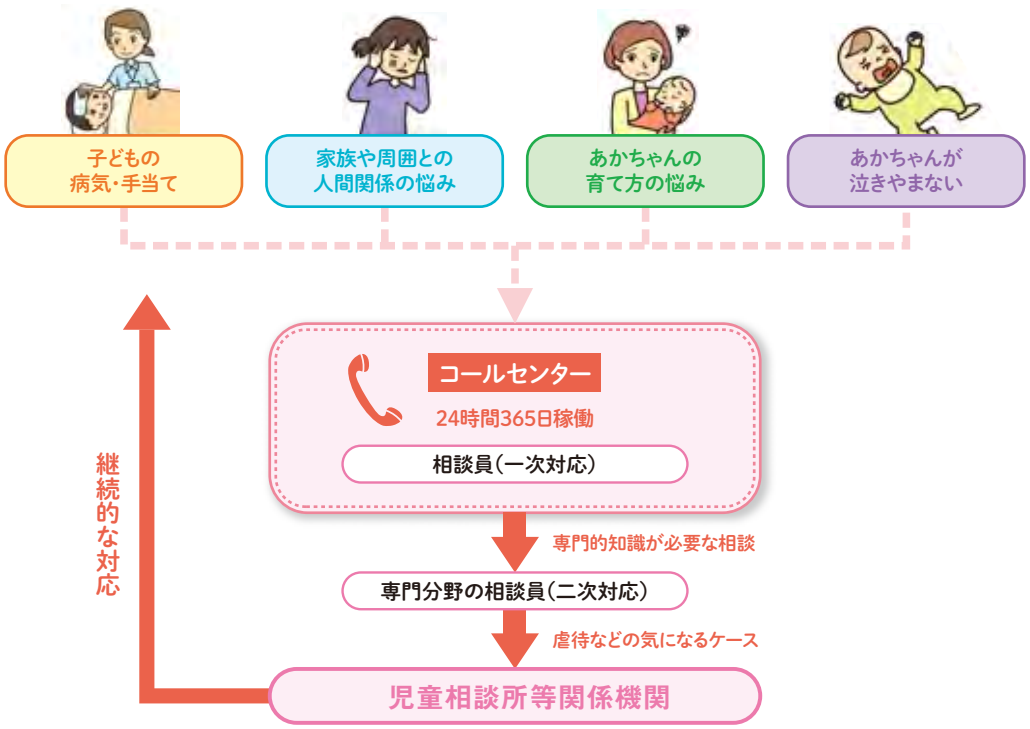

②ふれあい子育て教室の開催

事業概要

乳幼児期は、心と体の発達が著しい時期で、大事な五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）を育むことがとても大切です。

たとえば、小さな積み木を手のひらにのせたときの感触、形や重さ、ときにはなめて味を確かめたり、積み木と積み木をぶつけて音を楽しんだり。そして高く積んで「できた～」「やった～」と笑顔になります。こうしてしっかり五感を使って楽しい・うれしいなどの心地よい感覚を、心と体でたくさん感じることが、子どもの発達にはとても大切です。しかし、近年は核家族化の進行により、育児方法の伝承が危うくなったり、社会のデジタル化により遊びが変化したり、子育て方法が多様化し、子育てが難しい時代になっています。

そこで、1歳を迎えた誕生月の子どもとその保護者を対象とし、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」を親子で楽しみながら学ぶ教室（講話・親子遊び・グループワーク）を実施します。親としてのかかわり方や、遊び方などを知り、スマートフォンなどの媒体を使った遊びではなく、ふれあいや、言葉をかけることの大切さを感じ、家庭で無理なく実践できる子育ての方法を学ぶことができます。

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
検討、調整、準備	教室実施			

③0～2歳児の受入枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上

事業概要

こども園の整備や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、保育ニーズの高い0～2歳児の受入枠を拡大し、働きながら子育てしやすい環境を整備し、待機児童の解消につなげます。

寺部こども園や私立こども園の改築により、受入枠を拡大するとともに、合わせて幼児教育・保育環境の向上を図ります。

計画最終年度である平成 31 年度に向けて、教育・保育提供区域ごとに目標事業量を設定し、その確保に努めます。

実施スケジュール

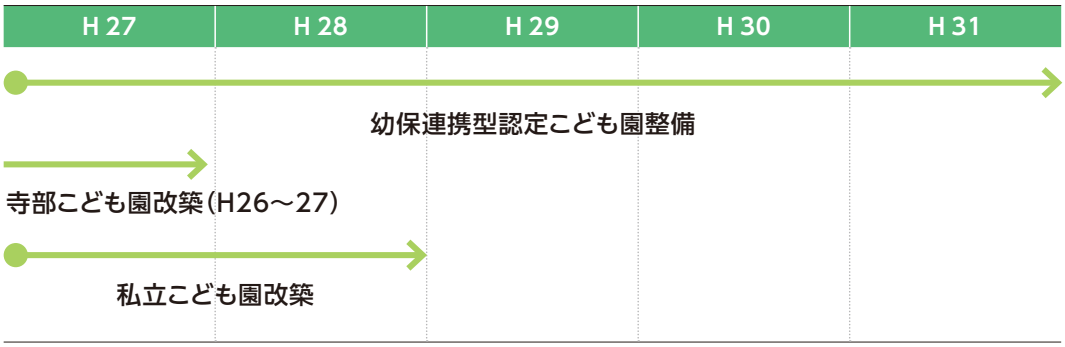

取組内容

	区　域	内　容	施設数
平成28年	挙母	こども園の増改築	1
		こども園分園の整備	1
		小規模保育事業	1
		事業所内保育事業	1
	高橋	こども園の増改築	1
		幼保連携型認定こども園	1
	猿投	幼保連携型認定こども園	2
平成29年	挙母	幼保連携型認定こども園	2
		小規模保育事業	2
	高橋	こども園の増改築	1
	上郷	幼保連携型認定こども園	1
	高岡	幼稚園認可こども園の保育所認可への切替	1
	松平	こども園の定員見直し	1

④いじめ防止体制の整備

事業概要

豊田市いじめ防止基本方針に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関などの幅広い連携を図るとともに、いじめの防止、早期発見、適切な対処など、目的に応じた組織を設置し、各種の取組を実施します。

【主な取組】

・子どもへの体験活動や道徳教育の推進
・家庭や教職員向けの研修開催、啓発資料の作成・配布
・毎月のいじめ状況調査や校内検討会議の開催、相談機能の充実
・スクールソーシャルワーカーや弁護士など専門家による支援など

【推進組織】

①豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
（関係機関及び団体により構成し、いじめ問題に関する意見交換、協議、連絡調整）
②いじめ防止対策委員会（いじめ防止のための対策協議）
③いじめ・不登校対策推進委員会（教員による調査研究、啓発活動）
④いじめ問題調査委員会（重大ないじめ事案が報告された場合の調査）
⑤いじめ問題再調査委員会（④の調査結果に対し、必要に応じて再調査）

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
組織の設置 → 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議などを定期的に開催				
各学校でいじめの状況の調査の実施、いじめに関する研修、啓発活動				

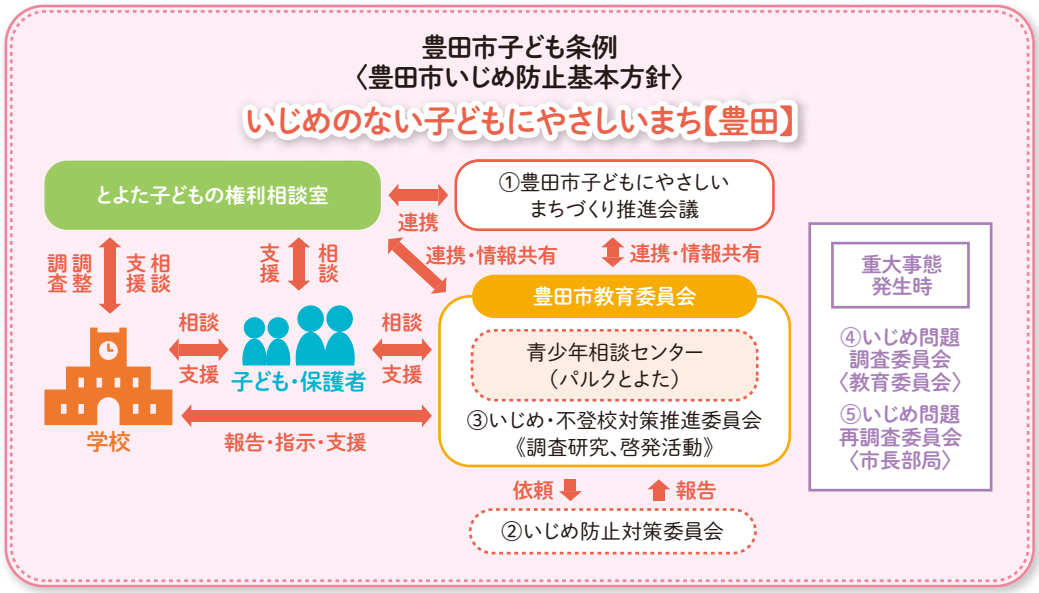

⑤ソーシャルメディア※の適切な利用に向けた取組

事業概要

スマートフォンなどの普及により、多くの青少年がソーシャルメディアを頻繁に利用しており、それにかかわる友人同士のトラブルや健康被害が増加しています。

その解決に向けて、主に小中学生とその親を対象に、ソーシャルメディアの適切な利用を促す市民運動を展開するとともに、研修会や講座を開催し、啓発を図ります。

【主な取組】

・青少年健全育成推進協議会など市民団体が中心となった啓発活動
・各青少年育成団体（PTA・民児協など）による研修会
・大学生などによる講座開催（対象は小中学生）

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
市民運動実施、検証	市民運動実施			
研修・講座実施、検証	研修・講座実施			

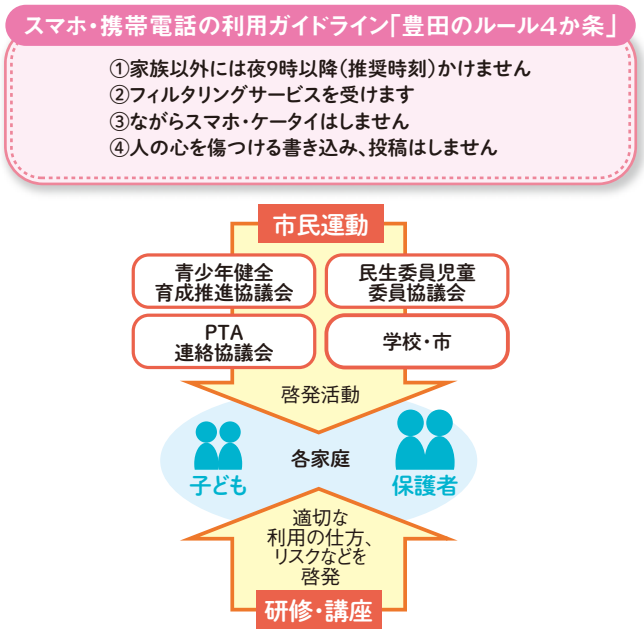

※ソーシャルメディア：SNS（フェイスブック、ラインなど）、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービス。

⑥放課後児童クラブと居場所づくり事業との一体的運用

事業概要

放課後にすべての子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、総合的な放課後対策を講じるため、親が就労しているなど留守家庭児童が利用する放課後児童クラブと、親の就労などに関係なく、すべての児童が活動する居場所づくり事業の一体的な運用を目指します。それぞれの事業を連携し、共通のプログラムを学校施設や資源を有効に活用しながら実施することにより、地域の人々とふれあい、異なる学年の友達と交流しながら、様々な活動や学習支援などの多様なプログラムを体験し、子どもたちの自主性・社会性・創造性を育みます。

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
居場所づくり事業との一体的運用の検討		一体的運用検討結果を踏まえて実施		

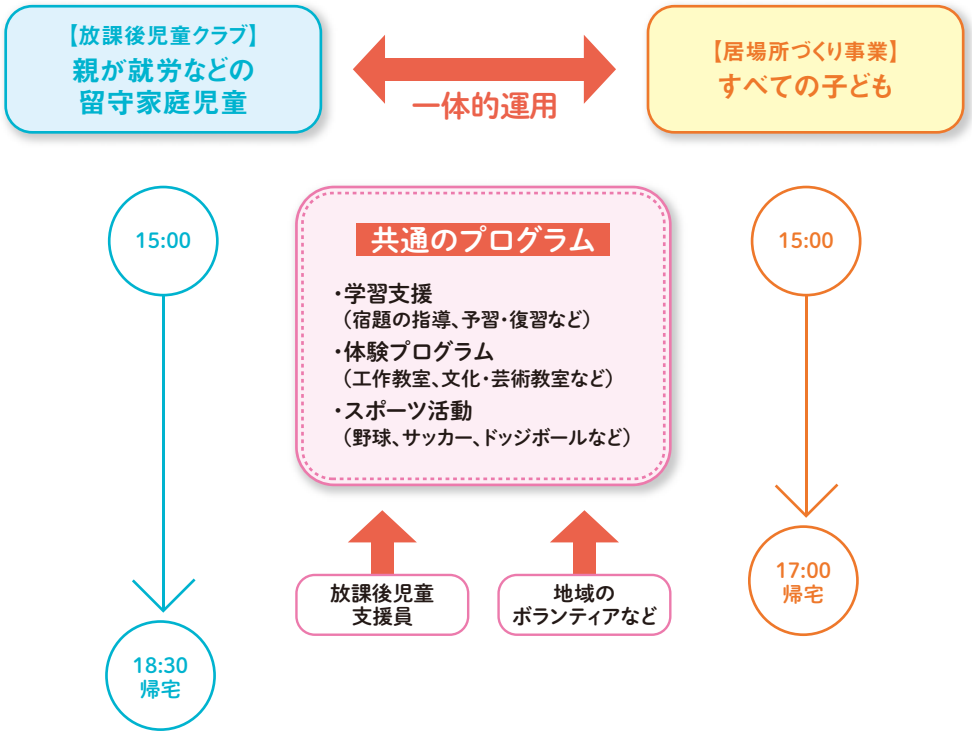

⑦高校生・大学生の社会参加活動促進事業

事業概要

青少年センターを学校の枠を越えた高校生・大学生の交流・活動拠点として位置づけ、社会活動への参画を促します。

【居場所・たまり場事業】

広報紙や大学連携協定を活用した情報発信などにより、青少年センターを学生同士の交流や活動の場として積極的にPRし、高校生・大学生を呼び込みます。

【イベントへの参加、企画、運営】

中学生・高校生ボランティア講座を実施し、主体的な活動を促進するとともに、イベントなどの実行委員会への参加を促し、企画・運営への参画を進めます。

【高校生・大学生のボランティア登録・派遣】

高校生や大学生の得意な活動をデータベース化して、団体のボランティア登録を行います。地域でのニーズに対応した応援活動ができるよう、スキルアップ講座の開催とボランティア派遣を行います。

【社会参加活動促進情報の発信】

ボランティア、インターンシップ、就職などの情報を集積し、公開します。

実施スケジュール

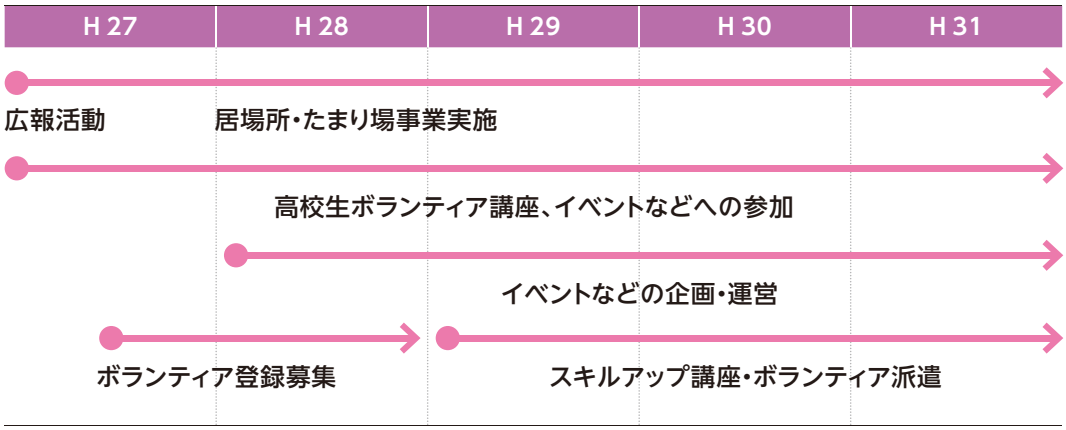

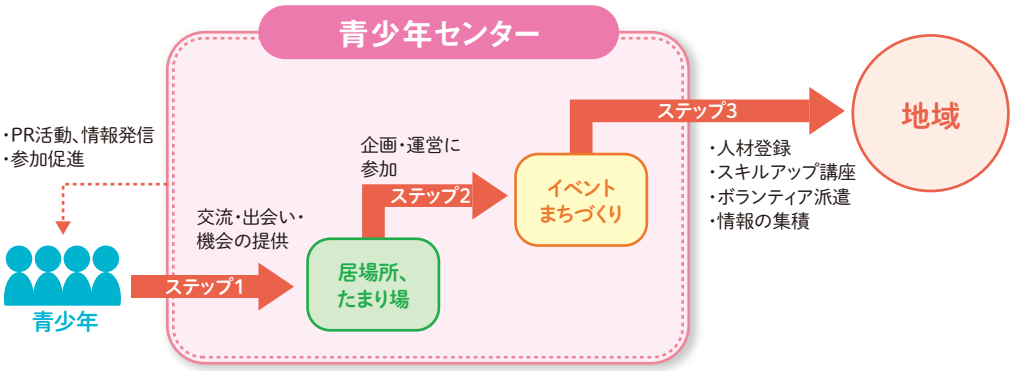

⑧若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営

事業概要

若者サポートステーションを青少年センター内に開設し、主に 18 歳以上のひきこもり状態の人とその保護者を対象に、自立に向けた相談、就労・就学などに向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を行います。若者サポートステーションは、NPOなどによる運営とし、臨床心理士などの資格者を配置します。

また、若者サポートステーションや青少年相談センターなどの関連機関からなる若者支援地域協議会を設置し、自立支援のネットワークを構築することにより、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を継続的に支援します。

実施スケジュール

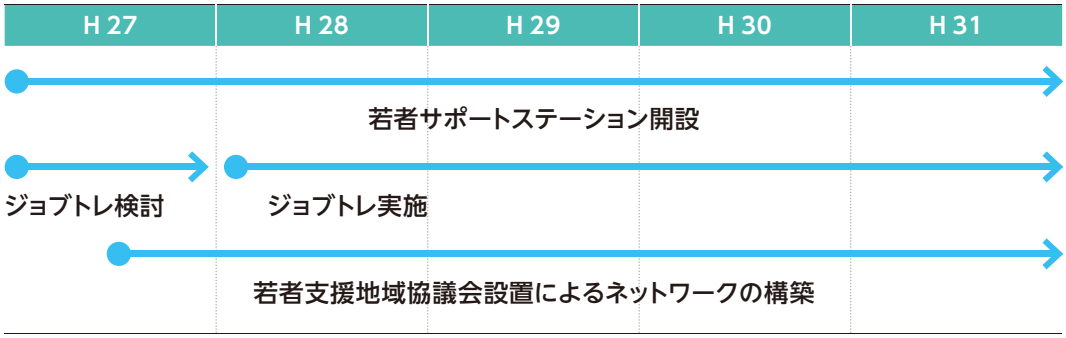

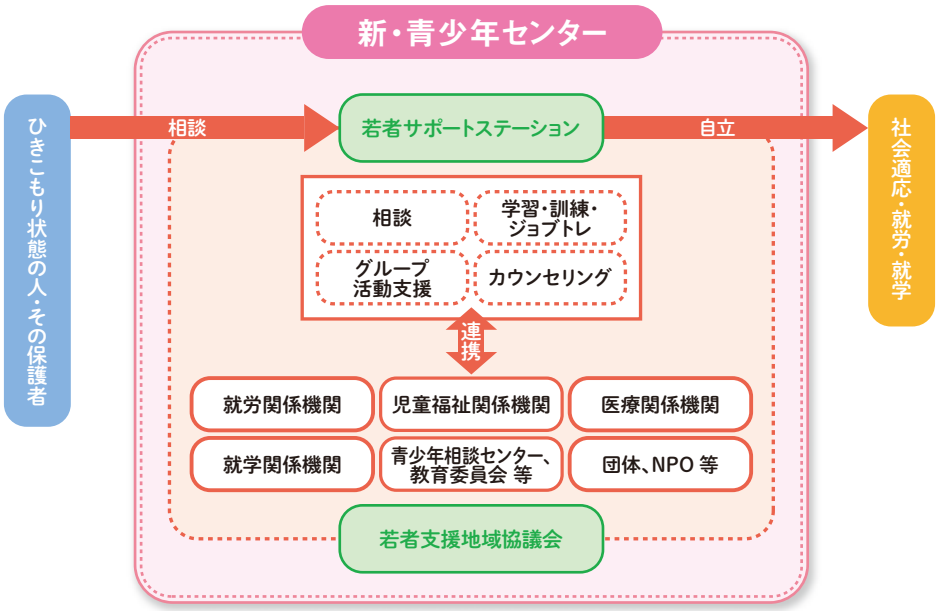

⑨親育ち交流カフェの開催

事業概要

保護者同士が交流したり、子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞くなど、地域力を活用して学び合う関係を築きながら子育てに関する情報交換や相談をする機会として、「親育ち交流カフェ」を開催します。

「親育ち交流カフェ」は、PTA、青少年健全育成推進協議会、学校、NPOなどがファシリテータ（進行役）となり、気軽に参加できるワークショップのスタイルで、交流館、学校、地域の施設などで開催します。

主に小中学生の子どもをもつ保護者を対象とし、意識の高い保護者だけではなく、多くの保護者が気軽に参加できるよう配慮し、家庭教育手帳「親ノート」を活用するなど、楽しく、わかりやすく学び合えるよう工夫します。

実施スケジュール

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
実施、検証	順次実施か所、開催数拡大			

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度※では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
  （定員は6人以上 19 人以下）
- 家庭的保育
  （保育者の居宅などにおいて保育を行います。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
  （子どもの居宅において保育を行います）
- 事業所内保育
  （事業所内の施設などにおいて保育を行います）

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- 放課後児童クラブ
  （放課後児童健全育成事業）
- 延長保育
  （時間外保育事業）
- 子育て短期支援事業
  （ショートステイ）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時保育
  （一時預かり事業）
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- おめでとう訪問
  （乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業

※子ども・子育て支援新制度：平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。平成 27 年 4 月より本格施行。

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、平成 27 年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

本市では、平成 25 年度に実施した意向調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。

◆量の見込みの算出の流れ

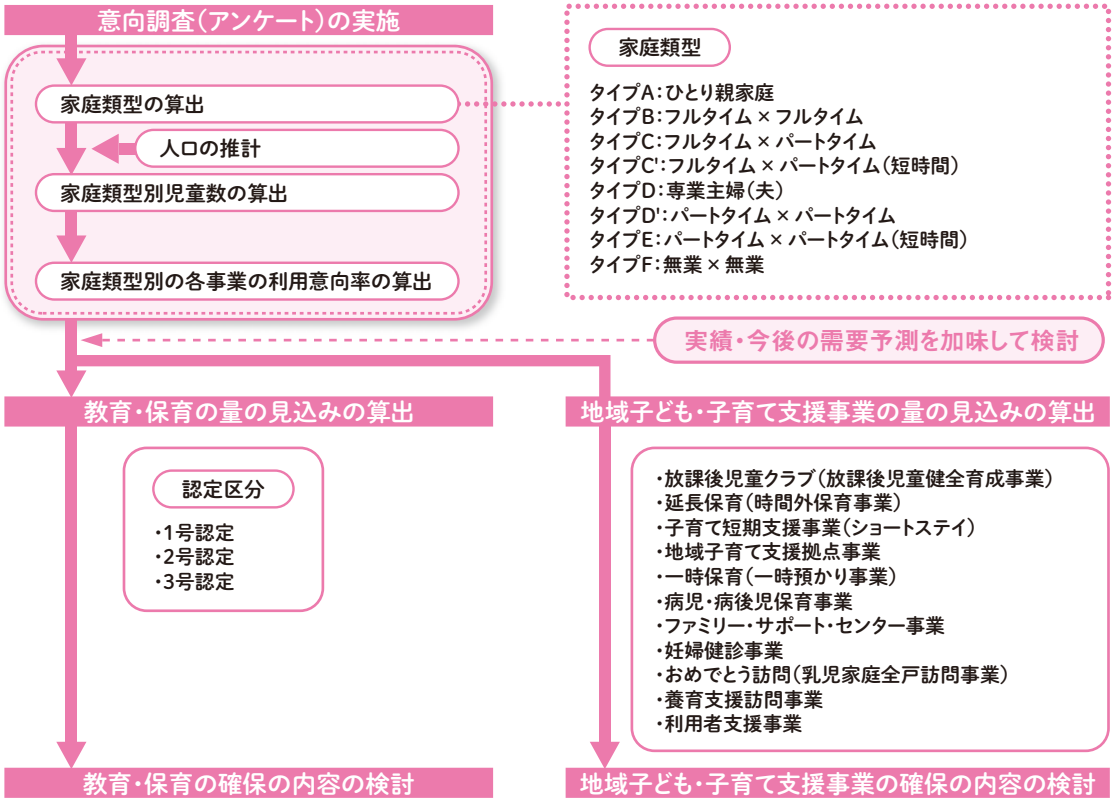

◆年齢区分別児童人口推計

量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる平成 27 ～ 31 年度までの人口推計は、平成 21 ～ 25 年（各年 10 月 1 日）の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

年齢	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳	3,726	3,621	3,506	3,402	3,314
1歳	3,887	3,772	3,665	3,549	3,443
2歳	4,026	3,839	3,725	3,620	3,505
3歳	4,050	3,964	3,780	3,668	3,564
4歳	4,050	4,009	3,924	3,741	3,631
5歳	4,019	4,018	3,977	3,893	3,712
6歳	4,148	3,981	3,979	3,939	3,856
7歳	4,162	4,111	3,945	3,944	3,904
8歳	4,113	4,149	4,098	3,933	3,931
9歳	4,037	4,104	4,140	4,089	3,924
10 歳	4,132	4,021	4,087	4,123	4,072
11 歳	4,219	4,125	4,014	4,080	4,116

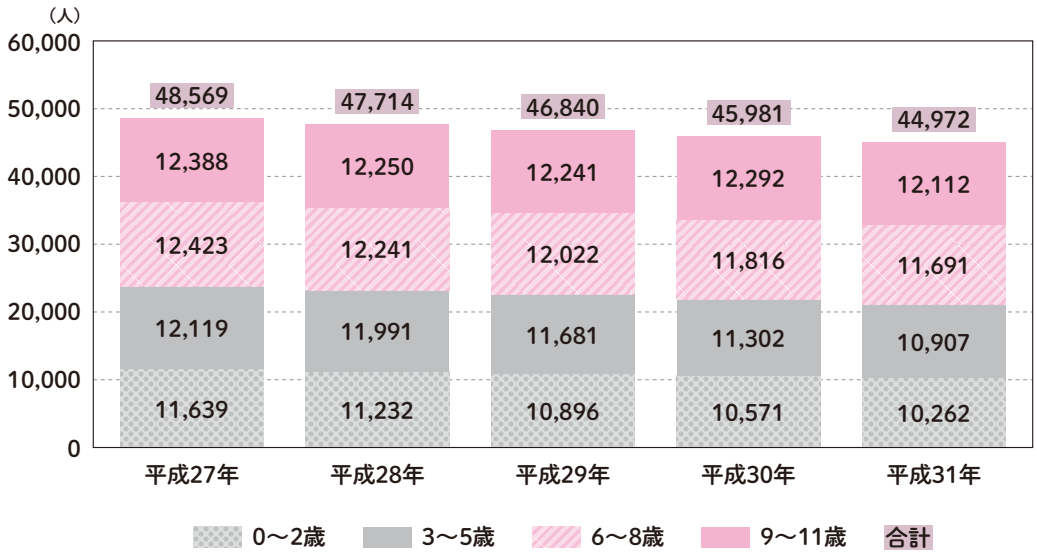

2. 教育・保育提供区域について

国では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

こども園及び私立幼稚園に通園している児童の居住地と通園先の関連性を分析したところ、細分化された中学校区単位の区域では、こども園（0～2歳児）、私立幼稚園に通園している児童が居住区域内の園に通っている割合は低くなっており、分布状況にばらつきがみられることから、非効率な施設整備が必要となるおそれがあります。

一方で、支所単位の区域は、こども園、私立幼稚園とも、居住区域と利用園のバランスが比較的整っており、居住区域内の園に通っている割合も高くなっているため、中学校区単位と比較し、より実態に合った区域設定であるといえます。また、合併地区については、児童数が少ないことから、より広範囲で区域を設定するという考え方もできるものの、各区域の面積が広域であることや、合併の経緯を踏まえた社会的条件等を考慮すると、合併前の町村を1つの区域と捉えることが適切です。

これらのことから、本計画においては、特に増大が見込まれる0～2歳児の保育需要へ対応するため、本市の教育・保育提供区域は支所単位である 12 区域とします。

■教育・保育提供区域（図）

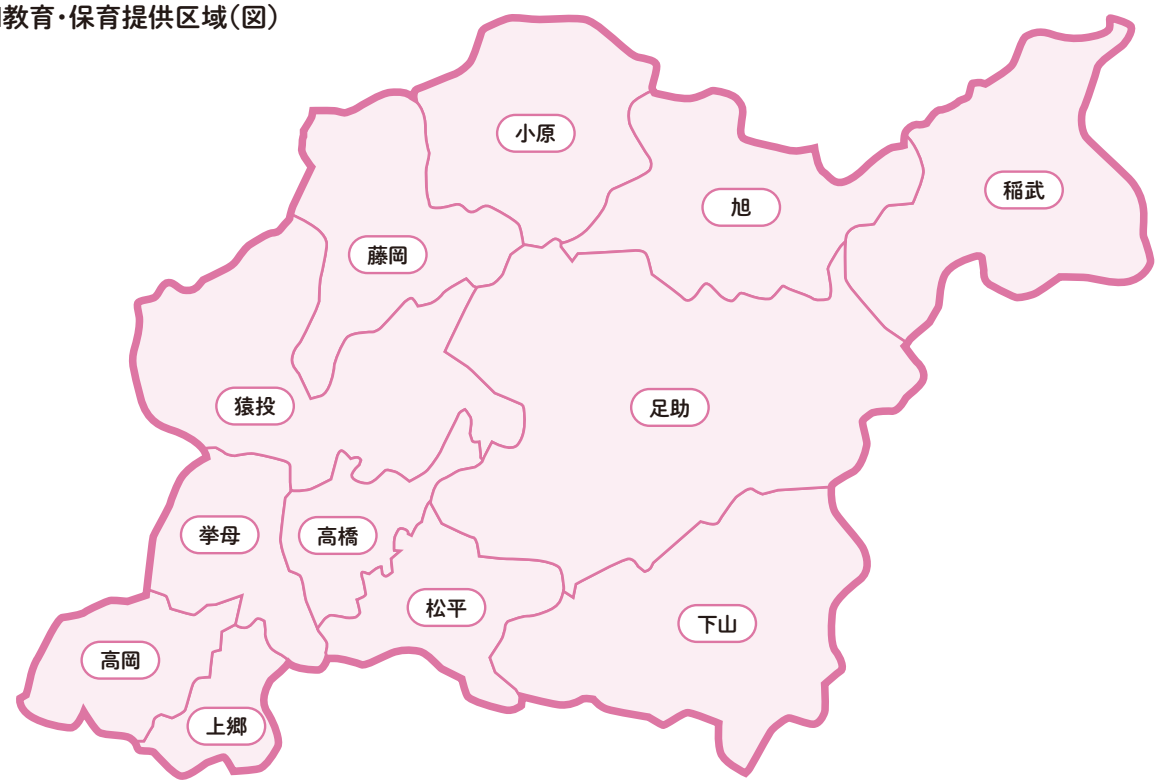

教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブを除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

◆各事業の区域設定

		事業名	提供区域
教育・保育	①	3～5歳児（1・2号認定子ども）	12 区域
	②	0～2歳児（3号認定子ども）	12 区域
地域子ども・子育て支援事業	①	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	12 区域
	②	延長保育（時間外保育事業）	市全域
	③	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	④	地域子育て支援拠点事業	市全域
	⑤	一時保育（一時預かり事業）	市全域
	⑥	病児・病後児保育事業	市全域
	⑦	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	⑧	妊婦健診事業	市全域
	⑨	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	市全域
	⑩	養育支援訪問事業	市全域
	⑪	利用者支援事業	市全域

3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

1 3～5歳児（1・2号認定子ども）

確保の方針

・3～5歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。
・3歳児については幼児教育のみの利用増加が見込まれ、こども園での受入が必要となりますが、本市ではこれまで3歳児の幼児教育は、私立幼稚園において担ってきた経緯があります。
・今後、3歳児の幼児教育のニーズを受入れるため、公立こども園の民間移管を検討します。

単位：人

				平成 26 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全市	量の見込み		A　1号	6,507	5,999	5,947	5,797	5,610	5,421
			B　2号	4,867	5,514	5,465	5,327	5,154	4,982
			合計	11,374	11,513	11,412	11,124	10,764	10,403
	確保の内容	1号	こども園（幼）	1,331	1,299	1,314	1,287	1,241	1,180
			こども園（保）	1,893	1,790	1,870	1,850	1,788	1,742
			私立幼稚園（私学助成）	3,883	3,672	3,150	1,946	1,869	1,799
			私立幼稚園（施設型給付）	-	268	256	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	375	180	592	1,686	1,654	1,605
			C　合計	7,482	7,209	7,182	6,769	6,552	6,326
			充足数※（C−A）	975	1,210	1,235	972	942	905
		2号	こども園（保）	6,068	6,009	5,917	5,797	5,632	5,462
			幼保連携型認定こども園	0	45	148	423	413	400
			D　合計	6,068	6,054	6,065	6,220	6,045	5,862
			充足数（D－B）	1,201	540	600	893	891	880
		合計（C＋D）		13,550	13,263	13,247	12,989	12,597	12,188

※充足数が正数の場合は、確保の内容（確保策）が量の見込み（ニーズ）に対して充足していることを表します。負数の場合は、充足していないことを表します。

3～5歳児（1・2号認定子ども）　区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
挙母	量の見込み		A　1号	2,155	2,162	2,098	2,066	1,977
			B　2号	1,980	1,987	1,928	1,898	1,817
			合計	4,135	4,149	4,026	3,964	3,794
	確保の内容	1号	こども園（幼）	601	604	588	579	555
			こども園（保）	298	299	291	287	275
			私立幼稚園（私学助成）	1,631	1,638	448	442	423
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	77	78	992	977	936
			C　合計	2,607	2,619	2,319	2,285	2,189
			充足数（C−A）	452	457	221	219	212
		2号	こども園（保）	1,974	1,983	1,929	1,901	1,821
			幼保連携型認定こども園	19	19	248	244	234
			D　合計	1,993	2,002	2,177	2,145	2,055
			充足数（D－B）	13	15	249	247	238
			合計（C＋D）	4,600	4,621	4,496	4,430	4,244

高橋	量の見込み		A　1号	803	779	775	725	688
			B　2号	738	716	712	666	632
			合計	1,541	1,495	1,487	1,391	1,320
	確保の内容	1号	こども園（幼）	241	236	237	222	211
			こども園（保）	81	79	80	75	71
			私立幼稚園（私学助成）	862	780	782	732	696
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	50	50	47	45
			C　合計	1,184	1,145	1,149	1,076	1,023
			充足数（C−A）	381	366	374	351	335
		2号	こども園（保）	738	722	723	677	643
			幼保連携型認定こども園	0	13	13	12	11
			D　合計	738	735	736	689	654
			充足数（D－B）	0	19	24	23	22
			合計（C＋D）	1,922	1,880	1,885	1,765	1,677

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
上郷	量の見込み		A　1号	498	476	454	441	430
			B　2号	458	437	417	405	395
			合計	956	913	871	846	825
	確保の内容	1号	こども園（幼）	145	138	132	128	125
			こども園（保）	227	217	207	201	196
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	268	256	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	195	190	185
			C　合計	640	611	534	519	506
			充足数（C−A）	142	135	80	78	76
		2号	こども園（保）	699	667	637	619	603
			幼保連携型認定こども園	0	0	49	47	46
			D　合計	699	667	686	666	649
			充足数（D－B）	241	230	269	261	254
			合計（C＋D）	1,339	1,278	1,220	1,185	1,155

高岡	量の見込み		A　1号	1,043	1,024	1,009	968	923
			B　2号	959	941	927	889	848
			合計	2,002	1,965	1,936	1,857	1,771
	確保の内容	1号	こども園（幼）	182	179	177	170	162
			こども園（保）	502	493	486	467	445
			私立幼稚園（私学助成）	359	353	348	334	318
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	1,043	1,025	1,011	971	925
			充足数（C−A）	0	1	2	3	2
		2号	こども園（保）	987	970	956	918	876
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	987	970	956	918	876
			充足数（D－B）	28	29	29	29	28
			合計（C＋D）	2,030	1,995	1,967	1,889	1,801

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
猿投	量の見込み		A　1号	901	902	872	838	833
			B　2号	828	829	801	770	765
			合計	1,729	1,731	1,673	1,608	1,598
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	274	346	335	324	321
			私立幼稚園（私学助成）	643	199	193	186	185
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	358	347	335	333
			C　合計	917	903	875	845	839
			充足数（C−A）	16	1	3	7	6
		2号	こども園（保）	835	770	746	721	716
			幼保連携型認定こども園	0	89	87	84	83
			D　合計	835	859	833	805	799
			充足数（D－B）	7	30	32	35	34
			合計（C＋D）	1,752	1,762	1,708	1,650	1,638

松平	量の見込み		A　1号	138	137	132	128	131
			B　2号	127	125	121	118	120
			合計	265	262	253	246	251
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	68	67	65	64	65
			私立幼稚園（私学助成）	76	76	75	72	74
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	144	143	140	136	139
			充足数（C−A）	6	6	8	8	8
		2号	こども園（保）	144	144	140	136	140
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	144	144	140	136	140
			充足数（D－B）	17	19	19	18	20
			合計（C＋D）	288	287	280	272	279

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
藤岡	量の見込み		A　1号	251	255	243	250	252
			B　2号	231	235	224	230	232
			合計	482	490	467	480	484
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	64	66	64	66	66
			私立幼稚園（私学助成）	101	104	100	103	103
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	103	106	102	105	106
			C　合計	268	276	266	274	275
			充足数（C−A）	17	21	23	24	23
		2号	こども園（保）	374	386	372	383	385
			幼保連携型認定こども園	26	27	26	26	26
			D　合計	400	413	398	409	411
			充足数（D－B）	169	178	174	179	179
			合計（C＋D）	668	689	664	683	686

小原	量の見込み		A　1号	36	29	30	27	28
			B　2号	33	27	28	25	26
			合計	69	56	58	52	54
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	36	32	35	33	35
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	36	32	35	33	35
			充足数（C−A）	0	3	5	6	7
		2号	こども園（保）	63	55	61	58	61
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	63	55	61	58	61
			充足数（D－B）	30	28	33	33	35
			合計（C＋D）	99	87	96	91	96

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
足助	量の見込み		A　1号	81	89	90	82	77
			B　2号	75	82	83	75	71
			合計	156	171	173	157	148
	確保の内容	1号	こども園（幼）	90	101	104	95	90
			こども園（保）	117	132	135	124	117
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	207	233	239	219	207
			充足数（C−A）	126	144	149	137	130
		2号	こども園（保）	93	105	107	98	93
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	93	105	107	98	93
			充足数（D－B）	18	23	24	23	22
			合計（C＋D）	300	338	346	317	300

下山	量の見込み		A　1号	49	47	51	46	50
			B　2号	45	43	47	42	46
			合計	94	90	98	88	96
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	72	77	93	91	102
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	72	77	93	91	102
			充足数（C−A）	23	30	42	45	52
		2号	こども園（保）	58	62	75	73	82
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	58	62	75	73	82
			充足数（D－B）	13	19	28	31	36
			合計（C＋D）	130	139	168	164	184

単位：人

				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
旭	量の見込み		A　1号	24	29	24	22	16
			B　2号	22	27	22	20	15
			合計	46	56	46	42	31
	確保の内容	1号	こども園（幼）	40	56	49	47	37
			こども園（保）	26	37	32	31	25
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	66	93	81	78	62
			充足数（C−A）	42	64	57	56	46
		2号	こども園（保）	22	31	27	26	21
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	22	31	27	26	21
			充足数（D－B）	0	4	5	6	6
			合計（C＋D）	88	124	108	104	83

稲武	量の見込み		A　1号	20	18	19	17	16
			B　2号	18	16	17	16	15
			合計	38	34	36	33	31
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	25	25	27	25	24
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C　合計	25	25	27	25	24
			充足数（C−A）	5	7	8	8	8
		2号	こども園（保）	22	22	24	22	21
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D　合計	22	22	24	22	21
			充足数（D－B）	4	6	7	6	6
			合計（C＋D）	47	47	51	47	45

3歳児の幼児教育のみのニーズと受入枠

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
挙母	A　量の見込み	617	653	610	588	573
	B　確保の内容	600	600	600	600	600
	充足数（B−A）	▲ 17	▲ 53	▲ 10	12	27
高橋	A　量の見込み	248	229	210	203	196
	B　確保の内容	300	300	300	300	300
	充足数（B−A）	52	71	90	97	104
上郷	A　量の見込み	145	140	136	133	129
	B　確保の内容	80	80	80	80	80
	充足数（B−A）	▲ 65	▲ 60	▲ 56	▲ 53	▲ 49
高岡	A　量の見込み	311	308	286	275	268
	B　確保の内容	140	140	140	140	140
	充足数（B−A）	▲ 171	▲ 168	▲ 146	▲ 135	▲ 128
猿投	A　量の見込み	266	233	241	238	229
	B　確保の内容	240	240	240	240	240
	充足数（B−A）	▲ 26	7	▲ 1	2	11
松平	A　量の見込み	42	36	39	38	38
	B　確保の内容	60	60	60	60	60
	充足数（B−A）	18	24	21	22	22
藤岡	A　量の見込み	67	71	72	73	73
	B　確保の内容	80	80	80	80	80
	充足数（B−A）	13	9	8	7	7

2 0～2歳児（3号認定子ども）

確保の方針

・今後、0～2歳児のニーズ増加が見込まれるため、既存こども園の増改築や私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により受入枠の拡大を図ります。
・不足分については、豊田市認証保育所により受入枠を確保するとともに、豊田市認証保育所の地域型保育事業への移行を推進することで、質の向上を図ります。

単位：人

					平成 26 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全市	量の見込み	3号	A　0 歳		163	166	184	199	213	226
			B　1・2 歳		1,944	1,952	2,119	2,298	2,465	2,571
		合計			2,107	2,118	2,303	2,497	2,678	2,797
	確保の内容	0歳	こども園（保）		158	176	186	179	180	183
			幼保連携型認定こども園		6	5	14	32	32	32
			豊田市認証保育所	一般	17	17	15	10	10	10
				事業所	11	11	11	11	11	11
			小規模保育		-	0	2	5	5	5
			家庭的保育		-	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		-	0	0	0	0	0
			事業所内保育		-	0	2	2	2	2
			C　合計		192	209	230	239	240	243
			充足数（C−A）		29	43	46	40	27	17
		1・2歳	こども園（保）		1,854	2,041	2,115	2,041	2,040	2,037
			幼保連携型認定こども園		74	70	177	369	369	369
			豊田市認証保育所	一般	204	204	176	121	121	121
				事業所	143	143	143	143	143	143
			小規模保育		-	0	17	52	52	52
			家庭的保育		-	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		-	0	0	0	0	0
			事業所内保育		-	0	18	18	18	18
			D　合計		2,275	2,458	2,646	2,744	2,743	2,740
			充足数（D－B）		331	506	527	446	278	169
		合計（C＋D）			2,467	2,667	2,876	2,983	2,983	2,983

0～2歳児（3号認定子ども）　区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
挙母	量の見込み	3号	A　0 歳		65	72	78	83	88
			B　1・2 歳		772	825	893	960	996
		合計			837	897	971	1,043	1,084
	確保の内容	0歳	こども園（保）		62	69	59	59	60
			幼保連携型認定こども園		2	2	18	18	18
			豊田市認証保育所	一般	12	10	5	5	5
				事業所	5	5	5	5	5
			小規模保育		0	2	5	5	5
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	2	2	2	2
			C　合計		81	90	94	94	95
			充足数（C−A）		16	18	16	11	7
		1・2歳	こども園（保）		734	789	679	679	678
			幼保連携型認定こども園		28	28	202	202	202
			豊田市認証保育所	一般	138	110	55	55	55
				事業所	53	53	53	53	53
			小規模保育		0	17	52	52	52
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	18	18	18	18
			D　合計		953	1,015	1,059	1,059	1,058
			充足数（D－B）		181	190	166	99	62
		合計（C＋D）			1,034	1,105	1,153	1,153	1,153

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
高橋	量の見込み	3号	A　0 歳		20	22	23	25	27
			B　1・2 歳		243	259	279	296	311
		合計			263	281	302	321	338
	確保の内容	0歳	こども園（保）		20	22	23	23	24
			幼保連携型認定こども園		0	5	5	5	5
			豊田市認証保育所	一般	2	2	2	2	2
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		23	30	31	31	32
			充足数（C−A）		3	8	8	6	5
		1・2歳	こども園（保）		242	262	275	275	274
			幼保連携型認定こども園		0	60	60	60	60
			豊田市認証保育所	一般	29	29	29	29	29
				事業所	16	16	16	16	16
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		287	367	380	380	379
			充足数（D－B）		44	108	101	84	68
		合計（C＋D）			310	397	411	411	411

単位：人

					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
上郷	量の見込み	3号	A　0歳		16	17	19	21	22
			B　1・2歳		168	185	202	219	236
		合計			184	202	221	240	258
	確保の内容	0歳	こども園（保）		22	22	22	23	22
			幼保連携型認定こども園		0	0	2	2	2
			豊田市認証保育所	一般	1	1	1	1	1
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		24	24	26	27	26
			充足数（C−A）		8	7	7	6	4
		1・2歳	こども園（保）		236	236	236	235	236
			幼保連携型認定こども園		0	0	18	18	18
			豊田市認証保育所	一般	11	11	11	11	11
				事業所	13	13	13	13	13
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		260	260	278	277	278
			充足数（D－B）		92	75	76	58	42
		合計（C＋D）			284	284	304	304	304

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
高岡	量の見込み	3号	A　0 歳		31	34	37	40	42
			B　1・2 歳		352	376	406	434	464
		合計			383	410	443	474	506
	確保の内容	0歳	こども園（保）		32	33	35	36	35
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	1	1	1	1	1
				事業所	2	2	2	2	2
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		35	36	38	39	38
			充足数（C−A）		4	2	1	▲ 1	▲ 4
		1・2歳	こども園（保）		369	368	386	385	386
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	16	16	16	16	16
				事業所	26	26	26	26	26
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		411	410	428	427	428
			充足数（D－B）		59	34	22	▲ 7	▲ 36
		合計（C＋D）			446	446	466	466	466

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
猿投	量の見込み	3号	A　0 歳		19	21	23	24	24
			B　1・2 歳		247	279	303	320	309
		合計			266	300	326	344	333
	確保の内容	0歳	こども園（保）		19	19	19	19	19
			幼保連携型認定こども園		0	4	4	4	4
			豊田市認証保育所	一般	1	1	1	1	1
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		21	25	25	25	25
			充足数（C−A）		2	4	2	1	1
		1・2歳	こども園（保）		247	247	247	247	247
			幼保連携型認定こども園		0	47	47	47	47
			豊田市認証保育所	一般	10	10	10	10	10
				事業所	18	18	18	18	18
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		275	322	322	322	322
			充足数（D－B）		28	43	19	2	13
		合計（C＋D）			296	347	347	347	347

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
松平	量の見込み	3号	A　0 歳		3	4	4	4	5
			B　1・2 歳		38	44	49	54	59
		合計			41	48	53	58	64
	確保の内容	0歳	こども園（保）		3	3	3	3	4
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		4	4	4	4	5
			充足数（C−A）		1	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）		37	37	42	42	41
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	7	7	7	7	7
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		44	44	49	49	48
			充足数（D－B）		6	0	0	▲5	▲11
		合計（C＋D）			48	48	53	53	53

単位：人

					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
藤岡	量の見込み	3号	A　0歳		6	7	8	9	10
			B　1・2歳		76	87	97	106	116
		合計			82	94	105	115	126
	確保の内容	0歳	こども園（保）		6	6	6	6	7
			幼保連携型認定こども園		3	3	3	3	3
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		9	9	9	9	10
			充足数（C−A）		3	2	1	0	0
		1・2歳	こども園（保）		77	77	77	77	76
			幼保連携型認定こども園		42	42	42	42	42
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	6	6	6	6	6
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		125	125	125	125	124
			充足数（D－B）		49	38	28	19	8
		合計（C＋D）			134	134	134	134	134

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小原	量の見込み	3号	A　0 歳		1	1	1	1	1
			B　1・2 歳		8	11	11	12	13
		合計			9	12	12	13	14
	確保の内容	0歳	こども園（保）		1	1	1	1	1
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		1	1	1	1	1
			充足数（C−A）		0	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）		10	10	10	10	10
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		11	11	11	11	11
			充足数（D－B）		3	0	0	▲1	▲2
		合計（C＋D）			12	12	12	12	12

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
足助	量の見込み	3号	A　0 歳		2	2	2	2	3
			B　1・2 歳		25	26	28	30	31
		合計			27	28	30	32	34
	確保の内容	0歳	こども園（保）		3	3	3	2	3
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		3	3	3	2	3
			充足数（C−A）		1	1	1	0	0
		1・2歳	こども園（保）		36	36	36	37	36
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	2	2	2	2	2
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		38	38	38	39	38
			充足数（D－B）		13	12	10	9	7
		合計（C＋D）			41	41	41	41	41

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
山下	量の見込み	3号	A　0 歳		1	2	2	2	2
			B　1・2 歳		13	17	20	22	24
		合計			14	19	22	24	26
	確保の内容	0歳	こども園（保）		2	2	2	2	2
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		2	2	2	2	2
			充足数（C−A）		1	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）		21	21	21	21	21
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	1	1	1	1	1
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		22	22	22	22	22
			充足数（D－B）		9	5	2	0	▲2
		合計（C＋D）			24	24	24	24	24

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
旭	量の見込み	3号	A　0 歳		1	1	1	1	1
			B　1・2 歳		5	4	4	5	5
		合計			6	5	5	6	6
	確保の内容	0歳	こども園（保）		3	3	3	3	3
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		3	3	3	3	3
			充足数（C−A）		2	2	2	2	2
		1・2歳	こども園（保）		15	15	15	15	15
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		15	15	15	15	15
			充足数（D－B）		10	11	11	10	10
		合計（C＋D）			18	18	18	18	18

単位：人

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
稲武	量の見込み	3号	A　0 歳		1	1	1	1	1
			B　1・2 歳		5	6	6	7	7
		合計			6	7	7	8	8
	確保の内容	0歳	こども園（保）		3	3	3	3	3
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			C　合計		3	3	3	3	3
			充足数（C−A）		2	2	2	2	2
		1・2歳	こども園（保）		17	17	17	17	17
			幼保連携型認定こども園		0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	一般	0	0	0	0	0
				事業所	0	0	0	0	0
			小規模保育		0	0	0	0	0
			家庭的保育		0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育		0	0	0	0	0
			事業所内保育		0	0	0	0	0
			D　合計		17	17	17	17	17
			充足数（D－B）		12	11	11	10	10
		合計（C＋D）			20	20	20	20	20

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、専用の活動室や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。

確保の方針

・確保の内容の数値は、現在開設している 61 の放課後児童クラブの定員数（うち1クラブは民設民営）の合計で、概ね量の見込みに対応できます。
・量の見込みが確保の内容を上回っている一部の地区や、夏休みなど長期休業中は、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
・未設置区域においては、開設条件を満たした場合には、必要に応じて開設します。

単位：人、（　）はクラブ数

全　市		平成 26 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	2,256	2,309	2,277	2,239	2,211	2,193
	高学年	386	997	983	986	988	975
	A　合計	2,642	3,306	3,260	3,225	3,199	3,168
B　確保の内容		4,096 (61)	4,096 (61)	4,096 (61)	4,096 (61)	4,096 (61)	4,096 (61)
充足数（B−A）		1,454	790	836	871	897	928

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
挙母	量の見込み	低学年	683	673	665	642	644
		高学年	296	290	289	292	288
		A　合計	979	963	954	934	932
	B　確保の内容		984	984	984	984	984
	充足数（B−A）		5	21	30	50	52
高橋	量の見込み	低学年	307	308	292	299	291
		高学年	135	137	137	132	133
		A　合計	442	445	429	431	424
	B　確保の内容		666	666	666	666	666
	充足数（B−A）		224	221	237	235	242
上郷	量の見込み	低学年	185	182	180	169	161
		高学年	84	79	74	76	75
		A　合計	269	261	254	245	236
	B　確保の内容		462	462	462	462	462
	充足数（B−A）		193	201	208	217	226
高岡	量の見込み	低学年	417	411	391	376	369
		高学年	187	182	181	179	176
		A　合計	604	593	572	555	545
	B　確保の内容		626	626	626	626	626
	充足数（B−A）		22	33	54	71	81
猿投	量の見込み	低学年	485	479	488	493	494
		高学年	185	192	199	209	206
		A　合計	670	671	687	702	700
	B　確保の内容		793	793	793	793	793
	充足数（B−A）		123	122	106	91	93
松平	量の見込み	低学年	53	49	50	54	53
		高学年	25	24	26	23	21
		A　合計	78	73	76	77	74
	B　確保の内容		129	129	129	129	129
	充足数（B−A）		51	56	53	52	55

単位：人

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
藤岡	量の見込み	低学年	101	100	98	95	97
		高学年	50	47	46	44	43
		A　合計	151	147	144	139	140
	B　確保の内容		195	195	195	195	195
	充足数（B−A）		44	48	51	56	55
小原	量の見込み	低学年	11	13	14	14	11
		高学年	6	5	5	5	6
		A　合計	17	18	19	19	17
	B　確保の内容		40	40	40	40	40
	充足数（B−A）		23	22	21	21	23
足助	量の見込み	低学年	35	33	31	32	35
		高学年	12	13	14	15	14
		A　合計	47	46	45	47	49
	B　確保の内容		125	125	125	125	125
	充足数（B−A）		78	79	80	78	76
下山	量の見込み	低学年	18	15	15	19	19
		高学年	9	8	8	7	7
		A　合計	27	23	23	26	26
	B　確保の内容		30	30	30	30	30
	充足数（B−A）		3	7	7	4	4
旭	量の見込み	低学年	8	7	8	10	12
		高学年	4	3	4	3	3
		A　合計	12	10	12	13	15
	B　確保の内容		46	46	46	46	46
	充足数（B−A）		34	36	34	33	31
稲武	量の見込み	低学年	6	7	7	8	7
		高学年	4	3	3	3	3
		A　合計	10	10	10	11	10
	B　確保の内容		0	0	0	0	0
	充足数（B−A）		▲10	▲10	▲10	▲11	▲10

※稲武地区においては、稲武ふれあい子ども館が放課後の子どもの居場所となっており、放課後児童クラブは設置していません。

2 延長保育（時間外保育事業）

事業内容

こども園、認定こども園の基本保育時間（8：30 ～ 15：00）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供します。

・7時 30 分から8時 30 分までの早朝保育実施園：53 園
・18 時までの延長保育実施園：19 園
・19 時までの延長保育実施園：34 園

確保の方針

・19 時まで延長保育実施園の定員数で受入が可能です。
・私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、19 時までの延長保育実施園を拡大します。
・延長保育時間の拡大（19 時を超える延長保育）について、こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業のいずれかにより対応します。

単位：人、（　）は実施か所数

	平成 26 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A　量の見込み	953	1,905	1,865	1,815	1,759	1,704
B　確保の内容	6,426 (34)	6,609 (37)	6,928 (41)	7,315 (44)	7,315 (44)	7,315 (44)
充足数（B−A）	5,473	4,704	5,063	5,500	5,556	5,611

3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の養育・保護を行います。

確保の方針

・児童養護施設などに委託し、想定した見込みに対応した定員を確保します。

単位：人日、（　）は実施か所数

	平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A　量の見込み	60	60	60	60	60	60
B　確保の内容	60 (5)	60 (5)	60 (5)	60 (5)	60 (5)	60 (5)
充足数（B−A）	0	0	0	0	0	0

4 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

・とよた子育て総合支援センター
・志賀子どもつどいの広場
・柳川瀬子どもつどいの広場
・地域子育て支援センター（13 か所）

確保の方針

・既存の 16 か所の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。

単位：人回、（　）は実施か所数

	平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A　量の見込み	340,950	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
B　確保の内容	340,950 (16)	330,000 (16)	330,000 (16)	330,000 (16)	330,000 (16)	330,000 (16)
充足数（B−A）	0	0	0	0	0	0

5 一時保育（一時預かり事業）

事業内容

<私立幼稚園の預かり保育>

私立幼稚園での、通常の教育時間後や長期休暇中などに、保護者の希望に応じて保育を実施します。

<その他の一時預かり>

保護者の傷病、入院、育児疲れなどの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園等での一時保育（一時預かり）やファミリー・サポート・センター事業により児童を一時的に預かります。

確保の方針

<私立幼稚園の預かり保育>

・量の見込みに対応した受入を行います。

<その他の一時預かり>

・一時保育、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。
一時保育：過去4年間の実績の平均値を確保の内容とします。
ファミリー・サポート・センター：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

<私立幼稚園の預かり保育>

単位：人日

		平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1号認定による利用	17,919	9,817	9,713	9,462	9,156	8,835
	2号認定による利用	39,513	21,641	21,412	20,859	20,183	19,477
	合計	57,432	31,458	31,125	30,321	29,339	28,312
B 確保の内容		57,432	31,458	31,125	30,321	29,339	28,312
充足数（B−A）		0	0	0	0	0	0

<その他の一時預かり>

単位：人日、（　）は実施か所数

		平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		6,533	6,040	5,865	5,671	5,463	5,261
確保の内容	一時保育	940 (83)	1,062 (86)	1,062 (90)	1,062 (93)	1,062 (93)	1,062 (93)
	ファミリー・サポート・センター（就学前児童）	5,593	4,978	4,803	4,609	4,401	4,199
	B 合計	6,533	6,040	5,865	5,671	5,463	5,261
充足数（B−A）		0	0	0	0	0	0

6 病児・病後児保育事業

事業内容

病気やけがにより安静を必要とするため、集団保育・学校生活に入れない児童を、病院・こども園などに付設された専用スペースなどにおいて、保護者の仕事などの都合により自宅で療養できない場合に、一時的に保育します。

確保の方針

・確保の内容の算定は、(病児・病後児保育事業実施施設の定員)×(週あたり開所日数)×(52 週)。
・利用が集中する時期に対応するため、病児保育施設を新規に開設します。新規に開設するのは、地域バランスを考慮し南部地域とします(併せて、病後児保育施設の在り方について、見直しを行います)。

単位:人日、( )は実施か所数

		平成 25 年度(実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1,167	2,910	2,844	2,765	2,679	2,593
確保の内容	病児保育事業	3,536 (2)	3,536 (2)	3,536 (2)	4,784 (3)	4,784 (3)	4,784 (3)
	病後児保育事業	1,248 (1)	1,248 (1)	1,248 (1)	1,248 (1)	1,248 (1)	1,248 (1)
	B 合計	4,784	4,784	4,784	6,032	6,032	6,032
充足数(B−A)		3,617	1,874	1,940	3,267	3,353	3,439

7 ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

乳幼児や小学生などの児童の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保の方針

・想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

単位:人日

	平成 25 年度(実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	3,655	4,087	4,035	4,035	4,052	4,000
B 確保の内容	3,655	4,087	4,035	4,035	4,052	4,000
充足数(B−A)	0	0	0	0	0	0

8 妊婦健診事業

事業内容　安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行います。

確保の方針

・県内医療機関などへ委託し、想定した見込みに対応します。

＜実施時期＞通年

＜実施体制＞県内医療機関などへ委託

＜回数＞妊娠 23 週まで（4回：月1回程度）、24 ～ 35 週（6回：2週間に1回程度）、
36 週～出産まで（4回：毎週）　計 14 回

単位：人回

	平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A　量の見込み	52,260	47,073	45,578	44,226	43,082	42,289
B　確保の内容	52,260	47,073	45,578	44,226	43,082	42,289
充足数（B−A）	0	0	0	0	0	0

9 おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

事業内容　育児不安が強くなる概ね生後1～3か月児の乳児をもつ子育て家庭に対して、母子保健推進員による家庭訪問を実施します。

確保の方針

・豊田市母子保健推進員の会に委託し、想定した見込みに対応します。

単位：人

	平成 25 年度（実績）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A　量の見込み	3,933	3,726	3,621	3,506	3,402	3,314
B　確保の内容	3,933	3,726	3,621	3,506	3,402	3,314
充足数（B−A）	0	0	0	0	0	0

10 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、ヘルパーなどによる育児・家事援助や保健師・助産師などによる専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援などを行います。

確保の方針

<ヘルパー派遣> 社会福祉協議会に委託し、想定した見込みに対応します。
<助産師訪問> 委託助産師を確保し、想定した見込みに対応します。

単位：回

		平成25年度（実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	ヘルパー派遣	132	338	338	338	338	338
	助産師訪問	1,134	1,120	1,090	1,060	1,020	1,000
	A　合計	1,266	1,458	1,428	1,398	1,358	1,338
確保の内容	ヘルパー派遣	132	338	338	338	338	338
	助産師訪問	1,134	1,120	1,090	1,060	1,020	1,000
	B　合計	1,266	1,458	1,428	1,398	1,358	1,338
充足数（B−A）		0	0	0	0	0	0

11 利用者支援事業

事業内容

子育て支援センターなどの身近な場所において、市の教育・保育や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じた相談・助言などを行います。

確保の方針

・とよた子育て総合支援センター、子どもつどいの広場、地域子育て支援センターにおいて、機能を確保します。

単位：か所

	平成26年度（実績）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A　量の見込み	16	16	16	16	16	16
B　確保の内容	16	16	16	16	16	16
充足数（B−A）	0	0	0	0	0	0

5. 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について

①認定こども園の普及に係る基本的な考え方及び推進方策

本市では、就学前児童やその保護者に対して均等な教育・保育を一体的に提供するため、公立幼稚園と公私立保育園を「こども園」として、独自の幼保一体化施策を進めています。これにより、1号認定子どもの受入れなど、ほとんどのこども園において認定こども園の機能を有しています。今後、こども園について、課題を整理した上で、幼保連携型認定こども園への移行を検討します。

また、既存の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であるとされています。本市においても、地域や事業者の実情を勘案しながら、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を円滑に行えるよう支援します。

★【幼保連携型認定こども園予定数】平成27年度：挙母地区1園、藤岡地区1園、平成28年度：高橋地区1園、猿投地区2園、平成29年度：挙母地区4園、上郷地区1園

②幼稚園教諭と保育士の合同研修に関する支援

本市では、公私立こども園、私立幼稚園において、合同の研修を継続的に実施しています。今後もお互いの専門性や教育・保育の内容の理解を共に深めるため、合同研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

③質の高い教育・保育の提供

本市では、国が示す「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に基づき、平成3年に「豊田市幼稚園・保育園教育課程」を策定し、4・5歳児のカリキュラムを統一しました。平成16年の改定では、0～5歳児までの教育・保育期間全体にわたる計画として、「豊田市保育課程・指導計画」を策定しました。こども園においては、本計画に従い均一で質の高い幼児教育・保育を提供しています。

私立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を実施しており、その上で、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。

こども園と私立幼稚園が、これまでに蓄積してきた知見、環境などを生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指します。

④地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方及び推進方策

本市は、全国に先駆けての母子保健推進員のボランティアによるおめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施、とよた子育て総合支援センターをはじめ16か所の子育て支援施設（子育て支援拠点事業）の設置など、地域子育て支援施策の充実を図ってきました。

引き続き、子育て家庭のニーズに応じ支援策の充実を図り、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を進め、まち全体で子どもを育む社会の実現に向けた取組を進めていきます。

⑤教育・保育施設と小学校との連携

こども園・私立幼稚園と小学校の情報の共有化、園児と小学生の交流、職員間の交流を進め、本市の幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続につなげます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、以下の会議による事業・施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

◆豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

本市では、子ども条例に基づき、平成 20 年7月から「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます）」を設置しています。推進会議では、①子ども総合計画に関すること、②子どもに関する施策の実施状況に関すること、③そのほか子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

推進会議の委員は、子どもにやさしいまちづくりを進めるために、広範な分野にわたる総合的な取組が必要とされることに照らして考え、児童福祉などの関連分野の有識者、保育・児童福祉関係者、教育関係者、保健・医療関係者、労働関係者、青少年関係者、市民公募委員など、多様な構成となっています。

本計画の推進においては、この推進会議が、計画推進体制の要として、事業・施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善などに関する協議・提言を行います。

◆豊田市子ども会議

本市では、豊田市子ども条例に基づき、子どもの意見や考えを聴き、市政及び地域まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます）」を設置しています。子ども会議は、幅広い年齢の子どもの意見を聴くために、小学生から高校生までを対象とした子ども委員で構成されています。

本計画の推進においては、計画事業への子どもの意見の提言・提案などの役割を担います。

◆子ども・子育て支援庁内推進会議

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、主に重点事業の実施に向けた検討を中心に、子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見取りまとめ・意思決定を行います。

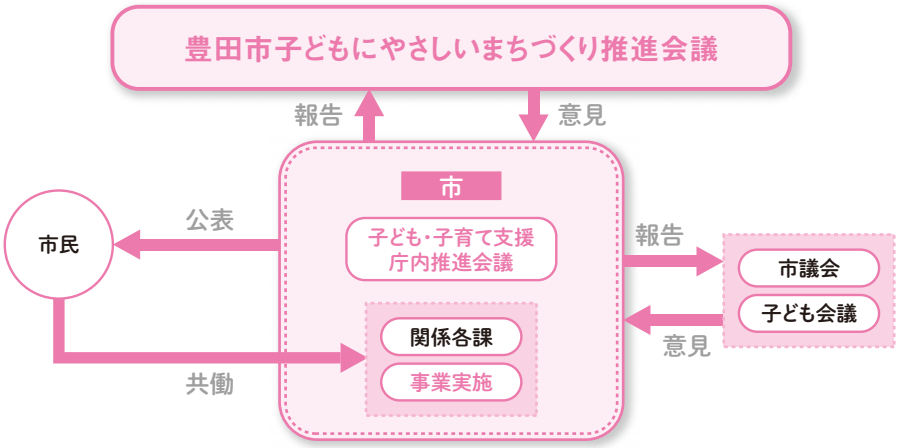

2. 計画推進の留意点

本計画は、行政だけでなく、子ども、親、地域などがかかわりながら「共働」により推進していくため、広く市民に対して周知を図り、基本理念や考え方、施策に対する市民の理解を深めることが重要です。

また、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、平成27年度から28年度の実績を踏まえ、計画期間の中間年の平成29年度に、必要に応じて計画数値の中間見直しを実施します。

3. 計画の評価

本計画の推進に向けては、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）という過程（いわゆる「PDCAサイクル」）に基づき、事業の実施状況を毎年調査・公表していきます。

個別事業の進捗を測る指標（アウトプット）に加え、利用者の視点に立った成果指標（アウトカム）を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげられるよう、適切な進捗管理を行います。

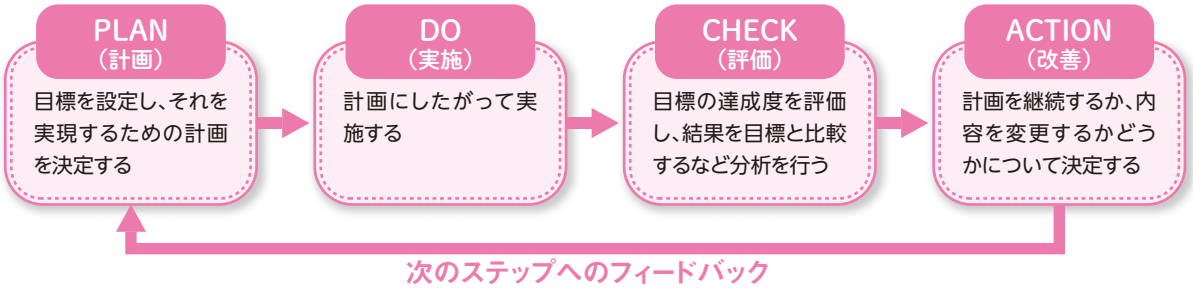

計画の評価は、「基本施策」の各個別事業及び「重点事業」の実施状況の評価については、毎年度実施します。また、計画の総合評価として、計画全体の成果指標の評価について、次期計画の施策準備段階である平成30年度に実施予定の意向調査などを活用して評価を行います。

なお、評価結果については、推進会議へ報告、点検及び評価を加えた後、市民へ公表します。

資料編

1. 策定過程・策定体制

(1)策定過程

年月日	内　容
平成 25 年 7 月 29 日	**第1回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** 諮問（第 2 次豊田市子ども総合計画について） (1) 豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン） 平成 24 年度事業実施状況について (2) 第2次豊田市子ども総合計画策定に伴う市民意向調査の調査項目の検討について
平成 25 年 9 月 13 日～ 9 月 30 日	**「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」の実施**
平成 25 年 11 月 25 日	**第2回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 子ども・子育て支援事業計画に関する国の動向 (2) 第2次子ども総合計画に関する市民意向調査の結果と分析について (3) 第2次豊田市子ども総合計画の取組方針（案）
平成 26 年 1 月 24 日	**第3回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子ども・子育て支援新制度検討部会の設置について (3) 豊田市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 (4) 第2次豊田市子ども総合計画の構成
平成 26 年 3 月 3 日	**第1回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 幼稚園・保育所・認定こども園に関する制度と豊田市のこども園について (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る教育・保育提供区域の設定について (3) ニーズ調査結果について (4) 提供体制の確保策の基本方針について
平成 26 年 3 月 25 日	**第4回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 第1回子ども・子育て支援新制度検討部会の内容について (2) 豊田市子ども子育て支援に関する市民意向調査結果及び調査から捉えた課題について (3) 施策の取組方針と基本施策について
平成 26 年 4 月 21 日	**第2回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 3号認定子どもの目標事業量について (2) 認可・確認に係る基準条例について
平成 26 年 5 月 19 日	**第3回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 1号及び2号認定子どもの目標事業量について (2) 認可・確認に係る基準条例について

年月日	内　容
平成 26 年 6 月 30 日	**第5回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン） 　平成 25 年度事業実施状況について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 施策の取組方針と基本施策について
	第4回 子ども・子育て支援新制度検討部会 (1) 認可・確認に係る基準条例について (2) 利用者負担について
平成 26 年 7 月 28 日	**第5回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 地域型保育事業のうち事業所内保育事業（定員 20 名以上）の居室面積基準について (2) 保育の必要性の事由について (3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各基準条例制定などについて
平成 26 年 8 月 6 日	**第6回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 子ども・子育て支援新制度について 　・地域型保育事業のうち事業所内保育事業（定員 20 名以上）の居室面積基準について 　・保育の必要性の事由について 　・子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各基準条例制定などについて (2) 第2次子ども総合計画重点事業について
平成 26 年 8 月 27 日	**第6回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 新制度における利用者負担について
平成 26 年 9 月 19 日	**第7回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 子ども・子育て支援新制度について 　・新制度における利用者負担について (2) 第2次子ども総合計画について 　・計画素案について 　・パブリックコメントの実施について
	第7回 子ども・子育て支援新制度検討部会 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担について (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について
平成 26 年 10 月 3 日	**第8回 子ども・子育て支援新制度検討部会** (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について
平成 26 年 10 月 24 日	**第8回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 第2次子ども総合計画について 　・計画素案について 　・パブリックコメントの実施について (2) (仮) 豊田市いじめ防止基本方針について
平成 26 年 11 月 15 日～ 12 月 15 日	**パブリック・コメントの実施**
平成 27 年 1 月 16 日	**第9回 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議** (1) 第2次子ども総合計画について 　・パブリックコメントの結果及び計画案への反映について 　・答申案について (2) (仮) 豊田市いじめ防止基本方針について (3) 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（市町村子ども・子育て会議）の審議事項について

年月日	内　容
平成 27 年 2 月 12 日	**答申**
平成 27 年 3 月	**3 月市議会定例会で議決**

(2)豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

◆豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議委員（平成 26 年度）

※敬称略

	委員区分	所属団体等	役職等	氏　名
1	**住民**	市民公募委員	－	木内　正範
2		市民公募委員	－	後藤　里恵子
3		市民公募委員	－	村上　和代
4		豊田市子ども会議	代表	石黒　亜美
5	**各種団体**	豊田市区長会	理事	都築　孝弘
6		豊田市子ども会育成連絡協議会	会長	近藤　一信
7		豊田市私立幼稚園協会	代表	武田　洋子
8		豊田市私立幼稚園保護者の会連合会	会長	深見　康子
9		豊田市青少年健全育成推進協議会	会長	北野　照久
10		豊田市PTA連絡協議会	会長	光岡　大輔
11		豊田市こども園保護者の会	幹事	佐藤　美由紀
12		豊田市母子保健推進員の会	監事	城野　美智子
13		豊田市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会	副部会長	澤田　ふく子
14		豊田市私立こども園園長 （社会福祉法人清心会　東保見こども園）	園長	福上　道則
15		児童養護施設梅ヶ丘学園	園長	中屋　浩二
16	**学識経験者**	椙山女学園大学	教授	大森　隆子
17		日本赤十字豊田看護大学	教授	野口　眞弓
18		豊田市子どもの権利擁護委員	代表	大村　恵
19		一般社団法人豊田加茂医師会	医師	竹内　正知
20	**事業者**	トヨタ自動車株式会社　人材開発部第1人事室	ダイバーシティ・ 総括グループ長	小竹　隆行
21		豊田商工会議所	事務局長	藪押　光市
22	**関係行政機関**	愛知県豊田加茂福祉相談センター	センター長	小野　隆俊
23		愛知県豊田警察署生活安全課	生活安全課長	鈴木　隆司
24	**市長が適当と認めるもの**	連合愛知豊田地域協議会	代表	小澤　仁和
25		豊田市小中学校長会	代表	鈴木　由美子
26		NPO団体　フリースペースK	代表	釘宮　順子
27		認定NPO法人CAPNA （子どもの虐待防止ネットワーク・あいち）	理事	萬屋　育子

◆子ども・子育て支援新制度検討部会委員（平成 26 年度）

※敬称略

	委員区分	所属団体等	役職等	氏　名
1	各種団体	豊田市私立幼稚園協会	代表	武田　洋子
2		豊田市私立幼稚園保護者の会連合会	会長	深見　康子
3		豊田市こども園保護者の会	幹事	佐藤　美由紀
4		豊田市私立こども園園長 （社会福祉法人清心会　東保見こども園）	園長	福上　道則
5	学識経験者	椙山女学園大学	教授	大森　隆子
6	事業者	豊田商工会議所	事務局長	藪押　光市
7	市長が適当と認めるもの	連合愛知豊田地域協議会	代表	小澤　仁和

◆市関係課（平成 26 年度）

課　名	役職等	氏　名
教育委員会教育政策課	課長	近藤　雅雄
教育委員会学校教育課	課長	加藤　義和
健康部地域保健課	課長	児玉　由加
子ども部次世代育成課	課長	坂井　京子
子ども部子ども家庭課	課長	野田　洋子
子ども部保育課	課長	後藤　哲也

◆事務局（平成 26 年度）

課　名	役職等	氏　名
子ども部	部長	成瀬　和美
子ども部	副部長	大谷　哲也
子ども部次世代育成課	副課長	古井　幸久
子ども部次世代育成課	指導主事	堀　秀雄
子ども部次世代育成課	主査	杉本　奈々子
とよた子どもの権利相談室	室長	天野　雄二
子ども部子ども家庭課	担当長	伊澤　裕子
子ども部子ども家庭課	担当長	安藤　恒仁
子ども部保育課	主幹	河合　悦子
子ども部保育課	副主幹	中野　雅之

(3)諮問

平成 25 年7月 29 日

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
　会長　大森　隆子　様

豊田市長　太田　稔彦

第2次豊田市子ども総合計画について（諮問）

　豊田市子ども条例（平成 19 年条例第 70 号）第 26 条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1　諮問事項
　第2次豊田市子ども総合計画の策定について、貴推進会議の意見を求めます。

2　諮問理由
　当市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 19 年に「豊田市子ども条例」を制定しました。そして、同条例に基づき平成 22 年度に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として、社会全体で支えあいながら、子どもが育つ環境づくりと親育ちへの支援を進めています。
　現計画は、平成 26 年度で計画期間が終了しますが、今後も子どもにやさしいまちづくりの一層の推進が求められます。第2次豊田市子ども総合計画の策定にあたり、これまでの子ども総合計画の実績及び本市の現状を念頭に置き、市民や専門家の意見を反映した子ども施策に関する総合的な計画とするため、貴推進会議に諮問を行うものであります。

3　答申期限　平成 27 年3月 31 日まで

4　主管課名　子ども部　次世代育成課

(4)答申

平成 27 年2月 12 日

豊田市長　太田　稔彦　様

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
会長　大森　隆子

第2次豊田市子ども総合計画について（答申）

平成25年7月29日付け豊次発第804号で諮問のありました「第2次豊田市子ども総合計画」につきましては、本会議及び子ども・子育て支援新制度検討部会において慎重に審議いたしました結果、別添「第2次豊田市子ども総合計画案」のとおり答申いたします。

なお、本計画を推進していく際には、引き続き留意すべき点として、次の3点について意見を申し添えますので、適切な対応を要望します。

1　子どもの育ちとともに親育ちの支援の充実

子育ての第一義的な責任を有する親自身や家庭が子育ての意義を理解し、その喜びを感じながら、子育てを通じて成長していくことも重要な要素のひとつです。子ども自身が主体的に成長できるよう支援を行っていくとともに、家庭における教育力、親の子育て力を向上していくことが重要です。

2　社会全体で取り組む子ども・青少年の育成

「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。「共働」の視点のもと、「子どもは地域社会全体で育てる」という意識を醸成するとともに、今後さらに子ども、親、地域住民、企業、団体など主体の力を高め、自主的な活動の企画や運営を促し、取り組みを進めていくことが必要です。

3　第2次子ども総合計画の着実な実行

子ども・青少年を取り巻く環境は、絶えず大きく変化しています。PDCA サイクルを実行することにより、こうした状況を的確にとらえ、柔軟に対応するとともに、本計画の施策を着実に実施し、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを期待します。

2. 市民の参画

(1)「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」

◆実施目的

本計画策定に向け、市内の就学前児童・小中学生の保護者、母子健康手帳を受け取られる人及び一般の市民の子育て支援に関する状況や意見並びに、各年代の子どもや青少年の生活や意識を把握するため、調査を実施しました。

◆調査対象者・回収状況等

・調査地域　：豊田市全域
・調査対象者及び配布数　：下表参照
・調査期間　：平成 25 年9月 13 日～9月 30 日
・調査方法　：郵送配布・回収または直接配布・回収
・調査実施機関　：(株) ジャパンインターナショナル総合研究所
・回収結果　：下表参照

	調査対象者		配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (=B／A)	調査方法	抽出方法等
①	就学前児童保護者		3,000	1,978	65.9%	郵送	子どもの学齢別 (0～5歳) に抽出
②	小学生保護者		2,756	2,085	75.7%	学校	調査対象者⑤、⑥の保護者
③	中学生保護者		1,558	1,350	86.6%	学校	調査対象者⑦−1の保護者
④	母子健康手帳被交付者		390	384	98.5%	手帳交付時	
⑤	小学校低学年		1,350	1,287	95.3%	学校	特定の小学校の1～3年生
⑥	小学校高学年		1,406	1,314	93.5%	学校	特定の小学校の4～6年生
⑦	中高校生		2,558	1,983 ※1	77.5%		※1：回収数には「不明・無回答」を含む。
	⑦−1	中高校生	1,558	1,467 ※2	94.2%	学校	特定の中学校の1～3年生 ※2：回収数には「不明・無回答」を含まず。
	⑦−2	中高校生	1,000	474 ※3	47.4%	郵送	学齢別 (15 ～ 17 歳) に抽出 ※3：回収数には「就労者」を含み、「不明・無回答」は含まず。
⑧	青少年(19～29歳)		1,000	370	37.0%	郵送	対象学齢を抽出
⑨	一般市民		3,000	1,608	53.6%	郵送	年代別 (20 ～ 60 歳代) に抽出
	合計		17,018	12,359	72.6%		

(2)関係団体へのヒアリング

◆ヒアリング対象団体

	団体・施設名	分　野	実施日
①	私立幼稚園協会	私立幼稚園事業者	平成 26 年6月2日
②	私立こども園園長会	私立保育所事業者	平成 26 年6月4日
③	青少年健全育成推進協議会	青少年育成団体	平成 26 年6月 25 日
④	市PTA連絡協議会	青少年育成団体	平成 26 年6月 25 日
⑤	こども園保護者の会	こども園保護者	平成 26 年7月4日
⑥	豊田市母子保健推進員の会	母子保健推進員	平成 26 年7月7日
⑦	私立幼稚園保護者の会	私立幼稚園保護者	平成 26 年7月8日
⑧	豊田市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会	主任児童委員	平成 26 年7月8日
⑨	子育て支援施設	子育て支援施設リーダー	平成 26 年7月 11 日
⑩	青少年センター利用団体（4団体）	青少年センター利用団体	平成 26 年7月 19 日
⑪	認可外保育施設設置者	認可外保育施設設置者	平成 26 年8月8日
⑫	インターンシップ大学生	大学生	平成 26 年8月 15 日
⑬	虹の会	ひきこもり支援	平成 26 年9月4日
⑭	大地の会	ひきこもりの家族会	平成 26 年9月 27 日
⑮	こども園主任会	こども園主任会	平成 26 年 11 月 13 日
⑯	保護者サークル　（2団体）	乳幼児保護者のサークル	平成 26 年 12 月9日 平成 26 年 12 月 12 日

(3)パブリックコメント

◆パブリックコメントの実施

募集期間：平成 26 年 11 月 15 日（土）～ 12 月 15 日（月）　　意見件数：128件

◆意見の集計表（ヒアリングによる意見（17 件）を含む）

1　各施策分野に関すること	
（1）妊娠中と出産後の親子の健康づくり	1 件
（2）子育ての不安や負担の軽減	23 件
（3）安全・安心な子どもの生活環境の整備	4 件
（4）保育需要への対応	19 件
（5）良好な幼児教育・保育環境の確保	9 件
（6）子どもの権利保障	19 件
（7）次代を担う青少年の健全育成	19 件
（8）ワーク・ライフ・バランスの推進	3 件
（9）家庭教育力の向上	9 件
(10) 地域力を生かした子どもの育成	5 件
2　その他	
計画全体に関すること	22 件
その他	12 件
総計	145 件

3. 豊田市子ども条例

平成 19 年 10 月 9 日条例第 70 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章　子どもにとって大切な権利（第 4 条～第 8 条）
第 3 章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第 9 条～第 11 条）
第 4 章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第 12 条～第 20 条）
第 5 章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第 21 条～第 26 条）
第 6 章　子どもに関する施策の推進と検証（第 27 条～第 30 条）
第 7 章　雑則（第 31 条）
附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条　この条例で「子ども」とは、18 歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2　この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3　この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

（責務）
第３条　保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。
２　市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。
３　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。
４　市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。
第２章　子どもにとって大切な権利
（子どもの権利と責任）
第４条　子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。
２　子どもは、自分の権利を大切にするよう努めなければなりません。
３　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。
４　子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。
（安心して生きる権利）
第５条　子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。
（1）　命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
（2）　愛情と理解をもってはぐくまれること。
（3）　年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
（4）　平和で安全な環境の下で生活すること。
（5）　健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
（6）　あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
（7）　困っていることや不安に思っていることを相談すること。
（8）　いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。
（自分らしく生きる権利）
第６条　子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。
（1）　ありのままの自分が認められること。
（2）　個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
（3）　自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
（4）　自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
（5）　安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
（6）　安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
（7）　プライバシーや名誉が守られること。

（豊かに育つ権利）
第７条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。
（1）　遊ぶこと。
（2）　学ぶこと。
（3）　保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
（4）　自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
（5）　友だちをつくること。
（6）　様々な世代の人々とふれあうこと。
（7）　地域や社会の活動に参加すること。
（8）　芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
（9）　自然に親しむこと。
（10）　夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。
（参加する権利）
第８条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。
（1）　自分の気持ちや考えを表明すること。
（2）　表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
（3）　年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
（4）　年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
（5）　必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
（6）　仲間をつくり、集まること。
第３章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障
（家庭における権利の保障）
第９条　保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。
2　保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
3　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
4　保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
5　保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。
（育ち学ぶ施設における権利の保障）
第10条　育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。
2　育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
3　育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

4　育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
5　育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
6　育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
7　育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。
(地域における権利の保障)
第 11 条　市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。
2　市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
3　市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
4　市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。
第 4 章　子どもにやさしいまちづくりの推進
(子どもの権利の周知と学習支援)
第 12 条　市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。
2　市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
3　市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。
(子育て家庭への支援)
第 13 条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。
2　市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。
(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)
第 14 条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。
(子どものいじめの防止などに関する取組)
第 15 条　市は、いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) 第 12 条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。
(子どもの虐待の予防などに関する取組)
第 16 条　市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2　子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。
3　育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。
4　市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。
(有害・危険な環境からの保護)
第 17 条　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないよう取り組まなければなりません。
(1)　環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの
(2)　喫煙、飲酒及び薬物の濫用
(3)　売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待
(4)　過激な暴力や性などの有害な情報
(5)　犯罪の被害や加害
(6)　公共施設や交通機関などにおける危険な環境
(子どもの居場所づくりの推進)
第 18 条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。
2　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
3　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
4　市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。
5　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
(意見表明や参加の促進)
第 19 条　市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。
2　育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
3　市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
4　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。
(子ども会議)
第 20 条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第 5 章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第 21 条　市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員 (以下「擁護委員」といいます。) を置きます。

2　擁護委員は、3 人以内とします。

3　擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4　擁護委員の任期は 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5　擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第 22 条　擁護委員は、次の仕事を行います。

(1)　子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。

(2)　権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。

(3)　子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4)　調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5)　勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2　擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1)　仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2)　申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3)　取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第 23 条　市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2　保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第 24 条　市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2　市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

（勧告や要請などの内容の公表）
第 25 条　擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。
2　擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。
（活動状況などの報告と公表）
第 26 条　擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。
第 6 章　子どもに関する施策の推進と検証
（子ども総合計画）
第 27 条　市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。
2　子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。
3　市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。
4　市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。
（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）
第 28 条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。
2　推進会議の委員は、30 人以内とします。
3　委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。
4　委員の任期は 2 年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
5　推進会議には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。
6　推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。
（推進会議の仕事）
第 29 条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。
（1）　子ども総合計画に関すること。
（2）　子どもに関する施策の実施状況に関すること。
（3）　その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。
2　推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。
3　推進会議は、前 2 項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定す

るいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号の事務を行います。
4　推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。
（報告、提言など）
第 30 条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。
2　市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。
3　市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。
　第 7 章　雑則
（委任）
第 31 条　この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。
附　則
（略）

第２次

豊田市子ども総合計画

子ども・子育て支援事業計画

発　行：豊田市
〒471-8501
愛知県豊田市西町三丁目60番地
ＴＥＬ：0565-31-1212（代表）
ＵＲＬ：http://www.city.toyota.aichi.jp/
編　集：豊田市子ども部次世代育成課
協　力：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

2015（平成27）年3月発行

第２次

豊田市子ども総合計画

子ども・子育て支援事業計画

豊田市HP
子育て応援ページ